

第四章

隊員の人事・給与・処遇

○ 国家公務員法 (抄)

〔昭和二十二年十月二十一日〕
法律 第百二十号

最終改正 令和四年六月一七日法律第六八号

(未施行)

国家公務員法をここに公布する。

国家公務員法

第一章 総則

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、国家公務員たる職員について適用すべき各般の根本基準（職員の福祉及び利益を保護するための適切な措置を含む。）を確立し、職員がその職務の遂行に当り、最大の能率を発揮し得るように、民主的な方法で、選択され、且つ、指導さるべきことを定め、以て国民に対し、公務の民主的且つ能率的な運営を保障することを目的とする。

② この法律は、もつぱら日本国憲法第七十三条にいう官吏に関する事務を掌理する基準を定めるものである。

③ 何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、又は違反を企て若しくは共謀してはならない。又、何人も、故意に、この法律又はこの法律に基づく命令の施行に関し、虚偽行為をなし、若しくはなそうと企て、又はその施行を妨げてはな

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

らない。

④ この法律のある規定が、効力を失い、又はその適用が無効とされても、この法律の他の規定又は他の関係における適用は、その影響を受けることがない。

⑤ この法律の規定が、従前の法律又はこれに基づく法令と矛盾し又ははてい触する場合には、この法律の規定が、優先する。

(昭三法・三三・全改、昭四〇法六九・一部改正)

(一般職及び特別職)

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。

- 一 内閣総理大臣
- 二 国務大臣
- 三 人事官及び検査官
- 四 内閣法制局長官
- 五 内閣官房副長官
- 五の二 内閣危機管理監
- 五の三 国家安全保障局長
- 五の四 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
- 六 内閣総理大臣補佐官
- 七 副大臣
- 七の二 大臣政務官

- 七の三 大臣補佐官
- 七の四 デジタル監
- 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
- 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
- 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
- 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
- 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
- 十二 日本学士院会員
- 十二の二 日本学術会議会員
- 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
- 十四 国会職員
- 十五 国会議員の秘書
- 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十一条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第一項第二十四号又は第二十五条に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるものうち、人事院規則で指定するものを除く。）
- 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第

四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員

④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払ってはならない。

⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

- （昭三三法三三・全改、昭三三法五八・昭四四法一・昭四四法二二五・昭五五法四九・昭二六法五九・昭二六法三三・昭二七法四一・昭二七法九七・昭二七法一七四・昭二七法二〇七・昭二七法二五二・昭二七法二六五・昭二九法二六四・昭三二法二一・昭三二法二七・昭三二法四〇・昭三二法六一・昭三三法一五八・昭三三法七八・昭三七法七七・昭三七法二二・昭三七法三三・昭四〇法六九・昭四〇法二一六・昭四一法八九・昭四五法九七・昭四八法二一六・昭五八法六五・昭五八法七八・昭五八法八〇・平元法一・平七法五四・平八法一〇三・平一〇法一三・平一一法一〇二・平一一法二一六・平一一法一〇四・平一一法三三・平一四法九八・平一七法二〇二・平一八法二一八・平一九法八〇・平二五法三二・

平二五法八九・平二六法二二・平二六法六七・平二七法三九・平二七法六六・令三法三六・一部改正

第三章 職員に適用される基準 (平一九法一〇八・改称)

第一節 通則

(平等取扱いの原則)

第二十七条 全て国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第四号に該当する場合を除くほか政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

(昭三三法三二二・令元法三七・一部改正)

(人事管理の原則)

第二十七条の二 職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び第六十一条の九第二項第二号に規定する課程対象者であるか否か又は同号に規定する課程対象者であつたか否かにとらわれてはならず、この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

(平一九法一〇八・追加、平二六法三二・一部改正)

(情勢適応の原則)

第二十八条 この法律及び他の法律に基づいて定められる職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたとき、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

(昭三三法三三・全改、平二六法三二・一部改正)

第二十九条から第三十二条まで 削除 (平一九法一〇八)

第二節 採用試験及び任免

(平一九法一〇八・旧第三節繰上・改称)

(任免の根本基準)

第三十三条 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に当たつては、次に掲げる事項が確保されなければならない。

一 職員の公正な任用

二 行政需要の変化に対応するために行う優れた人材の養成及び活用

③ 職員の免職は、法律に定める事由に基づいてこれを行わなければならない。

④ 第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて第

二項第一号に掲げる事項の確保に関するもの及び前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めのあるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

（昭三三法三三二・全改、平一九法〇八・平二六法三二・一部改正）

第三十三条の二 第五十四条第一項に規定する採用昇任等基本方針には、前条第一項に規定する根本基準の実施につき必要な事項であつて同条第二項第二号に掲げる事項の確保に関するものとして、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用の確保に資する基本的事項を定めるものとする。

（平二六法三二・追加）

第一款 通則

（定義）

第三十四条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 採用 職員以外の者を官職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。
- 二 昇任 職員をその職員が現に任命されている官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 三 降任 職員をその職員が現に任命されている官職より下位の職制上の段階に属する官職に任命することをいう。
- 四 転任 職員をその職員が現に任命されている官職以外の官職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるものをいう。

六 幹部職員 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十条若しくは国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官若しくは同法第二十一条第一項に規定する局長若しくは部長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「幹部職」という。）を占める職員をいう。

七 管理職員 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する課長若しくは室長の官職又はこれらの官職に準ずる官職であつて政令で定めるもの（以下「管理職」という。）を占める職員をいう。

② 前項第五号の標準的な官職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の官職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、政令で定める。

（平一九法一〇八・全改、平二六法三二・一部改正）

（欠員補充の方法）

第三十五条 官職に欠員を生じた場合においては、その任命権者は、法律又は人事院規則に別段の定のある場合を除いては、採用、昇任、降任又は転任のいずれか一の方法により、職員を任命することができる。但し、人事院が特別の必要があると認めて任命の方法を指定した場合は、この限りではない。

(昭三三法三二・一部改正)

(採用の方法)

第三十六条 職員採用は、競争試験によるものとする。ただし、係員の官職(第三十四条第二項に規定する標準的な官職が係員である職制上の段階に属する官職その他これに準ずる官職として人事院規則で定めるものをいう。第四十五条の二第一項において同じ。)以外の官職に採用しようとする場合又は人事院規則で定める場合には、競争試験以外の能力の実証に基づく試験(以下「選考」という。)の方法によることを妨げない。

(昭三三法三二・平一九法一〇八・平二六法三二・一部改正)

第三十七条 削除 (平一九法一〇八)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第九十九条から第一百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

(昭三三法三二・平一九法一五一・平一九法一〇八・令元法三七・一部改正)

改正)

(人事に関する不法行為の禁止)

第三十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する事項を実現するために、金銭その他の利益を授受し、提供し、要求し、若しくは授受を約束したり、脅迫、強制その他これに類する方法を用いたり、直接たると間接たるとを問わず、公の地位を利用し、又はその利用を提供し、要求し、若しくは約束したり、あるいはこれらの行為に関与してはならない。

一 退職若しくは休職又は任用の不承諾

二 採用のための競争試験(以下「採用試験」という。)若しくは任用の志望の撤回又は任用に対する競争の中止

三 任用、昇給、留職その他官職における利益の実現又はこれらのことの推薦

(平一九法一〇八・一部改正)

(人事に関する虚偽行為の禁止)

第四十条 何人も、採用試験、選考、任用又は人事記録に関して、虚偽又は不正の陳述、記載、証明、採点、判断又は報告を行つてはならない。

(平一九法一〇八・一部改正)

(受験又は任用の阻害及び情報提供の禁止)

第四十一条 試験機関に属する者その他の職員は、受験若しくは任用を阻害し、又は受験若しくは任用に不当な影響を与える目的を

以て特別若しくは秘密の情報を提供してはならない。

第四款 任用

（採用昇任等基本方針）

第五十四条 内閣総理大臣は、公務の能率的な運営を確保する観点から、あらかじめ、次条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員を採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するための基本的な方針（以下「採用昇任等基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

② 採用昇任等基本方針には、第三十三条の二に規定する基本的事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用に関する基本的な指針

二 第五十六条の採用候補者名簿による採用及び第五十七条の選考による採用に関する指針

三 第五十八条の昇任及び転任に関する指針

四 管理職への任用に関する基準その他の指針

五 任命権者を異にする官職への任用に関する指針

六 職員の公募（官職の職務の具体的な内容並びに当該官職に求められる能力及び経験を公示して、当該官職の候補者を募集することをいう。次項において同じ。）に関する指針

七 官民の人材交流に関する指針

八 子の養育又は家族の介護を行う職員の状況を考慮した職員の

配置その他の措置による仕事と生活の調和を図るための指針
九 前各号に掲げるもののほか、職員の採用、昇任、降任及び転任に関する制度の適切かつ効果的な運用を確保するために必要な事項

③ 前項第六号の指針を定めるに当たっては、犯罪の捜査その他特殊性を有する職務の官職についての公募の制限に関する事項その他職員の公募の適正を確保するために必要な事項に配慮するものとする。

④ 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、採用昇任等基本方針を公表しなければならない。

⑤ 第一項及び前項の規定は、採用昇任等基本方針の変更について準用する。

⑥ 任命権者は、採用昇任等基本方針に沿つて、職員の採用、昇任、降任及び転任を行わなければならない。

（平一九法一〇八・追加、平六法三・一部改正）

（任命権者）

第五十五条 任命権は、法律に別段の定めのある場合を除いては、内閣、各大臣（内閣総理大臣及び各省大臣をいう。以下同じ。）、会計検査院長及び人事院総裁並びに宮内庁長官及び各外局の長に属するものとする。これらの機関の長の有する任命権は、その部内の機関に属する官職に限られ、内閣の有する任命権は、その直属する機関（内閣府及びデジタル庁を除く。）に属する官職に限られる。ただし、外局の長（国家行政組織法第七条第五項に規定

する実施庁以外の庁にあつては、外局の幹部職）に対する任命権は、各大臣に属する。

② 前項に規定する機関の長たる任命権者は、幹部職以外の官職（内閣が任命権を有する場合にあつては、幹部職を含む。）の任命権を、その部内の上級の国家公務員（内閣が任命権を有する幹部職にあつては、内閣総理大臣又は國務大臣）に限り委任することができ、この委任は、その効力が発生する日の前に、書面をもつて、これを人事院に提示しなければならない。

③ この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは転任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

（昭三三法三二一・全改、昭三七法二六八・平一法一〇二・平六法二一・令三法三六・一部改正）

（採用候補者名簿による採用）

第五十六条 採用候補者名簿による職員を採用は、任命権者が、当該採用候補者名簿に記載された者の中から、面接を行い、その結果を考慮して行うものとする。

（平一九法一〇八・全改）

（選考による採用）

第五十七条 選考による職員を採用（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

の中から行うものとする。

（平一九法一〇八・全改、平六法三二・一部改正）

（昇任、降任及び転任）

第五十八条 職員は昇任及び転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）は、任命権者が、職員は昇任及び転任しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 任命権者は、職員を降任させる場合（職員の幹部職への任命に該当する場合を除く。）には、当該職員は昇任、降任及び転任しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる官職に任命するものとする。

③ 国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない職員は昇任、降任及び転任（職員の幹部職への任命に該当するものを除く。）については、前二項の規定にかかわらず、任命権者が、人事評価以外の能力の実証に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を判断して行うことができる。

（平一九法一〇八・全改、平六法三二・一部改正）

（条件付任用期間）

第五十九条 一般職に属するすべての官職に対する職員は昇任又は

昇任は、すべて条件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 条件附採用に関し必要な事項又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

（昭三法二二・全改）

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（条件付任用）

第五十九条 職員の採用及び昇任は、職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、人事院規則で定める者を採用する場合その他人事院規則で定める場合を除き、条件付のものとし、職員が、その官職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でない）と認められる職員として人事院規則で定める職員にあつては、人事院規則で定める期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

② 前項に定めるもののほか、条件付任用に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（臨時的任用）

第六十条 任命権者は、人事院規則の定めるところにより、緊急の場合、臨時の官職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合には、人事院の承認を得て、六月を超えない任期で、臨時的任用を

行うことができる。この場合において、その任用は、人事院規則の定めるところにより人事院の承認を得て、六月の期間で、これを更新することができるが、再度更新することはできない。

② 人事院は、臨時的任用につき、その員数を制限し、又は、任用される者の資格要件を定めることができる。

③ 人事院は、前二項の規定又は人事院規則に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

④ 臨時的任用は、任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、臨時的に任用された者に対しては、この法律及び人事院規則を適用する。

（昭三法二二・平一九法一〇八・一部改正）

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第六十条の二 任命権者は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第八十二条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）又は年齢六十年に達した日以後に自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の規定により退職（自衛官及び同法第四十四条の六第三項各号に掲げる隊員が退職する場合を除く。）をした者（以下この項及び第三項において「自衛

隊法による年齢六十年以上退職者」という。)を、人事院規則で定めるところにより、従前の勤務実績その他の人事院規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の官職(当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である官職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(一般職の職員の給与に関する法律別表第十一に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職及びこれに準ずる行政執行法人の官職として人事院規則で定める官職(第四項及び第六節第一款第二目においてこれらの官職を「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者がこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の官職を占める職員が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種の官職を占めているものとした場合における第八十一条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。)を超過した者であるときは、この限りでない。

② 前項の規定により採用された職員(以下この条及び第八十二条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

③ 任命権者は、年齢六十年以上退職者又は自衛隊法による年齢六十年以上退職者のうちこれらの者を採用しようとする短時間勤務の官

職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の官職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の官職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の職員を当該短時間勤務の官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

④ 任命権者は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する官職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第五款 休職、復職、退職及び免職

(休職、復職、退職及び免職)

第六十一条 職員の休職、復職、退職及び免職は任命権者が、この法律及び人事院規則に従い、これを行う。

(昭三法三三・二部改正)

第三節 給与 (平一九法一〇八・旧第四節繰上)

(給与の根本基準)

第六十二条 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれになす。

(昭三法三三・平一九法一〇八・二部改正)

第一款 通則 (平一九法一〇八・改称)

(法律による給与の支給)

第六十三条 職員の給与は、別に定める法律に基づいてなされ、これに基づかずには、いかなる金銭又は有価物も支給することはで

きない。

（昭三法三三・平一九法一〇八・二部改正）

（俸給表）

第六十四条 前条に規定する法律（以下「給与に関する法律」とい

う。）には、俸給表が規定されなければならない。

② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

（昭三法三三・平一九法一〇八・二部改正）

（給与に関する法律に定めるべき事項）

第六十五条 給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。

一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項

二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項

三 親族の扶養その他職員が生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項

四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項

五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項

六 一定の期間における勤務の状況を考慮して年末等に特別に支給する給与に関する事項

七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項

② 前項第一号の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する

諸要件を考慮して定められるものとする。

（昭三法三三・平一九法一〇八・二部改正）

第六十六条 削除（平一九法一〇八）

（給与に関する法律に定める事項の改定）

第六十七条 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要を認めるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。

（平一九法一〇八・全改）

第二款 給与の支払

（給与簿）

第六十八条 職員に対して給与の支払をなす者は、先づ受給者につき給与簿を作成しなければならない。

② 給与簿は、何時でも人事院の職員が検査し得るようにしておくなければならない。

③ 前二項に定めるものを除いては、給与簿に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

（昭三法三三・二部改正）

（給与簿の検査）

第六十九条 職員の給与が法令、人事院規則又は人事院指令に適合して行われることを確保するため必要があるときは、人事院は給与簿を検査し、必要があると認めるときは、その是正を命ずることができる。

(昭三法三三・一部改正)

(違法の支払に対する措置)

第七十条 人事院は、給与の支払が、法令、人事院規則又は人事院指令に違反してなされたことを発見した場合には、自己の権限に属する事項については自ら適当な措置をなす外、必要があると認めるときは、事の性質に応じて、これを会計検査院に報告し、又は検察官に通報しなければならない。

(昭三法三三・一部改正)

第四節 人事評価 (平一九法一〇八・追加)

(人事評価の根本基準)

第七十条の二 職員の人事評価は、公正に行われなければならない。
い。

(平一九法一〇八・追加)

(人事評価の実施)

第七十条の三 職員の職務については、その所轄庁の長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、人事院の意見を聴いて、政令で定める。

(平一九法一〇八・追加)

(人事評価に基づく措置)

第七十条の四 所轄庁の長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

② 内閣総理大臣は、勤務成績の優秀な者に対する表彰に関する事

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

項及び成績の著しく不良な者に対する矯正方法に関する事項を立案し、これについて、適当な措置を講じなければならない。

(平一九法一〇八・追加)

第六節 分限、懲戒及び保障

(分限、懲戒及び保障の根本基準)

第七十四条 すべて職員の分限、懲戒及び保障については、公正でなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施につき必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(昭三法三三・一部改正)

第一款 分限

第一目 降任、休職、免職等

(昭五六法七七・目名追加)

(身分保障)

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、人事院規則の定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

(昭三法三三・一部改正)

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

(身分保障)

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

四五四

第七十五条 職員は、法律又は人事院規則で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることはない。

② 職員は、この法律又は人事院規則で定める事由に該当するときには、降給されるものとする。

（欠格による失職）

第七十六条 職員が第三十八条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、人事院規則で定める場合を除くほか、当然失職する。

（昭三法三三二・令元法三七・一部改正）

（離職）

第七十七条 職員の離職に関する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

（昭三法三三二・全改）

（本人の意に反する降任及び免職の場合）

第七十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、人事院規則の定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 その他その官職に必要な適格性を欠く場合

四 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

（昭三法三三二・平一九法一〇八・一部改正）

（本人の意に反する休職の場合）

第七十九条 職員が、左の各号の一に該当する場合又は人事院規則で定めるその他の場合においては、その意に反して、これを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
二 刑事事件に関し起訴された場合

（昭三法三三二・一部改正）

（休職の効果）

第八十条 前条第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中その事故の消滅したときは、休職は当然終了したものとし、すみやかに復職を命じなければならない。

② 前条第二号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

③ いかなる休職も、その事由が消滅したときは、当然に終了したものとみなされる。

④ 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。休職者は、その休職の期間中、給与に関する法律で別段の定めをしない限り、何らの給与を受けてはならない。

（昭三法三三二・平一九法一〇八・一部改正）

（適用除外）

第八十一条 一次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定は、適用しない。

- 一 臨時的職員
- 二 条件付採用期間中の職員

② 前項各号に掲げる職員の分限については、人事院規則で必要な事項を定めることができる。

（昭三三法三三三・昭三七法一六・昭五六法七七・平一九法一〇八・平二六法六九・一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の目名が加わる。

第二目 管理監督職務上限年齢による降任等

* 令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

（管理監督職務上限年齢による降任等）

第八十一条の二 任命権者は、管理監督職（一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項に規定する官職及びこれに準ずる官職として人事院規則で定める官職並びに指定職（これらの官職のうち、病院、療養所、診療所その他の国の部局又は機関に勤務する医師及び歯科医師が占める官職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる官職として人事院規則で定める官職を除く。）をいう。以下この目及び第八十一条の七において同じ。）を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この目及び同条において同じ。）（第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の官職又は管理監督職務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの官職を「他の官職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該職員について他の官職への昇任、降任若しくは転任をした場合又は第八十一条の七第一項の規定により当該職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 国家行政組織法第十八条第一項に規定する事務次官及びこれに準ずる管理監督職のうち人事院規則で定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不相当と認められる管理監督職として人事院規則で定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

四五五

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

四五六

③ 第一項本文の規定による他の官職への降任又は転任（以下この目及び第八十九条第一項において「他の官職への降任等」という。）を行うに当たつて任命権者が遵守すべき基準に関する事項その他の他の官職への降任等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

（管理監督職への任用の制限）

第八十一条の三 任命権者は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の官職への降任等をされた職員にあつては、当該他の官職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

（適用除外）

第八十一条の四 前二条の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員には適用しない。

*令和三年法律第六一号で、令和五年四月一日から次の一条が加わる。

（管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第八十一条の五 任命権者は、他の官職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定する定

年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の官職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことできない。

③ 任命権者は、第一項の規定により異動期間を延長することができる

る場合を除き、他の官職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事院規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該職員の他の官職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができ。

④ 任命権者は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、延長された当該異

動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

⑤ 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第二目 定年（昭五六法七七・追加）

*令和三年法律第六一号で、本目名は令和五年四月一日から次のように改まる。

第三目 定年による退職等

（定年による退職）

第八十一条の二 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

一 病院、療養所、診療所等で人事院規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師 年齢六十五年

二 庁舎の監視その他の庁務及びこれに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの 年齢六十三年

三 前二号に掲げる職員のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十年

とすることが著しく不相当と認められる官職を占める職員で人事院規則で定めるもの。六十年を超え、六十五年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用しない。

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（定年による退職）

第八十一条の六 職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日（次条第一項及び第二項ただし書において「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不相当と認められる官職を占める医師及び歯科医師その他の職員として人事院規則で定める職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢とする。

③ 前二項の規定は、臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない官職を占める職員には適用し

ない。

（昭五六法七七・追加）

（定年による退職の特例）

第八十一条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、人事院の承認を得て、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

（昭五六法七七・追加）

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（定年による退職の特例）

第八十一条の七 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある

と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている職員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の退職により、当該職員が占める官職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として人事院規則で定める事由

② 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事院の承認を得て、これらの期限の翌日から起算

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して三年を超えることができない。

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

*令和三年法律第六一号で、次の条は令和五年四月一日に削られる。
(定年退職者等の再任用)

第八十一条の四 任命権者は、第八十一条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者若しくは定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして人事院規則で定める者（以下「定年退職者等」という。）又は自衛隊法の規定により退職した者であつて定年退職者等に準ずるものとして人事院規則で定める者（次条において「自衛隊法による定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、人事院規則の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年

齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

（平一法八三・全改、平二六法三二・一部改正）

*令和三年法律第六一号で、次の条は令和五年四月一日に削られる。

第八十一条の五 任命権者は、定年退職者等又は自衛隊法による定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職（当該官職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。）に採用することができる。

② 前項の規定により採用された職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の官職については、定年退職者等及び自衛隊法による定年退職者等のうち第八十一条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

（平一法八三・追加）

（定年に関する事務の調整等）

第八十一条の六 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を

講ずるものとする。

（昭五六法七七・追加、平一法八三・旧第八十一条の五繰下）

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

（定年に関する事務の調整等）

第八十一条の八 内閣総理大臣は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、各行政機関が行う当該事務の運営に関し必要な調整を行うほか、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事項について適切な方策を講ずるものとする。

第二款 懲戒

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

② 職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定める

ものを使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によりかつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（昭三三法三三・昭四〇法六九・平一法八三・平二法二九・平一
一法二二〇・平一四法九八・平一七法一〇二・平一九法五八・一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

（懲戒の場合）

第八十二条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができ、

一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反した場合

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

② 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものを使用される者（以下この項において「特別職国家公務員等」という。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引き続き職員としての在職期間（当該退職前に同様の退職（以下この項において「先の退職」という。）、特別職国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き職員としての在職期間を含む。以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。）中に前項各号のいずれかに該

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

四六一

当したときは、当該職員に対し、同項に規定する懲戒処分を行うことができる。定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者となつた日までの引き続き職員としての在職期間（要請に応じた退職前の在職期間を含む。）又は第六十条の二第一項の規定によりかつて採用されて定年前再任用短時間勤務職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

（懲戒の効果）

第八十三条 停職の期間は、一年をこえない範囲内において、人事院規則でこれを定める。

② 停職者は、職員としての身分を保有するが、その職務に従事しない。停職者は、第九十二条の規定による場合の外、停職の期間中給与を受けることができない。

（昭三三法二二・一部改正）

（懲戒権者）

第八十四条 懲戒処分は、任命権者が、これを行う。

② 人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することができる。

（昭三三法二二・一部改正）

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

第八十四条の二 人事院は、前条第二項の規定による権限（国家公務員倫理法又はこれに基づく命令（同法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項の規定に基づく規則を含む。）に違反する行為に関して行われるものに限る。）を国家公務員倫理審査会

に委任する。

（平二法二九・追加、平二法三〇・平一四法九八・平一七法一〇

二・一部改正）

（刑事裁判との関係）

第八十五条 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に関し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

（昭三三法二二・全改）

第三款 保障

第一目 勤務条件に関する行政措置の要求

（勤務条件に関する行政措置の要求）

第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

（昭三三法二二・昭四〇法六九・一部改正）

（事案の審査及び判定）

第八十七条 前条に規定する要求のあつたときは、人事院は、必要と認める調査、口頭審理その他の事実審査を行い、一般国民及び関係者に公平なように、且つ、職員の能率を發揮し、及び増進する見地において、事案を判定しなければならない。

(昭三三法三二・一部改正)

(判定の結果採るべき措置)

第八十八条 人事院は、前条に規定する判定に基き、勤務条件に関して一定の措置を必要と認めるときは、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長に対し、その実行を勧告しなければならない。

(昭三三法三二・昭四〇法六九・一部改正)

第二目 職員の意に反する不利益な処分に関する審査
(職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付)

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給し、降任し、休職し、免職し、その他これに対しいちじるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、その処分を行う者は、その職員に対し、その処分の際、処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第八十九条 職員に対し、その意に反して、降給(他の官職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(他の官職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をし、その他職員に対し著しく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行おうとするときは、当該処分を行う者は、当該職員に対し、当該処分の際、当該処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

② 職員が前項に規定するいちじるしく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

② 職員が前項に規定する著しく不利益な処分を受けたと思料する場合には、同項の説明書の交付を請求することができる。

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。

(昭三七法六一・平二六法六九・一部改正)

(審査請求)

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ審査請求をすることができる。

② 前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、審査請求をすることができる。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

③ 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第二章の規定を適用しない。

(昭三七法六一・全改、平二六法六九・一部改正)

(審査請求期間)

第九十条の二 前条第一項に規定する審査請求は、処分説明書を受領した日の翌日から起算して三月以内にならなければならない。処分

があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

（昭三七法一六一・追加、平二六法六九・一部改正）

（調査）

第九十一条 第九十条第一項に規定する審査請求を受理したときは、人事院又はその定める機関は、直ちにその事案を調査しなければならぬ。

② 前項に規定する場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

③ 処分を行つた者又はその代理者及び処分を受けた職員は、すべての口頭審理に出席し、自己の代理人として弁護人を選任し、陳述を行い、証人を出席せしめ、並びに書類、記録その他のあらゆる適切な事実及び資料を提出することができる。

④ 前項に掲げる者以外の者は、当該事案に関し、人事院に対し、あらゆる事実及び資料を提出することができる。

（昭三三法三二一・昭三七法一六一・平二六法六九・一部改正）

（調査の結果採るべき措置）

第九十二条 前条に規定する調査の結果、処分を行うべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

② 前条に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由

のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての権利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不当な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示しなければならない。

③ 前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

（昭三三法三二一・全改）

（審査請求と訴訟との関係）

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求をすることができるものの取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（昭三七法一四〇・追加、平二六法六九・一部改正）

第三目 公務傷病に対する補償

（公務傷病に対する補償）

第九十三条 職員が公務に基き死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくはこれに起因して死亡した場合における、本人及びその直接扶養する者がこれによつて受ける損害に対し、これを補償する制度が樹立し実施せられなければならない。

② 前項の規定による補償制度は、法律によつてこれを定める。

（法律に規定すべき事項）

第九十四条 前条の補償制度には、左の事項が定められなければならない

らない。

一 公務上の負傷又は疾病に起因した活動不能の期間における経済的困窮に対する職員の保護に関する事項

二 公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害せられた場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

三 公務上の負傷又は疾病に起因する職員の死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡当時その収入によつて生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項

(補償制度の立案及び実施の責務)

第九十五条 人事院は、なるべくすみやかに、補償制度の研究を行い、その成果を国会及び内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

(昭三三法三二一・全改)

第七節 服務

(服務の根本基準)

第九十六条 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律又は国家公務員倫理法に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

(昭三三法三二一・平一法二一九・一部改正)

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

(服務の宣誓)

第九十七条 職員は、政令の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(昭三三法三二一・昭四〇法六九・一部改正)

(法令及び上司の命令に従う義務並びに争議行為等の禁止)

第九十八条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、

且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

② 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

③ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、對抗することができない。

(昭三三法三二一・全改、昭二七法三九・昭三五法二一三・昭三七法一

六一・昭四〇法六九・一部改正)

(信用失墜行為の禁止)

第九十九条 職員は、その官職の信用を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第一百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

② 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。

③ 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。

④ 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

⑤ 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは、「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。

（昭三法三二・昭四〇法六九・平一九法一〇八一部改正）

（職務に専念する義務）

第一百一条 職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならぬ。職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、官職を兼ね

てはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給与を受けてはならない。

② 前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官庁が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

（昭二法三二・全改、昭四〇法六九一部改正）

（政治的行為の制限）

第一百二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

② 職員は、公選による公職の候補者となることができない。

③ 職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

（昭三法三二・一部改正）

（私企業からの隔離）

第一百三条 職員は、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下営利企業という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。

② 前項の規定は、人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場合には、これを適用しない。

③ 営利企業について、株式所有の関係その他の関係により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職員に対し、人事院は、人事

院規則の定めるところにより、株式所有の関係その他の関係について報告を徴することができる。

④ 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前項の報告に基づき、企業に対する関係の全部又は一部の存続が、その職員の職務遂行上適当でないと認めるときは、その旨を当該職員に通知することができる。

⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して三月以内に、人事院に審査請求をすることができる。

⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

⑦ 第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が同項の審査請求について調査した結果、通知の内容が正当であると裁決された職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(昭三三法二二二・昭三七法二四〇・昭三七法一六一・昭三八法一一一・平一法一〇四・平一四法九八・平一七法一〇二・平一九法一〇八・平二六法六九・一部改正)

(他の事業又は事務の関与制限)

第一百四條 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。

(昭三三法二二三・昭四〇法六九・一部改正)

(職員の職務の範囲)

第一百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

(昭三三法二二二・全改)

(勤務条件)

第一百六條 職員の勤務条件その他職員の服務に関し必要な事項は、人事院規則でこれを定めることができる。

② 前項の人事院規則は、この法律の規定の趣旨に沿うものでなければならぬ。

(昭三三法二二二・一部改正)

第八節 退職管理 (平一九法一〇八・追加)

第一款 離職後の就職に関する規制

(平一九法一〇八・追加)

(他の役職員についての依頼等の規制)

第一百六條の二 職員は、営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人を除く。)をいう。以下同じ。)に対し、他の職員若しくは行政執行法人の役員(以下「役職員」という。)をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利

企業等若しくはその子法人（当該営利企業等に財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

二 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合（独立行政法人通則法第五十四条第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項に規定する退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合を含む。）

三 官民人材交流センター（以下「センター」という。）の職員が、その職務として行う場合

③ 前項第二号の「退職手当通算法人」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以

下同じ。）その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。）をいう。

④ 第二項第二号の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち政令で定めるものをいう。

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・一部改正）

（在職中の求職の規制）

第六六条の三 職員は、利害関係企業等（営利企業等のうち、職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に対し、離職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

② 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）が退職手当通算法人に対して行う場合

二 在職する局等組織（国家行政組織法第七条第一項に規定する官房若しくは局、同法第八条の二に規定する施設等機関その他これらに準ずる国の部局若しくは機関として政令で定めるもの、これらに相当する行政執行法人の組織として政令で定めるもの又は都道府県警察をいう。以下同じ。）の意思決定の権限を実質的に有しない官職として政令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合

四 職員が利害関係企業等に対し、当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合

③ 前項第四号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就

職等監視委員会に委任する。

④ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・平二六法六九一部改正）

（再就職者による依頼等の規制）

第六六条の四 職員であつた者であつて離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者（以下「退職手当通算離職者」という。）を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と当該営利企業等若しくはその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関して、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

② 前項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

③ 前二項の規定によるもののほか、再就職者のうち、国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「局長等としての在職機関」という。）に属する役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

④ 前三項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この項において「行政機関等」という。）に属する

役員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したもの又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

⑤ 前各項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として政令で定めるものを行うために必要な場合

二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは国、行政執行法人若しくは都道府県との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として政令で定める場合

三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合

四 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第一項に規定する競争の手続、行政執行法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合

五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。）

六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として政令で定める場合において、政令で定める手続により内閣総理大臣の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

⑥ 前項第六号の規定による内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任する。

⑦ 前項の規定により再就職等監視委員会に委任された権限は、政令で定めるところにより、再就職等監察官に委任することができる。

⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認（前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。）についての審査請求は、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

⑨ 職員は、第五項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたとき（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第一項から第四項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、再就職等監察官にその旨を届け出なければならない。

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・平二六法六九・一部改正）

第二款 再就職等監視委員会（平一九法一〇八・追加）

（設置）

第六六条の五 内閣府に、再就職等監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第十八条の四の規定により委任を受けた権限に基づき調査を行うこと。

二 第六六条の三第三項及び前条第六項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

（平一九法一〇八・追加）

（職権の行使）

第百六条の六 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

（平一九法一〇八・追加）

（組織）

第百六条の七 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

- ② 委員は、非常勤とする。
- ③ 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- ④ 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（平一九法一〇八・追加）

（委員長及び委員の任命）

第百六条の八 委員長及び委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができ、法律又は社会に関する学識経験を有する者であつて、かつ、役職員又は自衛隊員としての前歴（檢察官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。）を有しない者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

② 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員長又は委員を任命することができる。

③ 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事

後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（平一九法一〇八・追加、平二六法三・一部改正）

（委員長及び委員の任期）

第百六条の九 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- ② 委員長及び委員は、再任されることができる。
- ③ 委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長及び委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（平一九法一〇八・追加）

（身分保障）

第百六条の十 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 役職員又は自衛隊員（第百六条の八第一項に規定する政令で定める者を除く。）となつたとき。
- 四 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(平一九法一〇八・追加、平二天法三・一部改正)

(罷免)

第百六条の十一 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

(平一九法一〇八・追加)

(服務)

第百六条の十二 委員長及び委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

② 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

③ 委員長は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

(平一九法一〇八・追加)

(給与)

第百六条の十三 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(平一九法一〇八・追加)

(再就職等監察官)

第百六条の十四 委員会に、再就職等監察官(以下「監察官」という。)を置く。

② 監察官は、委員会の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員法)

一 第百六条の三第四項及び第百六条の四第七項の規定により委任を受けた権限に基づき承認を行うこと。

二 第百六条の四第九項の規定による届出を受理すること。

三 第百六条の十九及び第百六条の二十第一項の規定による調査を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、この法律及び他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

③ 監察官のうち常勤とすべきものの定数は、政令で定める。

④ 前項に規定するもののほか、監察官は、非常勤とする。

⑤ 監察官は、役職員又は自衛隊員としての前歴(検査官その他の職務の特殊性を勘案して政令で定める者としての前歴を除く。)を有しない者のうちから、委員会の議決を経て、内閣総理大臣が任命する。

(平一九法一〇八・追加、平二天法三・一部改正)

(事務局)

第百六条の十五 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

② 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

③ 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(平一九法一〇八・追加)

(違反行為の疑いに係る任命権者の報告)

第百六条の十六 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為(第百六条の二から第百六条の四までの規定に違反

する行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を委員会に報告しなければならない。

（平一九法一〇八・追加）

（任命権者による調査）

第一百六条の十七 任命権者は、職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該再就職等規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、委員会にその旨を通知しなければならない。

② 委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。

③ 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（平一九法一〇八・追加）

（任命権者に対する調査の要求等）

第一百六条の十八 委員会は、第一百六条の四第九項の届出、第一百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該再就職等規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

② 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

（平一九法一〇八・追加）

（共同調査）

第一百六条の十九 委員会は、第一百六条の十七第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、再就職等規制違反行為に関して、監察官に任命権者と共同して調査を行わせることができる。

（平一九法一〇八・追加）

（委員会による調査）

第一百六条の二十 委員会は、第一百六条の四第九項の届出、第一百六条の十六の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に再就職等規制違反行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、特に必要があると認めるときは、当該再就職等規制違反行為に関する調査の開始を決定し、監察官に当該調査を行わせることができる。

② 任命権者は、前項の調査に協力しなければならない。

③ 委員会は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、任命権者に対し、当該調査の結果を通知しなければならない。

（平一九法一〇八・追加）

（勧告）

第一百六条の二十一 委員会は、第一百六条の十七第三項（第一百六条の十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査の結果の報告に照らし、又は第一百六条の十九若しくは前条第一項の規定により監察官に調査を行わせた結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる。

② 任命権者は、前項の勧告に係る措置について、委員会に対し、報告しなければならない。

③ 委員会は、内閣総理大臣に対し、この節の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置について、勧告することができる。

(平一九法一〇八・追加)

(政令への委任)

第百六条の二十二 第百六条の五から前条までに規定するもののは、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一九法一〇八・追加)

第三款 雑則 (平一九法一〇八・追加)

(任命権者への届出)

第百六条の二十三 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、政令で定めるところにより、任命権者に政令で定める事項を届け出なければならない。

② 前項の届出を受けた任命権者は、第百六条の三第一項の規定の趣旨を踏まえ、当該届出を行った職員の任用を行うものとする。

③ 第一項の届出を受けた任命権者は、当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員(以下「管理職職員」という。)である場合には、速やかに、当該届出に係る事項を内閣総理大臣に通知するものとする。

(平一九法一〇八・追加)

(内閣総理大臣への届出)

第百六条の二十四 管理職職員であつた者(退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。)は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合(前条第一項の規定により政令で定める事項を届けた場合を除く。)には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人(法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人に該当するものを除く。))のうち政令で定めるものをいう。

三 認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。)

四 公益社団法人又は公益財団法人(国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。)

② 管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業(前項第二号又は第三号に掲げる法人を除く。)の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除く。

き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・一部改正）

（内閣総理大臣による報告及び公表）

第六六条の二十五 内閣総理大臣は、第六六条の二十三第三項の規定による通知及び前条の規定による届出を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

② 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。

（平一九法一〇八・追加）

（退職管理基本方針）

第六六条の二十六 内閣総理大臣は、あらかじめ、第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者と協議して職員の退職管理に関する基本的な方針（以下「退職管理基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

② 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、退職管理基本方針を公表しなければならない。

③ 前二項の規定は、退職管理基本方針の変更について準用する。

④ 任命権者は、退職管理基本方針に沿つて、職員の退職管理を行わなければならない。

（平一九法一〇八・追加）

（再就職後の公表）

第六六条の二十七 在職中に第六六条の三第二項第四号の承認を得た管理職職員が離職後に当該承認に係る営利企業等の地位に就いた場合には、当該管理職職員が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察（以下この条において「在職機関」という。）は、政令で定めるところにより、その者の離職後二年間（その者が当該営利企業等の地位に就いている間に限る）、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一 その者の氏名

二 在職機関が当該営利企業等に対して交付した補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の総額

三 在職機関と当該営利企業等との間の売買、貸借、請負その他の契約の総額

四 その他政令で定める事項

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・一部改正）

第四章 罰則

第六九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反して任命を受諾した者
二 第八条第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつ

た閣員

- 三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）
- 四 第十五条の規定に違反して官職を兼ねた者
- 五 第十六条第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者
- 六 第十九条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者
- 七 第二十条の規定に違反して故意に報告しなかつた者
- 八 第二十七条の規定に違反して差別をした者
- 九 第四十七条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員
- 十 第八十三条第一項の規定に違反して停職を命じた者
- 十一 第九十二条の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者
- 十二 第百条第一項若しくは第二項又は第百六条の十二第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 十三 第百三条の規定に違反して営利企業の地位についた者
- 十四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

- 十五 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長若しくは課長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当地の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

- 十六 国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官、同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職又はこれらに準ずる職であつて政令で定めるものに就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、局長等としての在職機関に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務であつて局長等としての在職機関の所掌に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

- 十七 在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下この号において「行政機関等」という。）に属する役職員又はこれに類する者として政令で定めるものに対し、国、行政執行法人若しくは都道府県と営

利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該行政機関等においてその締結について自らが決定したものと又は当該行政機関等による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

十八 第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

（昭三法三二・全改、昭三法二五八・昭四〇法六九・平一九法一〇）
八・平二六法六七・一部改正

第一百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第六項の規定に違反した者

二 削除

三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。次号及び第五号において同じ。）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその

写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに應じなかつた者
五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

五の二 第十七条第三項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（第十八条の三第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の調査の対象である職員又は職員であつた者）を除く。）

六 第十八条の規定に違反して給与を支払つた者

七 第三十三条第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九条の規定による禁止に違反した者

九 第四十条の規定に違反して虚偽行為を行つた者

十 第四十一条の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三条の規定に違反して給与を支給した者

十二 第六十八条の規定に違反して給与の支払をした者

十三 第七十条の規定に違反して給与の支払について故意に適当な措置をとらなかつた人事官

十四 第八十三条第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六条の規定に違反して故意に勤務条件に関する行政措置の要求の申出を妨げた者

十六及び十七 削除

十八 第一百零八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 削除

二十 第一百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者
② 前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（昭三法三三二・全改、昭四〇法六九・平二法二一九・平一九法一〇八・令三法七五・一部改正）

第一百十一条 第一百九条第二号より第四号まで及び第十二号又は前条第一項第一号、第三号から第七号まで、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、そそのかし又はそのほう助をした者は、それぞれ各本条の刑に処する。

（昭三法三三二・全改、昭三法二五八・昭四〇法六九・一部改正）

第一百十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 何人たるを問わず第九十八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

二 第一百二条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者

（令三法七五・追加）

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（第一百六条の二第一項又は第一百六条の三第一項の規定に違反する行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたること、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に關し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに關し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員をその離職後に、若しくは役員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同項において準用する場合を含む。）の要求又は相約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員法）

当の行為をしなかつた職員

（平一九法一〇八・追加、平二六法六七・一部改正）

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過

料に処する。

一 第一百六条の四第一項から第四項までの規定に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として政令で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）

二 第一百六条の二十四第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（平一九法一〇八・追加）

附 則 抄

第一条 この法律中附則第二条の規定は、昭和二十二年十一月一日から、その他の規定は、昭和二十三年七月一日からこれを施行する。

② この法律中人事院及び服務に関する規定（これらに関する罰則及び附則の規定を含む。）以外の規定は、法律、人事院規則又は人事院指令の定めるところにより、実行の可能な限度において、逐次これを適用することができる。

（昭三三法三三二・一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改

まる。

第一条 この法律は、昭和二十三年七月一日から施行する。

○職員の任免（抄）

〔平成二十一年三月十八日〕
〔人事院規則八一―一二〕

最終改正 令和四年二月一日人事院規則八一―一二九

（未施行）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、人事院規則八一―一二（職員の任免）の全部改正に関し次の人事院規則を制定する。

人事院規則八一―一二七

人事院規則八一―一二（職員の任免）の全部を改正する人事院規則

人事院規則八一―一二（職員の任免）の全部を次のように改正する。

人事院規則八一―一二

職員の任免

第一章 総則

（趣旨）

第一条 職員の任免は、官職の職務と責任の特殊性に基づいて法附則第十三条の規定により法律又は規則をもって別段の定めをした場合を除き、この規則の定めるところによる。
（任免の基本原則等）

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の任免）

第二条 いかなる場合においても、法第二十七条に定める平等取扱

の原則、法第二十七条の二に定める人事管理の原則及び法第三十条に定める任免の基本基準並びに法第五十五条第三項及び法第七百八条の七の規定に違反して職員の任免を行ってはならない。

2 職員の任免は、情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けて行つてはならず、公正に行わなければならない。

第三条 任命権者は、国における政策の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されるよう、性別にかかわらず人材の確保、育成及び活用を行うよう努めなければならない。

（定義）

第四条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 法第三十四条第一項第一号に規定する採用をいう。

二 昇任 法第三十四条第一項第二号に規定する昇任をいう。

三 降任 法第三十四条第一項第三号に規定する降任をいう。

四 転任 法第三十四条第一項第四号に規定する転任（次号に該当するものを除く。）をいう。

五 配置換 職員をその職員が現に任命されている官職と任命権者を同じくする他の官職（その存する標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）に規定する部局又は機関等（これらに準ずるものとして人事院が定めるものを含む。第二十六條第三項において「部局又は機関等」という。）及び職制

上の段階を同じくするものに限る。）に任命することをいう。

六 併任 採用、昇任、降任、転任又は配置換の方法により現に官職に任命されている職員を、その官職を占めさせたまま、他の官職に任命することをいう。

七 離職 職員が職員としての身分を失うことをいう。

八 失職 職員が欠格条項に該当することによって当然離職することをいう。

九 退職 失職の場合及び懲戒免職の場合を除いて、職員が離職することをいう。

十 免職 職員をその意に反して退職させることをいう。

十一 辞職 職員がその意により退職することをいう。

十二 任命権者 法第五十五条第一項又はその他の法律の規定により任命権を有する者をいい、同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合は、その委任を受けた者をいう。

十三 期間業務職員 相当の期間任用される職員を就けるべき官職以外の官職である非常勤官職であつて、一会計年度内に限つて臨時的に置かれるもの（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職その他人事院が定める官職を除く。）に就けるために任用される職員

（平二六人事規八一・二八・一部改正）

（任命権の委任）

第五条 法第五十五条第二項の規定による任命権の委任（以下この条において「任命権の委任」という。）を行うに当たっては、一

の官職について二以上の任命権者が同時に存在しないようにしなければならない。

2 任命権の委任を行う場合には、委任を受ける国家公務員の占める職の組織上の名称、勤務場所及びその権限の及ぶ官職の範囲を記入した書面を、その委任の効力が発生する日の前に、人事院に提示しなければならない。

3 任命権の委任を受けた職員は、委任された任命権を更に他の職員に委任することはできない。

（平二六人事規一六二・一部改正）

第二章 任用

第一節 通則

（欠員補充の方法）

第六条 任命権者は、採用、昇任、降任、転任又は配置換のいずれかの方法により、職員を官職に任命することができる。

2 前項に定める方法のほか、特別の事情がある場合には、任命権者は、併任又は臨時的任用により職員を官職に任命することができる。

3 任命権者を異にする官職に職員を昇任させ、降任させ、転任させ、又は併任する場合には、当該職員が現に任命されている官職の任命権者の同意を得なければならない。

（特定官職への任命）

第七条 任命権者は、本省の課長以上の官職等の公正な任命の確保が特に必要と認められる官職（以下この章において「特定官職」

という。)への任命に当たっては、性別その他任命される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求めめる圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、任命される者について、補充しようとする官職の職務遂行に必要とされる知識、経験及び管理的又は監督的能力その他当該官職の職務を良好に遂行する能力の有無を、経歴評定、人事評価の結果その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならない。

2 特定官職は、職務の複雑と責任の度に応じて四段階に区分することとし、それぞれの段階の区分及び当該段階に属する官職は、人事院が定めるものとする。

第二節 採用

第二款 選考採用

(選考による職員採用)

第十八条 法第三十六条に規定する選考の方法によることを妨げない場合として人事院規則で定める場合は、職員を同情に規定する係員の官職のうち次に掲げる官職に採用しようとする場合とする。

- 一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人を含む。以下この条及び第三十二条第一項第一号において同じ。)に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (職員の任免)

をもつて補充しようとする官職でその者が現に就いている職と同等以下と認められるもの

二 かつて職員であった者をもつて補充しようとする官職でその者がかつて正式に任命されていた官職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められるもの

三 採用試験を行っても十分な競争者が得られないことが予想される官職又は職務と責任の特殊性により職務の遂行能力について職員順位の判定が困難な官職で、選考による採用について人事院が定める基準を満たすもの(次号に規定する人事院が定める官職を除く。)

四 特別の知識、技術又はその他の能力を必要とする官職で、当該特別の知識、技術又はその他の能力に照らして採用試験にすることが不適當であると認められるものとして人事院が定めるもの

五 庁舎の監視その他の庁務等を職務の内容とする官職で、当該職務の内容に照らして採用試験にすることが不適當であると認められるものとして人事院が定めるもの

六 補充しようとする官職に係る名簿がない官職又は補充しようとする官職に係る名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が五人に満たない官職で選考による採用について人事院の承認を得たもの

七 次に掲げる者をもつて補充しようとする官職(第一号及び第二号に掲げる官職を除く。)

イ かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖繩振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。）又は港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の二十九第一項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第七十八条第一項に規定する国派遣職員（第三十二条第一項において単に「国派遣職員」という。）

ロ 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖繩振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に就いている者で、採用後一定期間を経過した後退職し、これらの職に復帰することが前提とされているもの

八 育児休業法第七条第一項又は第二十三条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする官職

九 配偶者同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする官職

九の二 第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする同項第三号に掲げる官職

十 その他採用試験によることが不適当であると認められる官職

で選考による採用について人事院の承認を得たもの

2 人事院は、前項第四号又は第五号の規定により官職を定めた場合には、その官職を官報により告知しなければならない。

3 任命権者は、選考により職員を特定官職（特定幹部職（法第三十四条第一項第六号に規定する幹部職（第二十五条第三号及び第三十条第一項において「幹部職」という。）で、人事院、検察庁、会計検査院又は警察庁に属するもの以外のものをいう。以下同じ。）に該当する官職を除く。）に採用しようとする場合には、人事院と協議しなければならない。

（平二六人事規一六〇・平二六人事規一六二・平二七人事規一六三
・平二七人事規八一二二一・平二八人事規八一二二二・令二人事
規八一二二一三・二部改正）

（選考の目的）

第十九条 選考は、選考される者が、補充しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る法第三十四条第一項第五号に規定する標準職務遂行能力及び当該補充しようとする官職についての適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）を有するかどうかを判定することを目的とする。

（選考に関する権限）

第二十条 任命権者は、選考に関し次に掲げる権限及び責務を有する。

- 一 選考を実施すること。
- 二 選考の実施に必要な事項について調査を行うこと。

- 三 その他法及び規則によりその権限に属させられた事項
- 二 前項の権限は、部内の職員に委任することができる。
- 三 人事院は、任命権者（前項の規定により第一項の権限が委任されている場合には、その委任を受けた者）の委任を受けて、第一項に掲げる権限の一部を行うことができる。

（選考の方法）

第二十一条 選考は、選考される者が、官職に係る能力及び適性を有するかどうかを、経歴、知識又は資格を有すること等を要件とする任命権者が定める基準に適合しているかどうかに基づいて判定するものとし、その判定は、人事院が定めるところにより、任命権者が次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 一般的な知識及び知能若しくは専門的な知識、技術等についての筆記試験若しくは文章による表現力若しくは課題に関する理解力等についての論文試験若しくは作文試験又はこれらに代わる適当な方法
- 二 人柄、性向等についての人物試験、技能等の有無についての実地試験又は過去の経歴の有効性についての経歴評定
- 三 補充しようとする官職の特性に応じ、身体検査、身体測定若しくは体力検査又はこれらに代わる適当な方法

（選考の手続）

第二十二条 任命権者は、選考に当たっては、官職に係る能力及び適性にかかわらず、インターネットの利用、公共職業安定所への求人申込み等による告知を行い、できる限り広く募集を行うも

のとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 官職に必要とされる知識、経験等の性質が特殊である等の事情から公募により難い場合
- 二 第十八条第一項第一号又は第七号に掲げる官職に採用しようとする場合
- 三 第四十二条第二項の規定により同項第三号に掲げる官職に任期を定めて採用された職員を、その任期の満了後に引き続き育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用しようとする場合（その採用により処理しようとする同項に規定する業務が当該職員の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）

2 前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 選考に係る官職についての職務と責任の概要
- 二 選考の結果に基づいて採用された場合の初任給その他の給与
- 三 応募資格
- 四 選考の実施時期及び場所
- 五 応募の受付期間及び方法その他必要な手続
- 六 選考の方法の概要
- 七 その他必要と認める事項

（平二六人事規一六二・平二八人事規八一二二・一部改正）

（選考の監査）

第二十三条 人事院は、任命権者が行う選考の状況及び結果を随時

監査し、法及び規則に違反していると認められた場合においては、その是正を指示することができる。

（選考による採用の報告）

第二十四条 任命権者は、選考により職員を第十八条第一項第三号若しくは第八号から第九号の二までに掲げる官職又は特定幹部職に採用した場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。

（平二六人事規一六〇・平二六人事規一六二・平二八人事規八一二）

（一一・一部改正）

第三節 昇任、降任、転任及び配置換

（昇任）

第二十五条 任命権者は、職員を特定幹部職に昇任させる場合を除き、次の各号に掲げる官職の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす職員のうち、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者（第三号に掲げる官職に昇任させようとする場合にあつては、国の行政及び所管行政の全般について、高度な知識及び優れた識見を有し、指導力を有すると認められる者に限る。）の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を昇任させることができる。

一 次号及び第三号に掲げる官職以外の官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した二回の能力評価のうち、一の能力評価の全体評語（人事評価政令第九条第三項（人事評価政令第十四条において準用する場合を

含む。）に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること（本省の係長の官職その他の人事院が定める官職に昇任させようとする場合にあつては、この要件に準ずるものとして人事院が定める要件を含む。）。

ロ 昇任させようとする日以前における直近の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

ハ 昇任させようとする日以前一年以内に、法第八十二条の規定に基づく懲戒処分又はこれに相当する処分（以下「懲戒処分等」という。）を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき懲戒処分等を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

二 本省の課長の官職その他の人事院が定める官職（次号に掲げる官職を除く。） 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の能力評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

ロ 前号ロに掲げる要件

ハ 昇任させようとする日以前二年以内で懲戒処分等の種類別に人事院が定める期間において懲戒処分等を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判

明した事実に基づき懲戒処分等を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

三 特定幹部職以外の幹部職その他の人事院が定める官職 次に掲げる要件

イ 昇任させようとする日以前における直近の連続した三回の能力評価のうち、直近の連続した二回の能力評価の全体評価が上位の段階であり、かつ、他の能力評価の全体評価が上位又は中位の段階であること（第一号に掲げる官職を占める職員をこの号に掲げる官職に昇任させる場合その他人事院が定める場合にあつては、同日以前における直近の連続した三回の能力評価の全体評価がいずれも上位の段階であること）。

ロ 昇任させようとする日以前における直近の連続した六回の業績評価の全体評価が上位又は中位の段階であること（直近の連続した四回の業績評価のうち一の業績評価の全体評価が上位の段階である場合に限る）。

ハ 前号ハに掲げる要件

（平二六人事規一六二・一部改正）

（転任）

第二十六条 任命権者は、職員を特定幹部職に転任させる場合を除き、人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を転任させることができる。

2 本省の室長の官職その他の人事院が定める官職又は前条第二号

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の任免）

若しくは第三号に規定する官職への転任（人事院が定めるものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、同条の規定を準用する。この場合において、同条第一号中「次号及び第三号に掲げる官職以外の」とあるのは、「本省の室長の官職その他の人事院が定める」と読み替えるものとする。

3 任命権者は、降任された場合、職員の同意を得た場合その他特別の事情がある場合を除き、職員がかつて属していた部局又は機関等で占めていた官職より当該部局又は機関等の下位の職制上の段階に属する官職に転任させることとならないようにしなければならない。

（平二六人事規一六二・一部改正）

（配置換）

第二十七条 任命権者は、職員を特定幹部職に配置換しようとする場合を除き、人事評価の結果に基づき配置換しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を配置換することができる。ただし、配置換しようとする日以前における直近の能力評価又は業績評価の全体評価が最下位の段階である職員を配置換しようとする場合には、当該職員の人事評価の結果に基づき官職に係る能力及び適性を有するか否かを確認するものとする。

（平二六人事規一六二・一部改正）

（昇任、転任又は配置換の特例）

第二十八条 任命権者は、職員が国際機関又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、第二十五条第一号イ及びロ、第二号イ及びロ若しくは第三号イ及びロ（これらの規定を第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は前条ただし書に規定する全体評語の全部又は一部がない場合には、これらの規定にかかわらず、人事院が定めるところにより、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況、派遣されていた国際機関又は民間企業の業務への取組状況等を総合的に勘案して官職に係る能力及び適性の有無を判断するとともに、人事の計画その他の事情を考慮した上で、当該職員を昇任させ、転任させ、又は配置換することができ

る。

第二十九条 任命権者は、職員を降任させる場合（特定幹部職に降任させる場合を除く。）には、当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる官職に、当該職員についての人事の計画への影響等を考慮して、行うものとする。

2 任命権者は、職員から書面による同意を得て、前項、法第六十一条の三第三項若しくは第四項又は法第六十一条の八第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項若しくは第三項の規定により、降任させることができる。

（平二六人事規一八二・一部改正）

（特定官職への昇任、降任、転任又は配置換の特例）

第三十条 職員を特定官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換する場合（昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換しようとする（以下この項において「昇任等させようとする」という。）者について昇任等させようとする官職の属する第七条第二項に規定する段階（以下この項において「職務の段階」という。）と同一の職務の段階又は当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職を占めていたことがある場合を除く。）には、第二十五条から前条まで並びに規則一一四（職員の身分保障）第七条、第八条及び第十条の規定によるほか、次に掲げる要件（昇任等させようとする官職が特定幹部職以外の幹部職又は法第三十四条第一項第七号に規定する管理職である場合にあつては、第二号及び第三号に掲げる要件）を満たさなければならない。

一 昇任等させようとする官職が職務の段階のうち最下位の職務の段階に属する官職の場合（当該職務の段階に属する官職に就いていたことがない場合にあつては、当該職務の段階より上位の職務の段階に属する官職へ最初に昇任等させようとする場合）にあつては、昇任等させようとする者がその在職している府省等（会計検査院、人事院、内閣官房、内閣法制局、各府省及びデジタル庁並びに宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する各機関並びに各行政執行法人をいう。以下この号において同じ。）以外の府省等、地方公共団体、在外公館等での勤務の経験又は人事院が定める研修の受講の経験を有してお

り、管理的又は監督的地位にある者にふさわしい幅広い能力及び柔軟な発想力を有していると認められること。

二 昇任等させようとする日以前二年以内において法第七十九条第二号の規定に基づく休職又はこれに相当する処分を受けていないこと。

三 昇任等させようとする日において、刑事事件に関して、起訴されていないこと及び職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づき犯罪があると思料するに至った行為をしていないこと。

2 任命権者は、特定官職に職員を昇任させ、降任させ、転任させ、又は配置換した場合（次条の規定による場合を除く。）には、その旨を人事院に報告するものとする。

（平二六人事規一六六二・平二七人事規一六六三・令三人事規一七七・一部改正）

（第二十五条又は前条第一項の規定についての別段の定め）

第三十一条 任命権者は、特別の事情により、第二十五条各号（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第一項各号の規定によることができない場合又は適当ではない場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の定めをすることができ、この場合において、当該別段の定めは、任免の公正の確保その他の第二条及び第三条に規定する任免の基本原則等に則したものでなければならぬ。

第四節 条件付任用期間

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の任免）

（条件付任用期間）

第三十二条 職員の採用又は昇任は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その採用又は昇任の日から起算して六月間条件付のものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、行政執行法人以外の独立行政法人に属する職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職に現に正式に就いている者又は国派遣職員を採用する場合で、条件付のものとしなものとして人事院が定める場合

二 法第八十一条の四第一項に規定する定年退職者等を同項又は法第八十一条の五第一項の規定により採用する場合

2 前項の条件付任用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、職員の採用又は昇任は、正式のものとなる。

（平二七人事規一六六三・平二七人事規八一二二一・一部改正）

（条件付任用期間の継続）

第三十三条 条件付任用期間中の職員を他の官職に任命した場合においては、新たに条件付任用期間が開始する場合を除き、その条件付任用期間が引き続くものとする。

（条件付採用期間の延長）

第三十四条 条件付採用期間の開始後六月間において実際に勤務した日数が九十日に満たない職員については、その日数が九十日に達するまで条件付採用期間は引き続くものとする。ただし、条件

付採用期間は、当該条件付採用期間の開始後一年を超えないものとする。

第五節 併任

（併任ができる場合）

第三十五条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任を行うことができる。

- 一 法令の規定により、併任が認められている場合
- 二 現に任命されている官職と勤務時間が重ならない他の官職に併任する場合
- 三 併任の期間が三月を超えない場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合

（併任の方法）

第三十六条 任命権者は、職員を特定幹部職に併任する場合を除き、人事評価の結果その他の能力の実証に基づき官職に係る能力及び適性を有すると認められる者の中から、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる者を併任することができる。

（平二六人事規一六二・一部改正）

（併任の解除及び終了）

第三十七条 任命権者は、いつでも併任を解除することができる。
2 任命権者は、併任を必要とする事由が消滅した場合においては、速やかに当該併任を解除しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は、当然終了するものとする。

- 一 併任の期間が定められている場合において、その期間が満了したとき。
- 二 併任されている官職が廃止された場合
- 三 職員が離職した場合
- 四 職員が休職又は停職にされた場合
- 五 職員が派遣法第二条第一項の規定により派遣された場合
- 六 職員が育児休業法第三条の規定による育児休業の承認を受けた場合
- 七 職員が官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣をされた場合
- 八 職員が法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された場合
- 九 職員が自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業の承認を受けた場合
- 十 職員が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定により派遣された場合
- 十一 職員が配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた場合
- 十二 職員が令和三年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定により派遣された場合

十三 職員が令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣された場合

十四 職員が判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第四項の規定により弁護士となつてその職務を経験することを開始した場合

（並二六人事規一六〇・平二七人事規一六六・平二九人事規一七七

・令元人事規一七三・令二人事規八一二一四・令二人事規一七五

・令二人事規一七六・令三人事規一七七・二部改正）

（法第一百一条との関係）

第三十八条 併任の場合において、勤務時間の重ならない部分に対しては、法第一百一条第一項後段の規定は、何らの影響を及ぼすものではない。

第六節 臨時的任用

（臨時的任用）

第三十九条 任命権者は、常勤官職に欠員を生じた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。この場合において、第一号又は第二号に該当するときは、法第六十条第一項前段の人事院の承認があつたものとみなす。

一 当該官職に採用、昇任、降任、転任又は配置換の方法により職員を任命するまでの間欠員にしておくことができない緊急の場合

二 当該官職が臨時的任用を行う日から一年に満たない期間内に

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の内免）

廃止されることが予想される臨時のものである場合

三 当該官職に係る名簿がない場合又は当該官職に係る名簿において、当該官職を志望すると認められる採用候補者が五人に満たない場合

2 任命権者は、臨時的任用を行うに当たっては、第二十一条の規定に準じて官職に係る能力及び適性を有するかどうかの判定を行うとともに、できる限り広く募集を行うよう努めるものとする。

3 前項の募集を行うに当たっては、第二十二条第一項の規定に準じて行うものとする。

4 任命権者は、第一項第一号又は第二号の規定により臨時的任用を行った場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。

（臨時的任用の期間）

第四十条 臨時的任用の期間は、その任用を行った日から六月を超えることができない。

2 前条第一項第二号又は第三号の場合における臨時的任用は、六月を限って更新することができる。この場合において、同項第二号に掲げる場合の臨時的任用の更新については、法第六十条第一項後段の人事院の承認があつたものとみなす。

3 臨時的任用は、いかなる場合においても、再度更新することができない。

（臨時的任用に関するその他の事項）

第四十一条 法第六十条第一項の規定による臨時的任用及びその更新に関する承認（第三十九条第一項後段及び前条第二項後段に規

定するものを除く。）の権限は、部内の他の職員に委任することができる。

2 行政執行人における臨時的任用については、第三十九条第一項後段及び第四項並びに前条第二項後段の規定は、適用しない。

（平二七人事規一六三・一部改正）

第三章 任期

（任期を定めた任命）

第四十二条 任命権者は、臨時的任用及び併任の場合を除き、恒常的に置く必要がある官職に充てるべき常勤の職員を任期を定めて任命してはならない。

2 任命権者は、次の各号に掲げる官職については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間を超えない範囲内の任期で職員を採用することができる。ただし、第二号に掲げる官職への採用について任期を定める場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

一 三年以内に廃止される予定の官職（次号及び第三号に掲げる官職を除く。）その廃止されるまでの期間

二 特別の計画に基づき実施される研究事業に係る五年以内に終了する予定の科学技術に関する高度の専門的知識、技術等を必要とする研究業務であつて、当該研究事業の能率的運営に特に必要であると認められるものに従事することを職務内容とする官職のうち、昇任、降任、転任及び配置換（以下「昇任等」という。）の方法により補充することが困難である官職 当該業

務が終了するまでの期間

三 規則一五一―四（職員の勤務時間、休日及び休暇）第二十二條第一項第六号及び第七号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする官職のうち、昇任等の方法により補充することが困難である官職 当該職員の出産予定日（当該職員の出産の日以後に当該官職に採用しようとする場合にあっては、出産の日）の翌日から八週間を経過する日までの期間

3 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

（平二八人事規八一―二・令三八人事規八一―一六・一部改正）

（任期の更新）

第四十三条 任命権者は、前条第二項第一号又は第二号に掲げる官職への採用について定めた任期がそれぞれ三年又は五年に満たない場合においては、それぞれ採用した日から引き続き三年又は五年を超えない範囲内において、同項第三号に掲げる官職への採用について定めた任期の末日が同号に規定する職員の出産の日（当該職員が出産前である場合にあっては、出産予定日）の翌日から八週間を経過する日前である場合においては、採用した日から当該経過する日までの期間を超えない範囲内において、任期を更新することができる。ただし、同項第二号に掲げる官職に採用された職員の任期を更新する場合には、人事院が定める基準に従わなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により職員の任期を更新する

場合について準用する。

(平二八人事規八一二・一二部改正)

(任期の解消)

第四十四条 第四十二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員が同項各号に掲げる官職以外の常勤官職(同項第二号の官職と同一の研究業務を行うことを職務内容とする常勤官職を除く。)に昇任等の方法により任命された場合には、任期の定めのない職員となったものとする。

(任期を定めた採用等の報告)

第四十五条 任命権者は、第四十二条第二項の規定により同項第二号に掲げる官職に職員を採用した場合又は第四十三条第一項の規定により当該職員の任期を更新した場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。

第四章 非常勤職員の特例

(非常勤職員の採用の方法)

第四十六条 非常勤職員(法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下同じ。)の採用は、第二章第二節の規定にかかわらず、面接、経歴評定その他の適宜の方法による能力の実証を経て行うことができる。ただし、期間業務職員を採用する場合におけるこの項の規定の適用については、「経歴評定」とあるのは、「及び経歴評定」とする。

2 任命権者は、非常勤職員の採用に当たっては、インターネットの利用、公共職業安定所への求人申し込み等による告知を行い、

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (職員の任免)

できる限り広く募集を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 官職に必要とされる知識、経験、技能等の内容、官署の所在地が離島その他のへき地である等の勤務環境、任期、採用の緊急性等の事情から公募により難い場合

二 期間業務職員を採用する場合において、前項に定める能力の実証を面接及び期間業務職員としての従前の勤務実績に基づき行うことができる場合であつて公募による必要がないときとして人事院が定めるとき。

(平三二人事規八一二・一八一部改正)

(非常勤職員の任期)

第四十六条の二 期間業務職員を採用する場合は、当該採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任期を定めるものとする。

2 任命権者は、特別の事情により期間業務職員をその任期満了後も引き続き期間業務職員の職務に従事させる必要が生じた場合には、前項に規定する期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、期間業務職員の採用又は任期の更新に当たっては、業務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

4 期間業務職員以外の非常勤職員について任期を定める場合にお

いては、前項の規定を準用する。

5 第四十二条第三項の規定は、非常勤職員の任期を定めた採用及び任期の更新について準用する。

（平二六人事規八一二一八・追加）

（非常勤職員の昇任等の方法）

第四十七条 非常勤職員の常勤官職への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第二十一条の規定に準じて官職に係る能力及び適性を有するかどうかの判定を行うとともに、第二十二条第一項の規定に準じて募集を行うものとする。

2 任命権者は、前項の規定により補充しようとする官職が法第四十五条の二第一項各号に掲げる官職である場合にあつては、異動させようとする職員（当該職員は、当該官職に係る名簿又は当該補充しようとする官職と職務の内容が十分類似する他の官職に係る名簿に記載されている者でなければならない。）について面接を行い、その結果を考慮して昇任等を行うものとする。

3 非常勤職員の他の非常勤官職（法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を除く。以下同じ。）への昇任等は、第二章第三節の規定によらないで行うことができる。この場合においては、第四十六条第一項の規定に準じて、必要な能力の実証を行うものとする。

（平二六人事規八一二一八・平二六人事規一六二二一部改正）

（条件付任用期間の特例）

第四十八条 内閣府設置法第十八条の重要政策に関する会議又は同

法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等、宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項の機関若しくは国家行政組織法第八条の審議会等の非常勤官職又はこれらに準ずる非常勤官職（以下この条及び次条において「審議会等の非常勤官職」という。）に採用し、審議会等の非常勤官職以外の非常勤官職に第四十六条の規定により若しくは一年を超えない任期を定めて採用し、又は非常勤官職に昇任させる場合には、これらの採用又は昇任は、条件付のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一月を超える任期を定めた期間業務職員の採用は、その採用の日から起算して一月間条件付のものとし、その間その職務を良好な成績で遂行したときは、その期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において、当該期間業務職員の採用は正式のものとなる。

3 第三十三条及び第三十四条の規定は、前項の規定による条件付採用期間について準用する。この場合において、同条中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九月十日」とあるのは「十五日」と、「当該条件付採用期間の開始後一年」とあるのは「当該職員の任期」と読み替えるものとする。

（平二六人事規八一二一八・一部改正）

（併任ができる場合の特例）

第四十九条 任命権者は、職員を審議会等の非常勤官職に併任し、

又は非常勤職員を非常勤官職に併任することができる。

第五章 離職等

(法第六十一条の任命権者)

第五十条 法第六十一条に規定する任命権者には、併任に係る官職の任命権者を含まないものとする。

(辞職)

第五十一条 任命権者は、職員から書面をもって辞職の申出があつたときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。

(免職及び辞職以外の退職)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においてその任期が更新されないときは、職員は、当然退職するものとする。法第六十条第三項の規定により臨時的任用が取り消されたときも、同様とする。

- 一 臨時的任用の期間が満了した場合
- 二 法令により任期が定められている場合において、その任期が満了したとき。
- 三 前号に掲げる場合のほか、任期を定めて採用された場合において、その任期が満了したとき。

(平三人事規八一二一八・一部改正)

第六章 任免の手續

(通知書の交付)

第五十三条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書(以下「通知書」という。)を交付し

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (職員の内任)

なければならぬ。

- 一 職員を採用し、昇任させ、転任させ、若しくは配置換えし、又は任期を更新した場合
- 二 職員を他の任命権者が昇任させ、降任させ、転任させ、又は併任することについて同意を与えた場合
- 三 任期を定めて採用された職員が任期の定めのない職員となつた場合

四 臨時的任用を行った場合又は臨時的任用を更新した場合
五 併任を行った場合又は併任を解除した場合

六 併任が終了した場合

七 職員を復職させた場合

八 職員が復職した場合

九 職員が失職した場合

十 職員の辞職を承認した場合

十一 職員が退職した場合(免職又は辞職の場合を除く。)

第五十四条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に通知書を交付して行わなければならない。

- 一 職員を降任させる場合
- 二 職員を休職にし、又はその期間を更新する場合
- 三 職員を免職する場合

(通知書の交付を要しない場合)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、前二条の規定にかかわらず、通知書に代わる文書の交付その他適当な

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の内免）

四九六

方法をもって通知書の交付に代えることができる。

一 次に掲げる組織の単位内で職員を配置換した場合

イ 会計検査院、人事院、内閣法制局並びに内閣府、宮内庁並

びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機
関並びに国家行政組織法第三条に規定する国の行政機関の課

ロ 内閣府設置法第三十七条、第三十九条、第四十条、第四十

三条及び第五十四条から第五十七条まで（宮内庁法第十八条
第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十

六条及び第十七条第一項並びに国家行政組織法第八条から第
九条までに規定する機関の組織のうち規模、所掌事務の範囲
等がイに掲げる組織と同等と認められる組織

ハ 行政執行法人の組織のうち規模、所掌事務の範囲等がイに
掲げる組織に準ずる組織

二 法令の改廃による組織の変更等に伴い、職員を転任させ、又
は配置換した場合

三 非常勤官職に職員を転任させ、配置換し、又は併任し、若し
くはその併任を解除した場合（任期の更新を伴う場合を除
く。）

四 第五十三条第二号、第六号及び第十一号に掲げる場合で通知
書の交付によらないことを適当と認めるとき。

五 前条各号に掲げる場合であつて、通知書の交付によることが
できない緊急のとき。

（平二二人事規八一二一八・平二五人事規一五九・平二七人事規一）

六三・一部改正

第五十六条 第五十四条の規定による通知書の交付は、これを受け
るべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容
を官報に掲載することをもってこれに代えることができるものと
し、掲載された日から二週間を経過した時に通知書の交付があつ
たものとみなす。

（他の任命権者に対する通知）

第五十七条 任命権者を異にする官職に併任されている職員につい
て、第五十三条各号又は第五十四条各号に掲げる場合に該当する
事実が生じた場合においては、当該事実に係る任命権者は、他の
任命権者にその旨を通知しなければならない。

（通知書の様式等）

第五十八条 通知書の様式は、人事院が定める。

2 通知書には、職員の氏名、異動の内容その他人事院が定める事
項を記載しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、通知書に関し必要な事項は、人事
院が定める。

第七章 雑則

第五十九条 この規則に定めるもののほか、職員の内免に関し必要
な事項は、人事院が定める。

〇一般職の職員の給与に関する法律

(抄)

〔昭和二十五年四月三日〕
法律第九十五号

最終改正 令和四年二月二十八日法律第八一号
(未施行)

一般職の職員の給与に関する法律をここに公布する。

一般職の職員の給与に関する法律

(昭六〇法九七・平六法三三・改称)

(この法律の目的及び効力)

第一条 この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第六十四条第一項に規定する給与に関する法律として、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。この法律の規定が国家公務員法の規定に矛盾する場合においては、その規定は、当然その効力を失う。

(昭二五法二九九・昭二六法二七八・昭六〇法九七・平六法三三・平一九)

第四章 隊員の人事・給与・処遇

(一般職の職員の給与に関する法律)

四九七

法一〇八・一部改正

(人事院の権限)

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

- 一 この法律(第六条の二第一項及び第八条第一項を除く。第七号において同じ。)の実施及びその技術的解釈に必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 二 第六条に規定する俸給表の適用範囲を決定すること。
- 三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。
- 四 新たに職員となつた場合及び職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合の俸給並びに同一級内における昇給の基準に関し人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 五 給与を決定する諸条件の地域差に対応する給与に関する適当と認める措置を国会及び内閣に同時に勧告するため、全国の各地における生計費等の調査研究を行うこと。
- 六 第二十一条の規定による職員の苦情の申立てを受理し、及びこれを審査すること。
- 七 この法律の完全な実施を確保し、その責めに任ずること。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（一般職の職員給与に関する法律）

四九八

（昭二五法二九九・昭三法二五四・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三六法二二一・昭三八法六・昭三九法一七四・昭四二法一四一・昭四五法二一九・昭六〇法九七・平六法三三・平二六法二二・一部改正）

（給与の支払）

第三条 この法律に基く給与は、第五条第二項に規定する場合を除く外、現金で支払わなければならない。

2 いかなる給与も、法律又は人事院規則に基かずに職員に対して支払い、又は支給してはならない。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
（昭二五法二九九・一部改正）

（俸給）

第四条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、且つ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律

（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の九において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日

直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いた全額とする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に法律で定めるところにより、その職員の俸給額を調整する。但し、この調整は、国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第百十七号）に定める公邸及び無料宿舍については行わない。

（昭二五法二九九・昭三七法三四・昭三法一五四・昭三法八七・昭三三法一九・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭四二法一四一・昭四五法一九・昭五〇法九・平元法七二・平三法一〇二・平六法三三・平八法一一・平九法六六・平九法一一・平一六法一三六・平一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法二八・平二〇法九四・平二二法四一・一部改正）

第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 行政職俸給表（別表第一）
 - イ 行政職俸給表（一）
 - ロ 行政職俸給表（二）
- 二 専門行政職俸給表（別表第二）
- 三 税務職俸給表（別表第三）
- 四 公安職俸給表（別表第四）
 - イ 公安職俸給表（一）
 - ロ 公安職俸給表（二）

五 海事職俸給表（別表第五）

イ 海事職俸給表（一）

ロ 海事職俸給表（二）

六 教育職俸給表（別表第六）

イ 教育職俸給表（一）

ロ 教育職俸給表（二）

七 研究職俸給表（別表第七）

八 医療職俸給表（別表第八）

イ 医療職俸給表（一）

ロ 医療職俸給表（二）

ハ 医療職俸給表（三）

九 福祉職俸給表（別表第九）

十 専門スタッフ職俸給表（別表第十）

十一 指定職俸給表（別表第十一）

2 前項の俸給表（以下単に「俸給表」という。）は、第二十二條及び附則第三項に規定する職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級（指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、同表に定める号俸）に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事院が定める。

（昭三二法一五四・全改、昭三八法六・昭三九法一七四・昭六〇法九七・平一法二四一・平一六法二二六・平一九法二八・平二六法三二・一部

第四章 隊員の人事・給与・処遇（一般職の職員の給与に関する法律）

改正

第六條の二 指定職俸給表の適用を受ける職員（会計検査院及び人事院の職員を除く。）の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合する

ように、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて内閣総理大臣の定めるところにより、決定する。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 会計検査院及び人事院の指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の定めるところにより、決定する。

（平二六法三・全改）

第七條 内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長若しくは人事院総裁（以下各庁の長という。）又は各庁の長の委任を受けた者は、

人事院の定めるところに従い、それぞれその所屬の職員が、その毎月の俸給の支給を受けるよう、この法律を適用しなければならぬ。

（昭二五法五九九・昭二六法三二四・昭二七法二六八・昭二七法三三四・一部改正）

第八條 内閣総理大臣は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従

い、及び第六條第三項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ、予算の範囲内で、及び人事院の意見を聴いて、職務の

級の定数（会計検査院及び人事院の職員の職級の定数を除く。）を設定し、又は改定することができる。この場合において、内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するものとする。

2 人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、会計検査院及び人事院の職員の職級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前二項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、人事院規則で定める基準に従い決定する。

4 新たに俸給表（指定職俸給表を除く。）の適用を受ける職員となつた者の号俸は、人事院規則で定める初任給の基準に従い決定する。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則の定めるところにより決定する。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

5 職員が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（指定職俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなつた場合を含む。）又は一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異に

する他の官職に移つた場合における号俸は、人事院規則で定めるところにより決定する。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

6 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前において人事院規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして人事院規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

7 前項の規定により職員（次項各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号

俸数を四号俸（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び専門スタッフ職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員にあつては三号俸、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級であるものにあつては一号俸）とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。）特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 三級 特に良好である場合
ロ 四級 極めて良好である場合

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改

まる。

8 次の各号に掲げる職員の第六項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が当該各号に定める場合に該当し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳（人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものを除く。）特に良好である場合

二 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が三級又は四級であるもの 次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合

イ 三級 特に良好である場合
ロ 四級 極めて良好である場合

9 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

10 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

12 国家公務員法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の

うち、指定職務給表の適用を受ける職員以外の職員の俸給月額
は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月
額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改
まる。

12 国家公務員法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間
勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の俸給
月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定
年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第三
項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級
に応じた額に、勤務時間法第五条第二項の規定により定められた当
該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する
勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（昭二五法二九九・全改、昭二六法二七八・昭二七法三四・昭二八法二
八五・昭三法一五四・昭三五法一五〇・昭三九法七四・昭四五法一
九・昭五四法五七・昭六〇法九七・平二〇法二〇・平二一法八三・平二
七法一一三・平一九法二八・平二〇法九四・平二五法五二・平二六法二
一・平二八法八〇・一部改正）

* 令和三年法律第六一号で、次の条は令和五年四月一日に削られる。

第八条の二 再任用職員で国家公務員法第八十一条の五第一項に規
定する短時間勤務の官職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務
職員」という。）の俸給月額は、第六条の二及び前条第十二項の
規定にかかわらず、第六条の二の規定によりその者が受ける号俸

に応じた額又は同項の規定による俸給月額に、勤務時間法第五条
第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に
規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（平二一法八三・追加、平一九法四一・平一九法二八・平二五法五二・
平二六法二一・一部改正）

（俸給の支給）

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院
規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人
事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合に
は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期
間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

（昭三五法一五〇・全改）

第九条の二 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給
し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日か
ら新たに定められた俸給を支給する。但し、離職した国家公務員
が即日職員になつたときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第一項又は第二項の規定により俸給を支給する場合であつて、
月若しくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において
「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、又はそ
の期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、そ
の期間の現日数から勤務時間法第六条第一項及び第四項、第七条

並びに第八条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(昭二五法二九九・追加、昭二七法三四・昭三五法一五〇・昭四九法一

〇五・昭六〇法九七・昭六三法九二・平六法三三・平二八法一・一部改

正)

(俸給の調整額)

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

(昭三二法一五四・全改、昭六〇法九七・一部改正)

(俸給の特別調整額)

第十条の二 人事院は、管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

2 前項の特別調整額表に定める俸給月額の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(昭二七法三四・追加、昭三三法一五四・平一八法一〇一・平二〇法九

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (一般職の職員の給与に関する法律)

四・平二六法三一・一部改正)

(本府省業務調整手当)

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員(管理監督職員を除く。)が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 国の行政機関の内部部局として人事院規則で定めるもの(以下この項において「内部部局」という。)の業務(当該内部部局が置かれる機関の長がその職務を行うために使用する庁舎が所在する地域以外の地域に所在する官署における業務であつて、当該庁舎における内部部局の業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められないものとして人事院規則で定めるものを除く。)

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性がある

と認められるものとして人事院規則で定めるもの
2 本府省業務調整手当の月額は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員にあつては当該職員の属する職務の級に相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級であつて人事院規則で定めるものにおける最高の号俸の俸給月額に百分の十を乗じて得た額を超えない範囲内で人事院規則で定める額とする。

五〇三二

3 前二項に規定するもののほか、本府省業務調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

(平二〇法九四・追加、平二六法三二・一部改正)

(初任給調整手当)

第十条の四 次の各号に掲げる官職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第一号及び第二号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三十五年以内、第三号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から十年以内、第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から五年以内の期間、採用の日(第一号から第三号までに掲げる官職に係るものにあつては、採用後人事院規則で定める期間を経過した日)から一年を経過することによる額を減じて、初任給調整手当として支給する。

一 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の官職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額四十一万四千八百円

二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる官職(前号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額五万八千八百円

三 科学技術に関する高度な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が著しく困難であると認められる官職(前二号に掲げる官職を除く。)で人事院規則で定めるもの 月額十

四 前三号に掲げる官職以外の官職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二十五万円

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

- (昭三五法一五〇・追加、昭三六法七六・昭三九法一七四・昭四一法一四〇・昭四二法一四一・昭四三法一〇五・昭四四法七一・昭四五法一九四・昭四六法二二一・昭四七法一一八・昭四八法九五・昭四九法一〇五・昭五〇法七一・昭五一法七七・昭五二法八八・昭五三法九〇・昭五四法五七・昭五五法九四・昭五六法九六・昭五七法六九・昭五九法七九・昭六〇法九七・昭六一法一〇一・昭六二法一〇九・昭六三法一〇〇・平元法七三・平二法七九・平三法一〇二・平四法九二・平五法八二・平六法八九・平七法二六・平八法一一・平九法一一・平一〇法二〇・平一一法一〇一・平一二法一四・平一三法一三・平一四法一〇一・平一五法一四・平一七法一一・平一八法一〇一・一部改正、平二〇法九四・旧第十条の三繰下・一部改正、平二六法一〇五・平二八法一〇一・平二九法七七・平三〇法八二・令二法六三・一部改正)

(専門スタッフ職調整手当)

第十条の五 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務

の級が三級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして人事院規則で定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に百分の十を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(平一九法二二八・追加、平二〇法九四・旧第十条の四繰下)

(扶養手当)

第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)九級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子

三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

四 満六十歳以上の父母及び祖父

五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹

六 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員(以下「行(一)八級職員等」という。)にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(昭四一法一四〇・昭四四法七一・昭四六法二二・昭四七法二一八・昭四八法九五・昭四九法一〇五・昭五〇法七一・昭五一法七七・昭五二法八)

八・昭五三法九〇・昭五四法五七・昭五五法九四・昭五六法九六・昭五七
法六六・昭五八法六九・昭五九法七九・昭六〇法九七・昭六一法一〇一・
昭六三法一〇〇・平三法一〇二・平四法九二・平五法八二・平六法八九・
平七法二六・平八法一一二・平九法一一二・平一〇法二二〇・平二二法
一一二・平二四法一〇六・平二五法一四一・平二七法一一三・平二八法一
〇一・平一九法二八・平二八法八〇・一部改正

第十一条の二 新たに職員となつた者に扶養親族(行)九級以上職

員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行(九級以上職員等から行)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を各庁の長又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合(行)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。)

二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合及び行)九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族(行)九

級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となつた日、行(九級以上職員等から行)九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族(行)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行(九級以上職員等以外の職員から行)九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(九級以上職員等となつた日、扶養手当を受けている職員に扶養親族(行)九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にはされた

ときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合において、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（一）九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）九級以上職員等が行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行（一）八級職員等が行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）九級以上職員等以外のものがある行（一）九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行（一）九級以上職員等以外のものがある行（一）九級以上職員等となつた場合

るものがある職員で行（一）八級職員等及び行（一）九級以上職員等以外のものがある行（一）八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

（昭三二法二九九・追加、昭四〇法一四七・昭四四法七一・昭四九法一〇五・平五法八二・平九法二二・平一九法二八・平二八法八〇・一部改）

五 地域手当

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の二十
- 二 二級地 百分の十六
- 三 三級地 百分の十五
- 四 四級地 百分の十二

- 五 五級地 百分の十
- 六 六級地 百分の六
- 七 七級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

（昭四二法二四・追加、昭四五法一九・昭五六法九六・昭六〇法九九
・平四法九二・平一七法一一三・平一九法二八・平二六法一〇五・一部改正）

改正

第十一条の四 その設置に特別の事情がある大規模な空港の区域であつて、当該区域内における民間の事業所の設置状況、当該民間の事業所の従業員の賃金等に特別の事情があると認められるものとして人事院規則で定めるものに在勤する職員には、前条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

（平一七法一一三・追加、平一九法二八・平二六法一〇五・一部改正）

第十一条の五 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）には、前二条の規定によりこの条の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、当分の間、前二条の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて

得た月額の地域手当を支給する。

（昭四五法一九・全改、昭五六法九六・昭六〇法九七・一部改正、平一七法一一三・旧第十一条の四繰下・一部改正、平二六法一〇五・一部改正）

正

第十一条の六 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署（以下「地域手当支給官署」という。）が特別の法律に基づく官署の移転に関する計画その他の特別の事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「特別移転官署」という。）に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる特別移転官署の区分に応

じ当該各号に定める割合で人事院規則で定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

一 地域手当支給官署である特別移転官署 移転前の支給割合を

当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三第二項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合

二 前号に掲げるもの以外の特別移転官署 移転前の支給割合を段階的に引き下げた割合

2 新たに設置された官署で特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、前二条の規定により当該官署に係るこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前三条の規定にかかわらず、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、一定の期間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に前項各号の規定に準じて人事院規則で定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

3 地域手当支給官署が第一項に規定する特別の事情に準ずると認められる事情による移転（人事院規則で定める移転に限る。）をした場合において、当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）が当該移転の日の前日の官署の所在していた地域若しくは官署に係る地域手当の支給割合（同条第二項各号に

定める割合をいう。）に達しないこととなるとき、又は当該移転の直後の官署の所在する地域若しくは官署が同条第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署に該当しないこととなるときは、当該移転をした官署で人事院規則で定めるもの（以下「準特別移転官署」という。）に在勤する職員（当該移転の日前から引き続き準特別移転官署に在勤する職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員（以下「移転職員等」という。）に限る。）には、人事院規則の定めるところにより、第一項の規定に準じて、地域手当を支給する。新たに設置された官署で準特別移転官署の移転と同様の事情により設置されたものとして人事院規則で定める官署に在勤する職員（人事院規則で定める職員に限る。）についても、当該官署の設置に関する事情、当該官署の設置に伴う職員の異動の状況等を考慮して人事院規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

（平七法二六・追加、平一七法二一三・平一九法二一八・一部改正）

第十一条の七 第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に在勤する職員がその在勤する地域、官署若しくは空港の区域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域、官署又は空港の区域に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場

合として人事院規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下この項において「異動等」という。)の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合(第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合(第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいい、人事院規則で定める場合又は当該支給割合を超える範囲内で人事院規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前二条の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条までの規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、俸

給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の

月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間
異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間
(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

2 前条第一項若しくは第二項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(これらの規定の人事院規則で定める職員を除く。)若しくは同条第三項の人事院規則で定める官署に在勤する職員(移転職員等及び同項後段の人事院規則で定める職員に限る。)がその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた官署に引き続き六箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事院規則で定める場合に限る。)において、当該異動若しく

は移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域に係る地域手当の支給割合（第十一条の三第二項各号に定める割合又は第十一条の四の人事院規則で定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による当該異動等の日の地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域、官署若しくは空港の区域が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域若しくは官署若しくは第十一条の四の人事院規則で定める空港の区域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前二条又は前項ただし書若しくは次項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、第十一条の三から前条まで又は前項若しくは次項の規定にかかわらず、当該異動等の日から二年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日から二年を経過するまでの間に更に在勤する地域、官署又は空港の区域を異にして異動した場合その他人事院の定める

場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事院の定めるところによる。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間当該異動等の日の前日に在勤していた官署に引き続き在勤するものとした場合における当該官署に係る前条の規定による地域手当の支給割合（次号において「みなし特例支給割合」という。）

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。）みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合

3 検察官であつた者又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者（以下「行政執行法人職員等」という。）であつた者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第十一条の三第二項第一号の一級地に係る地域及び官署以外の地域又は官署に在勤することとなつた場合において、任用の事情、当該在勤することとなつた日における勤務地等を考慮して前二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (一般職の職員給与に関する法律)

五二一

(昭四五法一九・追加、昭五五法九四・旧十一条の五繰下・一部改正、昭六〇法九七・昭六九法九三・平四法九二・一部改正、平七法二一六・旧十一条の六繰下・一部改正、平二法一〇四・平一四法九八・平一五法一四一・平一七法一〇二・平一七法一一三・平一九法五八・平一九法二一八・平一四法四二・平二六法六七・一部改正)

(広域異動手当)

第十一条の八

職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員がその在勤する官署が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき人事院規則で定めるところにより算定した官署間の距離(異動等の日の前日に在勤していた官署の所在地と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と官署との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する官署の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも六十キロメートル以上であるとき(当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と官署との間の距離が六十キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として人事院規則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から三年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る官署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給す

る。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として人事院規則で定める場合は、この限りでない。

一 三百キロメートル以上 百分の十

二 六十キロメートル以上三百キロメートル未満 百分の五

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から三年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間に当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 検察官であつた者、行政執行法人職員等であつた者その他の人事院規則で定める者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものが

あつた職員であつて、これらに伴い勤務場所に変更があつたものには、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前三項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第十一条の三から前条までの規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前三項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前三項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（平一八法一〇一・追加、平一九法二一八・平二四法四二・平二六法六七
平二六法一〇五・一部改正）

（研究員調整手当）

第十一条の九 科学技術に關する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に關する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（地域手当支給官署であつて、当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合が百分の十以上であるものを除く。）で人事

院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

2 研究員調整手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に百分の十（次の各号に掲げる職員にあつては、その割合からそれぞれ当該各号に定める割合を減じた割合）を乗じて得た額とする。

一 地域手当支給官署に在勤する職員 当該官署の所在する地域又は当該官署に係る第十一条の三の規定による地域手当の支給割合

二 前条の規定により広域異動手当が支給される職員 当該職員に係る同条の規定による広域異動手当の支給割合

3 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

4 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が第十一条の四、第十一条の六又は第十一条の七の規定により地域手当を支給されることとなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による地域手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（平八法二二・追加、平一六法一三六・平一七法二一三・一部改正、平一八法一〇一・旧第十一条の八繰下・一部改正）

（住居手当）

第十一条の十 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（賃金を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他人事院規則で定める職員を除く。）

二 第十二条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎法第十三条の規定による有料宿舎その他人事院規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額一万六千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に定める額の合計額）とする。

一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額二万七千円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から一万六千円を控除した額

ロ 月額二万七千円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から二万七千円を控除した額の二分の一（その控除した額の二分の一が一万七千円を超えるときは、一万七千円）を一万千円に加算した額

二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の二分の一に相当する額（その額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（昭四九法一〇五・全改、昭五〇法七・昭五二法七七・昭五二法八八・昭五四法五七・一部改正、昭五五法九四・旧第十一条の六繰下、昭五六法九六・昭五八法六九・昭五九法七九・昭六〇法九七・昭六二法一〇九・昭六三法一〇〇・平二法七九・平四法九二・平五法八二・一部改正、平七法一二六・旧第十一条の七繰下・一部改正、平八法一一二・旧第十一条の八繰下、平一五法二四一・一部改正、平一八法一〇一・旧第十一条の九繰下、平二法八六・令元法五・一部改正）

(通勤手当)

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用して通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とす

る職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第十二条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項から第三項までにおいて「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第三項までにおいて「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）

二 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事院規則で定めるも

第四章 隊員の人事・給与・処遇（一般職の職員の給与に関する法律）

の（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円を支給単位期間の月数に乗じて得た額（その者が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長

い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 一千元

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千五百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万二千九百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万五千八百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万八千七百円

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万六千六百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千四百円

ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万六千二百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万八千円

ヲ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万九千八百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万六千六百円

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第三号において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、五万五千円を支給単位期間の月数として得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が五万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第二号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事院規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事院規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満である職員 二千百円

ロ 使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員 四千二百円

ハ 使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満である職員 七千百円

ニ 使用距離が片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満である職員 一万円

ホ 使用距離が片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満である職員 一万二千九百円

ヘ 使用距離が片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満である職員 一万五千八百円

ト 使用距離が片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満である職員 一万八千七百円

チ 使用距離が片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満である職員 二万六千六百円

リ 使用距離が片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満である職員 二万四千四百円

ヌ 使用距離が片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満である職員 二万六千二百円

ル 使用距離が片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満である職員 二万八千円

ロ 使用距離が片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満である職員 二万九千八百円

ワ 使用距離が片道六十キロメートル以上である職員 三万六千二百円

三 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮

して人事院規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が五万五千元を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千元に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する

地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「一箇月当

たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

3 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、所在する地域を異にする官署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で人事院規則で定めるもののうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第一号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第一号及び次項において同じ。）を負担すること

を常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の二分の一に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号において「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額」という。）が二万円を超えるときは、支給単位期間につき、二万円に支給単位期間の月数に乗じて得た額（当該職員が二以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額の合計額が二万円を超えるときは、当該職員の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、二万円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額）

4 前項の規定は、検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつた者のうち、第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事院規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が人事院規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を

負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に計算される運賃又は料金（以下「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

5 第一項第一号又は第三号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域（以下この項において「島等」という。）に所在する官署で人事院規則で定めるものへの

通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設（以下この項において「橋等」という。）を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金（第一号において「特別運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（人事院規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事院規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しないものとした場合における前三項の規定による額

6 通勤手当は、支給単位期間（人事院規則で定める通勤手当にあつては、人事院規則で定める期間）に係る最初の月の人事院規則で定める日に支給する。

7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事院規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事院規則で定める額を返納させるものとする。

8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として六箇月を超えない範囲内で一箇月を単位として人事院規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、一箇月）をいう。

9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

- (昭三)法八七・全改、昭三)法一七六・昭三八)法一七四・昭三)法一七四・昭四〇)法一四七・昭四)法一四〇・昭四三)法一〇五・昭四四)法七二・昭四五)法二一九・昭四七)法二一八・昭四八)法九五・昭四九)法一〇五・昭五〇)法七一・昭五一)法七七・昭五二)法八八・昭五三)法九〇・昭五四)法五七・昭五五)法九四・昭五六)法九六・昭五八)法六九・昭五九)法七九・昭六〇)法九七・昭六二)法一〇九・平元)法七三・平三)法一〇二・平四)法九二・平六)法九九・平七)法二一六・平八)法二二二・平二)法八三・平一五)法二四一・平二四)法四二一・平二六)法六七・平二六)法一〇五一)部改正

(単身赴任手当)

第十二条の二 官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、三万円（人事院規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が人事院規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、七万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事院規則で定める額を加算した額）とする。

3 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事院規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事院規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る。）その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（平元法七三・追加、平五法八二・平一〇法二〇・平四法四二・平二六法六七・平二六法一〇五一部改正）

（特殊勤務手当）

第四章 隊員の人事・給与・処遇（一般職の職員の給与に関する法律）

第十三条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適當でないとして認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（昭三五法九三・全改）

（特地勤務手当等）

第十三条の二 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署として人事院規則で定めるもの（以下「特地官署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の百分の二十五をこえない範囲内で人事院規則で定める。

3 特地官署が第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域に所在する場合における特地勤務手当と地域手当その他の給与との調整等に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（昭四五法一九・全改、平一七法二一三一部改正）

第十四条 職員が官署を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は職員の在勤する官署が移転し、当該移転に伴つて職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する官署又はその移転した官署が特地官署又は人事院が指定するこれらに準ずる官署（以下「準特地官署」という。）に該当すると

きは、当該職員には、人事院規則で定めるところにより、当該異動又は官署の移転の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額合計額の百分の六を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となつて特地官署又は準特地官署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事院規則で定める職員に限る)、新たに特地官署又は準特地官署に該当することとなつた官署に在勤する職員でその特地官署又は準特地官署に該当することとなつた日前三年以内に当該官署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したもののその他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

3 前二項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第十一条の八の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合における特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(昭四五法一九・追加、平九法一一・一部改正、平一六法二二六・旧)

第十三条の三續下、平一八法一〇・平二四法四二・平二六法六七・一部

改正)

(給与の減額)

第十五条 職員が勤務しないときは、勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休日(勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は勤務時間法第十四条に規定する年末年始の休日(勤務時間法第十五条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除き、その勤務しない一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(昭六〇法九七・平六法三三・平二二法八六・一部改正)

(超過勤務手当)

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間で

ある場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第十六条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間

四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間法第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。)の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十

五) を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間法第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定に基づく週休日における勤務のうち人事院規則で定めるものを除く。）の時間が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

4 勤務時間法第十三条の二第一項に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、百分の百七十五）から第一項に規定する人事院規則で定める割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

5 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事院規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

（昭三五法二九九・全改、平五法八二・平一一法八三・平二〇法九四・平二二法八六・平二八法一・一部改正）

（休日給）

第十七条 祝日法による休日等（勤務時間法第六条第一項又は第七条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間法第十四条に規定する祝日法による休

日が勤務時間法第七条及び第八条の規定に基づく週休日当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして人事院規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

（昭二五法二九九・昭三九法一七四・昭四八法一〇・昭六〇法九七・昭六

三法九二・平五法八二・平六法三三・一部改正

（夜勤手当）

第十八条 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（昭二五法二九九・一部改正

（端数計算）

第十八条の二 第十五条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び第十六条から前条までの規定により勤務一時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げる

第四章 隊員の人事・給与・処遇（一般職の職員の給与に関する法律）

五二五

ものとする。

（昭三六法一七六・追加、平五法八二・一部改正）

（勤務一時間当たりの給与額の算出）

第十九条 第十五条から第十八条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額とする。

（昭二五法二九九・昭三三法一五四・昭三六法一七六・昭四二法一四一・

昭六三法九二・平八法一一・平一七法一一三・平一八法一〇一・一部改

正

（宿日直手当）

第十九条の二 宿日直勤務（次項の勤務を除く。）を命ぜられた職員には、その勤務一回につき、四千四百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては二万円、人事院規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては七千四百円）を超えない範囲内において人事院規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、職務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の二分の一に相当する時間である日で人事院規則で定めるものに退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあつては、その額は、六千六百円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあつては三万五千五百円、人事院規則で定めるその他の

特殊な業務を主として行う宿直勤務にあつては一万千円)を超えない範囲内において人事院規則で定める額とする。

2 宿日直勤務のうち常直的なものを命ぜられた職員には、その勤務に対して、二万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める月額の宿日直手当を支給する。

3 前二項の勤務は、第十六条から第十八条までの勤務には含まれないものとする。

- ・昭二七法三・四・追加、昭三八法六・昭三九法七四・昭四二法四一
- ・昭四三法一〇五・昭四五法一九・昭四八法九五・昭四九法一〇五・昭五一法七七・昭五二法八八・昭六〇法九七・昭六一法一〇一・平三法一〇
- 二一・平四法二八・平四法九二・平六法八九・平七法二一六・平八法二二二
- ・平九法二二一・平一〇法二二〇・平一一法一四一・平三〇法八二・一部改正

(管理職員特別勤務手当)

第十九条の三 管理監督職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるもの(以下「管理監督職員等」という。)又は指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間法第六条第一項及び第四項、第七条並びに第八条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その

他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 次に掲げる職員の区分に応じ、同項の勤務一回につき、それぞれ次に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事院規則で定める勤務をした職員にあつては、それぞれその額に百分の百五十を乗じて得た額)

イ 管理監督職員等 一万二千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 イの人事院規則で定める額のうち最高のものに百分の百五十を乗じて得た額

二 前項に規定する場合 同項の勤務一回につき、六千円を超えない範囲内において人事院規則で定める額

4 前三項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

- ・平三法一〇二・追加、平六法三三・平一九法一八・平二〇法九四・平二六法三三・平二六法一〇五・平二八法一・一部改正

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属す

る月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六第一項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの）（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの

並びに同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの）（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七第二項第一号イ及び第二号において「特定管理職員」という。）にあつては百分の百七・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職）

し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

5 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの、同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるもの並びに指定職俸給表の適用を受ける職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額(人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(昭二七法三四・追加、昭二八法二八五・昭三〇法一八四・昭三二法一七四・昭三三法一五四・昭三三法一八二・昭三三法一七六・昭三四法一一

九・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三六法一七六・昭三八法六・一部改正、昭三八法一七四・旧第十九条の四繰上・一部改正、昭三九法一七四・昭四〇法一四七・昭四一法一四一・昭四三法一〇五・昭四四法七・昭四五法一八九・昭四六法一二二・昭四九法一〇五・昭五一法七七・昭五三法九〇・昭五八法六九・平元法七三二・平二法七九一・一部改正、平三法一〇二二・旧第十九条の三繰下・一部改正、平五法八二・平六法八九・平八法一一二・平九法六六・平九法一一二・平一一法八三・平一一法一四一・平一一法二二二)・平一一法二四一・平一二法二二二・平一三法二二六・平一四法一〇六・平一五法一四一・平一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法一一八・平二二法四一・平二二法八六・平二三法五三二・平二九法七七・平三〇法八二・令元法三七・令二法六五・一部改正)

第十九条の五

次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第八十二条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国家公務員法第七十六条の規定により失職した職員
- 三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁

錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（金九法六六・追加、令元法三七・一部改正）

第十九条の六

各庁の長又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る）、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つた場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差し処分」という。）を受けた者は、国家公務員法第九十条の二に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差し処分後の事情の変化を理由に、当該一時差し処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差し処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差し処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差し処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差し処分を受けた者が当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二 一時差し処分を受けた者について、当該一時差し処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差し処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差し処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

4 前項の規定は、各庁の長又はその委任を受けた者が、一時差し

処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなつたとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 各庁の長又はその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 一時差止処分に対する審査請求については、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（平九法六六・追加、平二六法六九一部改正）

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。

これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この項から第三項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けて者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五（特定管理職員にあつて

は、百分の百十五) を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の五十二・五を乗じて得た額の総額

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同

じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十五(特定管理職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職俸給表の適用を受ける職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の百を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額とする。

4 第十九条の四第五項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは、「第十九条の七第三項」と読み替えるものとする。

5 前二条の規定は、第一項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の七第二項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日(第十九条の七第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第十九条の七第一項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一

項において同じ。）と読み替えるものとする。

（昭二七法三四・追加、昭二八法二八五・昭三三法二五四・昭三八法六
 ・一部改正、昭三八法一七四・旧第十九条の五繰上・一部改正、昭三九法
 一七四・昭四〇法一四七・昭四二法一四一・昭四三法一〇五・昭四五法一
 一九・昭四六法二二・昭五二法七七・昭五八法六九・平元法七三・平二
 法七九・一部改正、平三法一〇二・旧第十九条の四繰下、平八法一一二・
 一部改正、平九法六六・旧第十九条の五繰下・一部改正、平九法一一二・
 平二法二二二・平二法八三（平二法二二二）・平一四法一〇六・平
 一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法一一八・平二〇法九四・平二二
 法四一・平二二法八六・平二三法五三・平二六法一〇五・平二八法一一平
 二八法八〇・平二九法七七・平三〇法八二・令元法三七・令元法五一・一
 部改正）

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の八 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、
 第十六条から第十八条まで及び第十九条の二の規定は、指
 定職種給表の適用を受ける職員には適用しない。
 2 第十六条から第十八条までの規定は、管理監督職員等には適用
 しない。

3 第十条の四、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十
 一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十三条の二及び
 第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改
 まる。

3 第八条第四項から第十一項まで、第十条の四、第十一条、第十一
 条の二、第十一条の五から第十二条の七まで、第十一条の九、第十
 一条の十、第十三条の二及び第十四条の規定は、定年前再任用時
 間勤務職員には適用しない。

（昭三八法一七四・追加、昭三九法一七四・昭四一法一四〇・昭四二法一
 四一・昭四五法一一九・一部改正、昭五〇法九・旧第十九条の五繰下・一
 部改正、昭五五法九四・昭六〇法九七・平元法七三・一部改正、平三法一
 〇二・旧第十九条の六繰下・一部改正、平七法一一六・平八法一一二・一
 部改正、平九法六六・旧第十九条の七繰下・一部改正、平九法一一二・旧
 第十九条の九繰下・一部改正、平一一法八三・一部改正、平一六法一三六
 ・旧第十九条の十繰上・一部改正、平一七法一一三・平一八法一〇一・平
 一九法一一八・平二〇法九四・一部改正、平二二法四一・旧第十九条の九
 繰上・一部改正、平二六法二二・平二六法一〇五・一部改正）

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

第十九条の九 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務
 手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当
 及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定め
 る。

（昭二五法二九九・追加、昭二七法三三四・旧第十九条の二繰下・一部改
 正、昭三三法一五四・昭三五法九三・昭四二法一四一・昭四五法一一九・
 一部改正、昭五〇法九・旧第十九条の六繰下、平三法一〇二・旧第十九条
 の七繰下、平九法六六・旧第十九条の八繰下、平九法一一二・旧第十九条
 の十繰下・一部改正、平一六法一三六・旧第十九条の十一繰上、平一七法

(俸給の更正決定)

第二十條 人事院は、各庁の長又はその委任を受けた者が決定した

職員俸給が第六條の規定に合致しないと認めるときは、その俸給を更正し又はその俸給の更正を命ずることができ、

(審査の申立て)

第二十一條 この法律の規定による給与の決定(前條の規定による

俸給の更正決定を含む。)に關して苦情のある職員は、人事院に對し審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、前條に準じて、これに關する決定をなし、これを本人及び關係各庁に通知しなければならぬ。

(昭三七法六一・一部改正)

(非常勤職員の給与)

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指

定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千二百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第二十二條 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院が指定

するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務一日につき、三万四千二百円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合には、十万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。

2 前項に定める職員以外の常勤を要しない職員については、各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

3 前二項の常勤を要しない職員には、他の法律に別段の定めがない限り、これらの規定に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(昭二五法二九九・昭二六法二七八・昭二七法三二四・昭三五法一五〇・

昭三六法一七六・昭四一法一四〇・昭四三法一〇五・昭四四法七二・昭四

五法一一九・昭四六法二二二・昭四七法一一八・昭四八法九五・昭四九法

一〇五・昭五〇法七一・昭五一法七七・昭五二法八八・昭五四法五七・昭

五五法九四・昭五六法九六・昭五八法六九・昭五九法七九・昭六〇法九七

- ・昭六一法一〇一・昭六二法一〇九・昭六三法一〇〇・平元法七三・平二
法七九・平三法一〇二・平四法二八・平四九法九二・平五法八二・平六法三
- 三・平六法八九・平七法二六・平八法一一二・平九法一一二・平一〇法
- 一一〇・平一一法八三・平一四法一〇六・平一五法一四一・平一七法一一
- 三・平二二法八六・平二三法五三・平二四法二一・平二六法一〇五・一部改
正)

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九条第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当及び住居手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九条の人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院規則で定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

(昭二六法二七八・全改、昭二七法三四・昭三三法一五四・昭三八法一)

七四・昭四〇法一四七・昭四二法一四一・昭四三法一〇五・昭四五法一一
九・平二法七九・平三法一〇二・平八法一一二・平九法六六・平九法一一
二・平二七法一一三・平一八法一〇一・平二二法四一・令元法三七・一部
改正

(給与の額及び割合の検討)

第二十四条 国会は、給与の額又は割合の改定が必要であるかどうかを決定するために、この法律の制定又は改正の基礎とされた経済的諸要素の変化を考慮して、人事院の行つた調査に基づき、定期的に給与の額及び割合の検討を行うものとする。この目的のために、人事院は、総務省、厚生労働省その他の政府機関から提供を受けた正確適切な統計資料を利用して、事実の調査を行い、給与に関する勧告を作成する。

(昭五八法八〇・平一法一六〇・一部改正)

(罰則)

第二十五条 この法律の規定に違反して給与を支払い、若しくはその支払を拒み、又はこれらの行為を故意に容認した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

○国家公務員退職手当法（抄）

〔昭和二十八年八月八日〕
〔法律第百八十二号〕

最終改正 令和四年六月二十七日法律第六八号

（未施行）

国家公務員等退職手当暫定措置法をここに公布する。

国家公務員退職手当法

（昭三四法一六四・昭六一法九三・改称）

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

（昭三四法一六四・全改、昭六一法九三・一部改正）

（適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」とい

う。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

* 令和三年法律第六二号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、

その遺族に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、政令で定めるところにより、職員とみなして、この法律の規定を適用する。

（昭三四法二六四・全改、昭五九法七一・昭五九法八七・昭六〇法四・昭

六・法九三・平二法八三（平一法一〇四）・平一法一〇四・平一四

法九八・平一七法一〇二・平二六法六七・一部改正）

（遺族の範囲及び順位）

第二条の二 この法律において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないものの
- 2 この法律の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母について

は、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この法律の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この法律の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの法律の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（平二〇法九五・追加）

（退職手当の支払）

第二条の三 この法律の規定による退職手当は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、その全額を、現金で、直接この法律の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、政令で定める確実な方法により支払う場合は、この限りでない。

2 次条及び第六条の五の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第九条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合

は、この限りでない。

（昭六〇法四・追加、平九法六六・平一七法二五・一部改正、平〇〇法九五・旧第二条の二繰下）

第二章 一般の退職手当

（一般の退職手当）

第二条の四 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

（平一七法二五・追加、平〇〇法九五・旧第二条の三繰下）

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が月額で定められている者については、退職の日におけるその者の俸給の日額の二十一日分に相当する額。以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

三十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が月額で定められている者については、退職の日におけるその者の俸給の日額の二十一日分に相当する額。次条から第六条の四までにおいて「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

二十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百

十

三 十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百

六十

四 二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分

の二百

五 二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の

百六十

六 三十一年以上の期間については、一年につき百分の百一十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律

第二百十号）第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第一号から第三号まで又は国会職員法第十一条第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

* 令和三年法律第六二号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十八条第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）、自衛隊法第四十二条第一号から第三号まで又は国会

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員退職手当法）

五四〇

職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十一条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十
- 二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十
- 三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

（昭三四法二六四・昭四八法三〇・昭六〇法四・昭六三法九一・平四法二

八・平一七法一一五・平二〇法九五・平二四法九六・一部改正）

（十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二（他の法令において、引用し、準用し、又はその例に

よる場合を含む。)に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)に規定する通勤をいう。次条第二項及び第六条の四第一項において同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

(昭三三法一五四・昭三四法一六四・昭四八法三〇・昭五八法八一・昭六

〇法四・平三法五・平八法八二・平二二法八三・平一六法一四六・平一

七法一五・平一八法二二・平二四法九六、一部改正)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者(同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 国家公務員法第七十八条第四号(裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。)、自衛隊法第四十二条第四号又は国会職員法第十一条第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第八条の二第五項に規定する認定(同条第一項第二号に係るものに限る。)を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員退職手当法）

五四二

六 二十五年以上勤続し、第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、国家公務員法第八十一条の六第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二 国家公務員法第七十八条第四号（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む）、自衛隊法第四十二条第四号又は国会職員法第十一条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者

三 第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

四 公務上の傷病又は死亡により退職した者

五 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものの

六 二十五年以上勤続し、第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五

二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十

四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

○法四・昭六○法九七・昭六一法九三・平三法五一・平六法三三・平八法
一一二・平二法八三・平二七法一一三・平一七法一一五・平一四法九六

一部改正

(俸給月額)の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたこととある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第五条の二 退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定

(俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前俸給月額」という。)が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員退職手当法)

イ その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合

2

前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この法律その他の法律の規定により、この法律の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。))若しくは第八条第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第七条第六項の規定により職員としての引き続き在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十二条第一項若しくは第十四条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第九条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第八条第一項に規定す

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員退職手当法）

る独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第七条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた地方公務員としての引き続きいた在職期間

三 第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続きいた在職期間

四 第七条の二第二項に規定する場合における公庫等職員としての引き続きいた在職期間

五 第八条第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

六 第八条第二項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間

七 前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間

（平一七法二二五・追加、平〇法九五・平二四法四二・一部改正）

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第五条の三 第四条第一項第三号及び第五号第一項（第一号を除く。）に規定する者（退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表六号俸額の相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、そ

の年齢が政令で定める年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第一項及び第五号第一項	退職日俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数及び退職日俸給月額に應じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額
第五条の二第一項第一号	及び特定減額前俸給月額	並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に應じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額

第五條の二 第一項第二 号	退職日俸給 月額に、	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に
第五條の二 第一項第二 号ロ	前号に掲げ る額	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三條の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(昭六〇)法四・追加、平一五法六二・平一七法一一三・一部改正、平一七
法一一五・旧第五條の二繰下・一部改正、平二四法九六・一部改正)

(退職手当の基本額の最高限度額)

第六條 第三條から第五條までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、こ

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員退職手当法)

れらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(昭三四法一六四・全改、昭五八法八二・昭六〇)法四・平一七法一一五・
一部改正

第六條の二 第五條の二第一項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 六十以上 特定減額前俸給月額に六十を乗じて得た額
- 二 六十未満 特定減額前俸給月額に第五條の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(平一七法一一五・追加)

第六條の三 第五條の三に規定する者に対する前二條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	読み替える字句
第六條	第三條から第五條まで	前條の規定により読み替えて適用する第五條
	退職日俸給	退職日俸給月額及び退職日俸給月

第六條の二 第一号	特定減額前 俸給月額	同項の 口	同項第二号	第五條の二 第一項の	これらの	月額
	特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た	同条の規定により読み替えて適用する同項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項の	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項の	前条の規定により読み替えて適用する第五條の	額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき当該年数及び退職日俸給月額に 応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額

第六條の二 第二号	特定減額前 俸給月額	額の合計額
当該割合	第五條の二 第一項第二 号口 及び退職日 俸給月額	額に退職日俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額
当該第五條の三の規定により読み	第五條の三の規定により読み替えて適用する第五條の二第一項第二号口	額に退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の差に相当する年数一年につき当該年数及び特定減額前俸給月額に 応じて百分の三を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額

	替えて適用する同号口に掲げる割合
合	

(平一七法二二五・追加 平一四法九六・一部改正)

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実には職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十日に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 九万五千四百円
- 二 第二号区分 七万八千七百五十円
- 三 第三号区分 七万四百円
- 四 第四号区分 六万五千円
- 五 第五号区分 五万九千五百五十円
- 六 第六号区分 五万四千五百五十円
- 七 第七号区分 四万三千三百五十円
- 八 第八号区分 三万二千五百円
- 九 第九号区分 二万七千円
- 十 第十号区分 二万七千七百円
- 十一 第十一号区分 零

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実には職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十日に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職そ

の他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。

第七条第四項において「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第五項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第一号区分 九万五千四百円
- 二 第二号区分 七万八千七百五十円
- 三 第三号区分 七万四百円
- 四 第四号区分 六万五千円
- 五 第五号区分 五万九千五百五十円
- 六 第六号区分 五万四千五百十円
- 七 第七号区分 四万三千三百五十円
- 八 第八号区分 三万二千五百円
- 九 第九号区分 二万七千七百円
- 十 第十号区分 二万七千七百円
- 十一 第十一号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間にお

いて職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者（第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

五 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の八に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定めるもの

ロ その者の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員とし

ての在職期間である者

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者（第五号に掲げる者を除く。次号において同じ。）のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が一年以上四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

二 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

三 自己都合等退職者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの 第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額

四 自己都合等退職者でその勤続期間が九年以下のもの 零

五 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の八に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政令で定める者

ロ その他の基礎在職期間が全て特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者その他これに類する者として政令で定める者

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員退職手当法）

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

（平一七法一五・追加、平二〇法九五・平二四法九六・平二六法一〇七
・一部改正）

（一般の退職手当の額に係る特例）

第六条の五 第五条第一項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第二条の四、第五条、第五条の二及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

一 勤続期間一年未満の者 百分の二百七十

二 勤続期間一年以上二年未満の者 百分の三百六十

三 勤続期間二年以上三年未満の者 百分の四百五十

四 勤続期間三年以上の者 百分の五百四十

2 前項の「基本給月額」とは、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）については同法に規定する俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額をいい、その他の職員については一般職の職員の基本給月額に準じて政令で定める額をいう。

（平一七法一五・追加、平一八法一〇一・平二〇法九五・一部改正）

（勤続期間の計算）

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続きいた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第十二条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続きいて在職したものとみなす。
- 4 前三項の規定による在職期間のうちには休職月等が一年以上あつたときは、その月数の二分の一に相当する月数（国家公務員法第八八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実には職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項の規定により計算したる在職期間から除算する。
- 5 第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、地方公務員が機構の改廃、施設の移譲その他の事由によつて引き続き職員となつたときにおけるその者の地方公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の地方公務員としての引き続きいた在職期間の計算については、前各項の規定を準用するほか、政令でこれを定める。
- 6 前各項の規定により計算したる在職期間に一年未満の端数がある

場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が六月以上一年未満（第三条第一項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第四条第一項又は第五条第一項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、一年未満）の場合には、これを一年とする。

7 前項の規定は、前条又は第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

8 第十条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算したる在職期間に一月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（昭三〇法二三三・昭三四法一六四・昭三五法一一一・昭四〇法六八・昭四〇法六九・昭四五法二二五・昭四八法三〇・昭六〇法四・昭六一法九三・平三法五一・平一法二〇四・平一四法九・平一七法二一五・平二〇法九五・平一四法四一・平一六法六七、一部改正）

（公庫等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）

第七条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人（行政執行法人を除く。）でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続きいて当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤

続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「公庫等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の前条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の公庫等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとす

3 前二項の場合における公庫等職員としての在職期間の計算については、前条(第五項を除く。)の規定を準用するほか、政令で定める。

4 第六条の四第一項の政令で定める法人その他の団体に使用される者がその身分を保有したまま引き続き職員となつた場合におけるその者の前条第一項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかつたものとみなす。ただし、政令で定める場合においては、この限りでない。

(昭三五法一一・追加、昭四八法三〇・昭六二法九三・平一五法六一・平一七法一〇二・平一七法二五・平一九法五八・平二〇法九五・平二六

法六七・二部改正)

(独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第八条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に依り、引き続き独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。)の役員(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続きいた在職期間を含むものとす。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第七条（第五項を除く。）の規定を準用するほか、政令で定める。

（平一五法六二・追加、平二〇法九五・旧第七条の二繰下・一部改正）

○防衛省の職員の給与等に関する法律 (抄)

〔昭和二十七年七月三十一日〕
法律第二百六十六号

最終改正 令和四年二月二十八日法律第八八号
(未施行)

〔保安庁職員給与法〕をここに公布する。

防衛省の職員給与等に関する法律

(昭二九法一六五・平二法三六・平一八法二一八・改称)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、防衛省の職員(一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。)について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤(第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。)による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)及び国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の特例を定めることを目的とする。

(昭二八法一八二・昭二九法一六五・昭三三法七八・昭三三法二二八・昭三四法二二〇・昭三七法一三三・昭四八法六九・昭四八法二二六・昭五八

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (防衛省の職員給与等に関する法律)

五五三

法八一・昭六一法九三・平二法三六・平二法八一・平八法八一・平一八法

一一・平一八法二一八・平二法四四・一部改正)

(金銭又は有価物の支給)

第二条 いかなる金銭又は有価物も、この法律に基かないで、職員に支給し、又は無料で貸与してはならない。但し、他の法律に別段の定のある場合は、この限りでない。

(給与の支払)

第三条 この法律の規定による給与は、別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員(予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補(以下「予備自衛官等」という。))を除く。以下この条において同じ。)に支払わなければならない。ただし、職員が自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第七十六条第一項、同法第七十八条第一項又は同法第八十一条第二項の規定による出勤(第十二条第二項において「出勤」という。)を命ぜられている場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する者で職員の指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給与をすみやかに職員に支払わなければならない。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（防衛省の職員の給与等に関する法律）

五五四

（昭二九法一六五・平九法四三・平三法四〇・平一五法八〇・一部改正）

（俸給）

第四条 防衛省の事務次官、防衛審議官、防衛装備庁長官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、防衛大臣政策参与、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）、生徒（自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八、別表第十及び別表第十一に定める額の俸給を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の二第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には一般職の任期付研

究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号。以下「一般職任期付研究員法」という。）第六条

第一項の俸給表に定める額の俸給を、事務官等のうち自衛隊法第三十六条の六第一項第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には一般職任期付研究員法第六条第二項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準にに応じて、防衛省令で定める額とする。

5 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職給与法別表第十一に掲げる俸給月額のうち政令で定める号俸の額に相当する額の俸給を支給する。

（昭二八法二八六・昭二九法一六五・昭三法一五五・昭三法一五九・昭三法七八・昭三四法二〇〇・昭三六法一二五・昭三九法一七五・昭四二法一四三・昭四四法七四・昭四八法九七・昭五八法七八・昭六〇法九九・平六法三三・平九法四三・平一〇法四三・平一一法一四三・平一一法一六〇・平一三法四〇・平一六法一三七・平一八法四五・平一八法一一八・平一九法二四・平二二法四四・平二四法一〇〇・平二六法三二・平二六法六五・平二七法三九・一部改正）

（職務の級等）

第四条の二 事務官等（特定任期付職員、第一号任期付研究員及び

第二号任期付研究員を除く。)の職務は、別表第一並びに一般職給与法別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八及び別表第十に定める職務の級又は一般職給与法別表第十一に定める号俸に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2 事務官等の職務の級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するよう、かつ、予算の範囲内で、防衛省令で定める。

3 事務官等の職務の級は、前項の規定による職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。

(昭三二法一五五・追加、昭三九法一七五・昭四四法七四・昭六〇法九九
・平一〇法四三・平一法一六〇・平一三法四〇・平一六法一三七・平一
八法四五・平一八法二一八・平一九法二二四・平二四法一〇〇・平二六法
一一一・一部改正)

(号俸の決定基準等)

第五条 新たに職員(常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。)を除く。以下この条において同じ。)として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (防衛省の職員の給与等に関する法律)

一 事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となつた場合

二 陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛官」という。)が海上自衛隊の自衛官(以下「海上自衛官」という。)若しくは航空自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。)となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 事務官等が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合(一般職給与法別表第十一に定める額の俸給の支給を受けていた職員が別表第一又は一般職給与法別表第一、別表第五、別表第六イ、別表第七、別表第八若しくは別表第十に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。)

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合(別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である職員となつた場合、同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄から(三)欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうち他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。)

五 事務官等が一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

*令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第五条 新たに職員（常勤の防衛大臣政策参与、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員、自衛隊法第四十一条の二第一項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）並びに同法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（次条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。第九条及び別表第二において「再任用職員」という。）を除く。以下この条において同じ。）として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの号俸の決定基準については、政令で定める。

一 事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となつた場合
二 陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 事務官等が一の職務の級から他の職務の級に移つた場合（一般職給与別表第十一に定める額の俸給を受けていた職員が別表第一又は一般職給与別表第一、別表第五、別表第六イ、別

表第七、別表第八若しくは別表第十に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。）

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合（別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である職員となつた場合、同表の陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の〔〕欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔〕欄から〔〕欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうちの他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。）

五 事務官等が一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員の上昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律百六十五号）第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海

将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）と読み替えるものとする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

2 一般職給与法第八条第六項から第十一項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第六項中「職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十六条」と、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）」と読み替えるものとする。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（防衛省の職員の給与等に関する法律）

3 医師又は歯科医師である自衛官（次条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。）を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第七項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。以下この項、第八条第二項、第十一条の第三第二項及び別表第二備考四において同じ。）における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改

まる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第九条、第十一条の(三)第二項及び別表第二考四において同じ。)における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第七項若しくは第八項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失する」と認められるときは、当該号俸による俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができる。

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

(昭三三法一五五・全改、昭三三法八六・昭三四法二〇〇・昭三五法一五
一・昭三八法一七五・昭三九法一七五・昭四四法七四・昭四八法九七・昭
五四法五九・昭六〇法九九・平二法三六・平一〇法四三・平二法二三
・平二法一四三・平二法一六〇・平二法四〇〇・平二法六二・三七・平

一七法二二三・平一八法四五・平一八法二一八・平一八法二二三・平一九

法二四四・平二〇法九八・平二二法四四・平二四法一〇〇・平二五法五二

・平二六法三二・一部改正

第六条 一般職給与法別表第十一の適用を受ける事務官等の号俸は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び第四条の第二項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、決定する。

2 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官の俸給月額は、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

(昭四八法九七・全改、昭六〇法九九・平二法一四三・平二六法一三七

・平一八法四五・平一九法二四・平二六法三二・一部改正)

第六条の二 特定任期付職員の号俸は、その者が従事する業務に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額(一般職給与法別表第十一の八号俸の額未

満の額に限る。)又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

(平一三法四〇・追加、平一六法一三七・平一七法二二一・平一八法四五
・平一八法二二八・平一九法二四・一部改正)

第七条 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員の号俸は、その者が従事する研究業務(自衛隊法第三十六条の六第一項第一号及び第二号の研究業務をいう。)に応じて、政令で定める基準に従い、かつ、予算の範囲内で、決定する。

2 防衛大臣は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第三項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいづれかに相当する額(一般職給与法別表第十一の八号俸の額未満の額に限る。)又は一般職給与法別表第十一の八号俸の額に相当する額とすることができる。

(平一〇法四三・全改、平一法一四三・平三法四〇・平一四法二一七
・平一六法一三七・平一七法二二一・平一八法四五・平一八法二二八・平
一九法二四・一部改正)

第八条 事務官等である再任用職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第四章 隊員の人事・給与・処遇

(防衛省の職員の給与等に関する法律)

五五九

2 自衛官である再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

(平一法二二三(平一法一六〇)・全改、平一六法一三七・平一八法
四五・一部改正)

*令和三年法律第六一号で、本条は令和五年四月一日から次のように改まる。

第八条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第四条の二第三項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員のの一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第九条 自衛隊法第四十四条の四第一項又は第四十四条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の官職を占めるものの俸給月額は、第六条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、第六条第一項の規定によりその者が受ける号俸に応じた額又は前条第一項の規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を同法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律

関する法律（平成三年法律第九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第九条 再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する階級に応じた額とする。

（平一法二三（平一法一六〇）・全改、平一八法四五・平一八法一一八・平一九法四二・平二六法二二・一部改正）

（俸給の支給）

第十条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給する。

ただし、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたとき又は職員が離職し、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第十条 新たに職員となつた者には、その日から俸給を支給する。た

だし、職員以外の国家公務員が離職し、即日職員となつたとき、又は職員が離職し、即日定年前再任用短時間勤務職員となつたとき、若しくは自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2 職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）のいずれかに該当して前の職員の職を離職した場合（自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）にあつては、その日の前日）まで俸給を支給する。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

3 職員が離職したときは、その日（職員が第五条第一項第一号又は第二号に掲げる場合のいずれかに該当して前の職員の職を離職した場合（即日定年前再任用短時間勤務職員となつた場合及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）にあつては、その日の前日）まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

（昭二七法三五・昭二九法六五・昭三三法一五五・昭三三法八六・昭三九法一七五・昭四九法一〇七・平一法二三・一部改正）

第十一条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定めるところにより、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、

その月の月額の半額ずつを支給することができる。

2 前項の場合において、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、政令で定めるところにより、俸給を減額して支給する。

3 前二項に定めるものを除くほか、俸給の支給日その他俸給の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(昭二七法三五・昭二九法二六五・昭三三法一九九・昭三四法二一〇・昭三五法一五一・一部改正)

(俸給の調整額)

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

(昭三三法一五五・全改、昭四四法七四・一部改正)

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 前項の規定による俸給の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額の百分の二十五を超えてはならない。

(昭二七法三五・追加、昭三〇法一一・旧第十二条の二繰下、昭三一

法一五五・昭三四法二一〇・平一八法二二三・一部改正)

(扶養手当)

第十二条 扶養親族を有する職員(常勤の防衛大臣政策参与、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、扶養手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十一条第一項ただし書及び第三項において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十一条の第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」とする。

2 出動を命ぜられている職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、防衛省令で定める。

(昭二七法三五・昭二九法一六五・昭三三法一九九・昭三四法八六・昭三四法二一〇・昭三九法一七五・昭四一法一四一・昭四四法七四・平九法四三・平二法一六〇・平一八法二一八・平二法四四・平二六法三二・平二八法九二・一部改正)

第十三条 削除 (昭四四法七四)

(地域手当等)

第十四条 常勤の防衛大臣政策参与には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これに準ずる手当

を含む。以下同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員(以下「管理監督職員」という。)」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄

の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは

の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当(防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。)」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。)」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)」及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは

「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第三項第一号ロ中「指定職種給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

(昭三二法一五五・全改、昭三三法八八・昭三五法九四・昭三五法一五一・昭三八法一七五・昭三九法一七五・昭四二法一四三・昭四四法七四・昭四五法一一・昭四九法一〇七・昭五五法九六・平元法七五・平三法一〇四・平四法九四・平五法八四・平六法九一・平七法一一八・平八法一一四・平九法一一四・平一〇法四三・平一一法二二・平一二法一六〇・平一三法四〇・平一四法二七・平一五法一四六・平一六法一三三・平一七法一一二・平一八法四四・平一八法一一八・平一八法一一三・平一九法一一一
改正)

(防衛出動手当)

第十五条 自衛隊法第七十六条第一項の規定による出動（以下「防衛出動」という。）を命ぜられた職員（政令で定めるものを除く。）には、この条の定めるところにより、防衛出動手当を支給する。

2 防衛出動手当の種類は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当とする。

3 防衛出動基本手当は、防衛出動時における勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件及び勤務の危険性、困難性その他の著しい特殊性に応じて支給するものとする。

4 防衛出動特別勤務手当は、防衛出動時における戦闘又はこれに

準ずる勤務の著しい危険性に応じて支給するものとする。

5 防衛出動基本手当が支給される職員には、前条第一項の規定にかかわらず、単身赴任手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、支給しない。

6 前条第二項において準用する一般職給与法第十一条の第一項第二号の規定の適用については、防衛出動を命ぜられた日の前日において同号の規定に該当していた職員で、前項の規定の適用がないとしたならば同日後も引き続き単身赴任手当の支給要件を具備することとなるものは、防衛出動手当を支給されている間、同号の規定に該当するものとみなす。

7 前各項に定めるもののほか、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額その他防衛出動手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一五法八〇・全改、平一八法二二三・平二二法九二・一部改正)

(航空手当等)

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

- 一 航空機乗員 航空手当
 - 二 艦船乗組員 乗組手当
 - 三 落下傘隊員 落下傘隊員手当
 - 四 特別警備隊員 特別警備隊員手当
 - 五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当
- 2 前項各号に定める手当は、同項の自衛官が同項各号に掲げる職

員として勤務しないときは、政令で定めるところにより特にこれらの職員として勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

3 第一項各号に定める手当の額は、同項の自衛官の受ける俸給の百分の八十以内において政令で定める。

（昭三〇法一一・全改、昭三三・法一五五・昭三三法八八・昭三三法一七

六・昭三四法二二〇・昭四五法二二・昭四九法四〇・平二五法五八・平

一五法三二・平二四法二〇〇・一部改正）

（航海手当）

第十七条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官には、その者が乗り組む自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

3 第一項の自衛官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に規定する旅費を支給しない。

（昭二九法一六五・昭三〇法一一・一部改正）

（営外手当）

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）が自衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、月額六千二百円とする。

3 第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

（昭二八法二八六・昭二九法一六五・昭三三・法一五五・昭三四法二二〇・

昭三六法一七七・昭三八法七七・昭三八法七五・昭三九法一七五・昭四〇

法一四九・昭四一法一四一・昭四二法一四三・昭四三法一〇七・昭四四法

七四・昭四五法二二一・昭四六法二二三・昭四七法二二〇・昭四八法九七

・昭四九法一〇七・昭五〇法七三・昭五一法七九・昭五二法九〇・昭五三

法九一・昭五四法五九・昭五五法九三・昭五五法九六・昭五五法九八・昭

五八法七一・昭五九法八一・昭六〇法一〇三・昭六二法一一一・平元法七

五・平二法八一・平三法二〇四・平四法九四・平六法九一・平九法二一四

・平一〇法二二二・平一一法一四三・平一四法一一七・平一五法一四六・

平一七法二二三・平一八法二一八・平二六法一三五・平三〇法八七・一部

改正）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般

職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第十八条の二 職員（常勤の防衛大臣政策参与、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九

条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。）」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同条第三項中「とする」とあるのは「とし、自衛隊法第四十五条の二第二項の規定により採用された職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする」と、同条第五項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項各号中「のうち定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「のうち定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、同項第一号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同項第二号中「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該職員」と、「百分の四十五」とあるのは「、定年前再任用短時間勤務職員にあつては百分の四十五」と、「百分の五十五」とあるのは「百分の五十五」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の四十五（特定管理職員にあつては百分の五十五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十二・五」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮し

た加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に當外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求については、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十八条の二から第五十条の二までの規定を適用する。

（昭四四法七四・全改、昭四六法二二三・平一法八一・平三法一〇四・平

四法九四・平九法四三・平九法六六・平九法一四・平二法八三・平一

七法二二・平一八法二二三・平一九法八〇・平二四法四一・平二法四

四・平二六法二二・平二六法六九・平二七法三九一部改正

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣政策参与には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは、「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

（平二二法四四・追加、平二二法九二・平二二法五九・平二六法二二・平

二二法一三五・平二八法七七・平二八法九二・平二九法八六・平三〇法八七

・令元法五四・令一法六七一部改正

（特定任期付職員業績手当）

第十八条の三 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

（平一三法四〇・追加、平二二法四一・旧第十八条の四繰七

（任期付研究員業績手当）

第十八条の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

（平一〇法四三・追加、平一三法四〇・旧第十八条の四繰下、平二二法四

一・旧第十八条の五繰七

（俸給の特別調整額等の支給方法）

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員の俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当及び當外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭二七法三五・昭二九法一六五・昭三〇法一一・昭三法一五五・

昭三五法九四・昭三五法一五・昭四法一四三・昭四四法七四・昭四五

(食事の支給)

第二十條 政令で定める職員には、政令で定めるところにより、食事を支給する。

(被服等の支給又は貸与)

第二十一條 政令で定める職員には、その職務の遂行上必要な被服その他これに類する有価物を支給し、又は無料で貸与する。

2 前項の有価物の範囲及び数量並びにその支給又は貸与の条件は、政令で定める。

(療養等)

第二十二條 自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（次項において「本人」という。）が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合には、国は、政令で定めるところにより、国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する規定の例により、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給を行うほか、これらの給付又は支給にあわせて、これらに準ずる給付又は支給を行うことができる。

2 前項の規定による高額療養費又は高額介護合算療養費の支給

は、本人が受けた療養に係るものとして政令で定めるものについて行う。

3 国は、第一項の規定による給付又は支給に係る療養を担当する者が請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

（昭二七法三五・昭二九法一六五・昭三〇法二二・昭四八法六九・昭五五法一〇八・昭五八法八二・昭五九法七七・平六法五六・平八法八二・平九法四二・平一三法四〇・平一八法八三・平二二法四四・一部改正）

(特定の職員についての適用除外)

第二十二條の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用しない。

2 第十四条の規定中超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分の規定は、第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員及び一般職給与方法表第十の適用を受ける職員でその職務の級が二級以上であるものには適用しない。

3 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、特定任期付職

員及び第一号任期付研究員には適用しない。

4 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当及び住居手当に係る部分に限る。）及び第十八条の二（期末手当に係る部分を除く。）の規定は、第二号任期付研究員には適用しない。

5 第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

5 第十二条及び第十四条（初任給調整手当、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

（昭三九法一七五・追加、昭四一法一四一・昭四二法一四三・昭四四法七

四・昭四五法二二一・平元法七五・平三法一〇四・平九法二一四・平一〇

法四三・平二法二二三・平三法四〇・平一七法二二一・平一八法二二

三・平一九法二二四・平二〇法九八・平二二法四一・平二六法一三五・一

部改正

（休職者の給与）

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）の百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4 職員が刑事事件に關し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等（期末手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、政令で定めるところに従い、これに俸給等の百分の百以内を支給することができる。

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手

当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合又は同項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき期末手当の支給に関しては、一般職給与法第十九条の五又は第十九条の六の規定の例による。

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

(昭二七法三五・昭二九法六五・昭三三法一五五・昭三五法一九・昭三三法八六・昭三四法二〇・昭三八法一七五・昭三九法一七五・昭四〇法二四九・昭四二法一四三・昭四三法一〇七・昭四四法七四・昭四五法一一・平二法八一・平九法六六・平九法二四・平二法八三・平一一法一六〇・平一七法二二二・平一八法二一八・平一八法二二三・平二法四一・令元法三七・一部改正)

(停職中特に勤務することを命ぜられた者の給与)

第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等(期末手当を除く。次項において同じ。)

第四章 隊員の人事・給与・処遇

(防衛省の職員の給与等に関する法律)

を支給する。

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことにより第十四条(地域手当、広域異動手当及び住居手当に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条及び第十八条の二第一項に規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等に併せてこれらの手当を支給する。

(昭二七法三五・昭三三法一五五・昭三八法一七五・昭三九法一七五・昭四二法一四三・昭四四法七四・昭四五法二二・平九法二四・平一七法二二三・平一八法二二三・平二法四一・一部改正)

(自衛官候補生の給与)

第二十四条の二 自衛官候補生には、自衛官候補生手当を支給する。

2 前項の自衛官候補生手当の月額は、十四万二千百円とする。

3 第一項の自衛官候補生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二法四四・追加、平二六法一三五・平二八法七・平二八法九二・平二九法八六・平三〇法八七・令元法五四・一部改正)

(予備自衛官等の給与)

第二十四条の三 予備自衛官には、予備自衛官手当を支給する。

2 前項の予備自衛官手当の月額は、四千円とする。

3 予備自衛官手当は、予備自衛官となつた日の属する月から、予備自衛官以外の者となり、又は死亡した日の属する月まで支給する。ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛

官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給しない。

4 予備自衛官が左の各号の一に該当する場合には、前三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、予備自衛官手当を支給しないことができる。

一 自己の責に帰すべき事由に因つて退職させられた場合

二 政令で定める特別の事由がないのにかかわらず退職した場合

三 正当の事由に因らないで訓練招集に応じなかつた場合

（昭二九法一六五・追加、昭四一法九〇・昭四七法二四・昭五四法五九
・昭六二法一〇八・平九法四三・一部改正、平二法四四・旧第二十四条

の二繰下・一部改正

第二十四条の四 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万六千円とする。

3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「予備自衛官」とあるのは、「即応予備自衛官」と読み替えるものとする。

（平九法四三・追加、平二法四四・旧第二十四条の二繰下）

第二十四条の五 訓練招集に応じた予備自衛官及び即応予備自衛官には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

（平九法四三・追加、平二法四〇・一部改正、平二法四四・旧第二十

四条の四繰下）

第二十四条の六 教育訓練招集に応じた予備自衛官補には、教育訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の教育訓練招集手当を支給する。

（平一三法四〇・追加、平二法四四・旧第二十四条の五繰下）

第二十四条の七 第二十四条の三から前条までに規定するもののほか、予備自衛官手当、即応予備自衛官手当、訓練招集手当及び教育訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

（平九法四三・追加、平三法四〇・旧第二十四条の五繰下・一部改正、平二法四四・旧第二十四条の六繰下・一部改正）

（学生の給与）

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 前項の学生手当の月額は、十一万七千円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 第一項の学生手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭二七法三五・昭二八法二八六・昭二九法一六五・昭三法一五五・

昭三四法二一〇・昭三五法九四・昭三五法一五一・昭三六法一七七・昭三八法七・昭三八法一七五・昭三九法一七五・昭四〇法一四九・昭四一法一四一・昭四一法一四三・昭四三法一〇七・昭四四法七四・昭四五法二二一・昭四六法二二三・昭四七法二一〇・昭四八法九七・昭四九法一〇七・昭五〇法七三・昭五一法七九・昭五二法九〇・昭五三法九二・昭五四法五九・昭五五法九六・昭五六法九八・昭五八法七一・昭五九法八一・昭六〇法九九・昭六一法一〇三・昭六二法一一一・昭六三法一〇二・平元法七五・平元法八一・平三法一〇四・平四法九四・平五法八四・平六法九一・平七法二一八・平八法二一四・平九法二一四・平一〇法二二一・平一一法八三・平一二法一四三・平一四法二一七・平一五法一四六・平一七法二二二・平一八法二二三・平一九法二二四・平二〇法九二・平二一法五九・平二二法一三五・平二八法七・平二八法九二・平二九法八六・平三〇法八七・令元法五四・令二法六七・一部改正

(生徒の給与)

第二十五条の二 生徒には、生徒手当及び期末手当を支給する。

2 前項の生徒手当の月額、は、十万三千七百円とする。

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「生徒が受けるべき生徒手当の月

額」とする。

4 第一項の生徒手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(平二法四四(平二法九二)・追加、平二法五九・平二六法一三五
・平二八法七・平二八法九一・平二九法八六・平三〇法八七・令元法五四
・令二法六七・一部改正)

(非常勤の者の給与)

第二十六条 非常勤の職員には、一般職に属する非常勤の職員の例

により、給与を支給する。

(自衛官任用一時金の支給)

第二十六条の二 自衛隊法第三十六条第二項に規定する自衛官候補

生から引き続き同条第一項の自衛官に任用された者には、自衛官任用一時金を支給する。

2 前項の自衛官任用一時金の額は、政令で定める。

3 自衛官任用一時金の支給を受けた者が、その任用期間の満了前に離職した場合には、当該任用後の隊員としての勤続期間を考慮して政令で定める金額を国に償還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 死亡により離職したとき。

二 公務による災害のため心身に故障を生じ、自衛隊法第四十二条第二号の規定に該当して免職されたとき、又は同条第四号の規定に該当して免職されたとき。

4 前項の規定による償還義務は、本人の死亡により消滅する。

5 前各項に定めるもののほか、自衛官任用一時金の支給及び償還

に関し必要な事項は、政令で定める。

（平一法四四・追加）

（国家公務員災害補償法の準用）

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定（第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。）は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十

三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとす

る。

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣政策参与にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当（当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ）、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当（陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額）とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

（昭二七法三五・昭二九法六五・昭三〇法一一・昭三法一七・

昭三法一五五・昭三法一五九・昭三法八六・昭三法八八・昭三四

法二〇・昭三五法九四・昭三五法一五一・昭三九法一三三・昭三九法一七五・昭四・法六七・昭四三法二四三・昭四四法七四・昭四五法一一・昭四八法六九・昭四九法一〇七・昭五〇法六二・昭五一法三一・昭六一法八五・平元法七五・平二法四六・平三法一〇四・平三法一〇九・平四法七一九・平六法三三・平七法六二・平一法一六〇・平二法五八・平一五法三三・平一五法八〇・平一七法二二二・平一八法二二一・平一八法四五・平一八法一一八・平一八法二二三・平一九法二二四・平二〇法九八・平二一法四四・平二六法二二・一部改正

(若年定年退職者給付金の支給)

第二十七条の二 自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）としての引き続き在職期間（第二十七条の八から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（以下「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一 定年（自衛隊法第四十四条の二第二項本文に規定する定年

（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）以上であるものを除く。以下「若年定年」という。）に達したことにより退職した者

二 若年定年に達する日以前一年内に退職した者で次に掲げるもの

イ 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廢職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した者

ロ 国家公務員退職手当法第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜられた期間（以下「勤務延長期間」という。）が満了したことにより退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違によることなく退職した者

* 令和三年法律第六一号で、本項は令和五年四月一日から次のように改まる。

第二十七条の二 自衛官（自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七条の四第一項並びに第二十七条の八第一項第一号及び第二項第二号において同じ。）としての引き続き在職期間（同条から第二十七条の十まで、第二十七条の十二及び第二十七条の十三において単に「在職期間」という。）が二十年以上である者その他これに準ずる者として政令で定める者（第

二十七条の十一第三項及び第二十七条の十四第一項において「長期在職自衛官」という。）であつて次の各号のいずれかに該当するもの（以下「若年定年退職者」という。）には、若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）を支給する。ただし、その者が当該各号に規定する退職の日又はその翌日に国家公務員又は地方公務員（これらの者で臨時的に任用されるものその他の任期を定めて任用されるもの及び非常勤のものを除く。）となつたときは、この限りでない。

一 定年（自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定する定年（以下「自衛官以外の職員の定年」という。）以上であるものを除く。以下この条及び第二十七条の十四第一項において「若年定年」という。）に達したことにより退職した者

二 若年定年に達する日以前一年内に退職した者で次に掲げるものイ 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した者

ロ 国家公務員退職手当法第八条の二第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

ハ その者の事情によらないで若年定年に達するまで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるもの

三 若年定年に達した後、自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられ、その勤務を命ぜ

られた期間（以下「勤務延長期間」という。）が満了したことに

より退職した者又は勤務延長期間が満了する前にその者の非違に
よることなく退職した者

（平二法三六・追加、平二法二二・三、平二〇法九八・平二法四四・平二六法六五・一部改正）

（給付金の支給時期及び額）

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2 第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、退職の日においてその者の受けていた俸給月額（退職の日において休職にされていたことにより俸給の一部又は全部を支給されなかつた者その他の政令で定める者については政令で定める俸給月額とし、これらの額が別表第二の三等陸佐、三等海佐及び三等空佐の欄における俸給の幅の最高の号俸による額を超える場合には、その最高の号俸による額とする。次条において単に「俸給月額」という。）に算定基礎期間（退職の日において定められているその者に係る定年に達する日の翌日から自衛官以外の職員の定年に達する日までの期間をいう。以下同じ。）の年数を乗じて得た額に第一回目の給付金にあつては一・七・一四を、第二回目の給付金にあつては四・二八六をそれぞれ乗じて得た額に、第一回目の給付金及び第

二回目の給付金の支給される時期並びに算定基礎期間の年数を勘案して一を超えない範囲内でそれぞれ算定基礎期間の年数に応じて政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 前条第三号に該当する若年定年退職者の第一回目の給付金及び第二回目の給付金の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同項の規定により計算した額から、その者に係る定年に達する日の翌日の属する月の翌月からその者の退職した日の属する月までの月数を勘案して政令で定めるところにより計算した額を減じた額とする。

(平二法三六・追加、平一法一六〇・平一六法一三七・平一八法四五・平一八法二一八・一部改正)

(所得による給付金の額の調整等)

第二十七条の四

若年定年退職者の退職した日の属する年の翌年(以下「退職の翌年」という。)におけるその者の所得金額が支給調整下限額(その者が退職の翌年まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき俸給、扶養手当、営外手当、期末手当及び勤勉手当の合計額として政令で定めるところにより計算した額に相当する額(以下「給与年額相当額」という。))からその者に係る俸給月額に六を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。)を超え、支給調整上限額(その者に係る給与年額相当額からその者に係る俸給月額に一・七一四を乗じて得た額を減じた額をいう。以下同じ。)に満たない場合には、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、第二回目の給付金の額

は、これらの規定により計算した第二回目の給付金の額に相当する額に、その者に係る支給調整上限額から退職の翌年におけるその者の所得金額を減じた額をその者に係る支給調整上限額からその者に係る支給調整下限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額とする。

2 若年定年退職者の退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、前条第一項の規定にかかわらず、第二回目の給付金は、支給しない。

3 第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の退職の翌年における所得金額が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者は、当該各号に定める金額を返納しなければならない。

一 その者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合 その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に、その者の退職の翌年における所得金額からその者に係る支給調整上限額を減じた額をその者に係る給与年額相当額からその者に係る支給調整上限額を減じた額で除して得た率を乗じて得た額に相当する金額

二 その者に係る給与年額相当額以上である場合 その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する金額

4 前三項に規定する所得金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十七条第二項に規定する事業所得の金額と同法第二十八条第二項に規定する給与所得の金額との合計額を同項に規定する給与所得の金額と仮定した場合において当該金額の計算の基

礎となるべき同項に規定する給与等の収入金額に相当する金額とする。ただし、退職の翌年の途中から就業した若年定年退職者その他の政令で定める者については、その金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

（平一法二六・追加）

（給付金の支給時期の特例等）

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、防衛省令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2 前項の規定により若年定年退職者に支給する給付金の額は、その者が第二十七条の三第一項の規定により給付金の支給を受けると仮定した場合において受けるべき第一回目の給付金の額と第二回目の給付金の額との合計額に相当する額とする。ただし、退職の翌年におけるその者の所得金額（前条第四項に規定する所得金額をいう。以下同じ。）がその者に係る支給調整上限額を超え、その者に係る給与年額相当額に満たない場合には、本文に規定する第一回目の給付金の額から、その者を第一回目の給付金の支給を受けた者とみなして前条第三項の規定を適用した場合にその者が返納すべき金額に相当する額を減じた額とする。

3 第一項の規定による申出をした者の退職の翌年における所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給付金は、支給しない。

（平一法二六・追加・平一法一六〇・平一八法一八・一部改正）

（所得の届出等）

第二十七条の六 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、防衛省令で定める書類を提出しなければならぬ。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者（前項に規定する者を除く。）が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 防衛大臣は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならない。

(軍二法三六・追加、平二法一六〇・平一八法二一八・一部改正)

(給付金の追給)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数(以下「平均所得算定基礎年数」という。)が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)**がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの(平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)**が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2 前項の規定により若年定年退職者(次項に規定する者を除く。)に追給する給付金の額は、その者の平均所得金額についての次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (防衛省の職員の給与等に関する法律)

- 一 その者に係る支給調整上限額未満である場合 その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額に、その者が第二十七条の三第一項の規定により第二回目の給付金の支給を受けることができる者と、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして同条第二項若しくは第三項又は第二十七条の四第一項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる第二回目の給付金の額に相当する額を加えた額
- ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額(その者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合には、支給を受けた給付金の額からその返納をした額を減じた額に相当する額)を減じた額
- 二 その者に係る支給調整上限額以上である場合 その者の退職の翌年における所得金額に係る次の区分に応じて次に定める額イ その者に係る給与年額相当額以上であるとき その者の支給を受けた第一回目の給付金の額に相当する額から、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合にその者が返納をしなければならない金額に相当する額を減じた額
- ロ その者に係る給与年額相当額未満であるとき イに定める

額から、その者の支給を受けた給付金の額からその者が第二十七条の四第三項の規定により返納をした額を減じた額に相当する額を減じた額

3 第一項の規定により若年定年退職者であつて第二十七条の第五項の規定による申出をしたものに追給する給付金の額は、その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる給付金の額に相当する額からその者の支給を受けた給付金の額に相当する額を減じた額とする。

（金二法三六・追加、平一法一六〇・平一八法二一八・一部改正）

（給付金の支払の差止め）

第二十七条の八 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、当該若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者（当該若年定年退職者の退職の日においてその者に対し自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分を行う権限を有していた者をいう。以下同じ。）は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 自衛官が刑事事件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

二 当該若年定年退職者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたとき。

2 若年定年退職者に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該若年定年退職者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又は給付金管理者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し給付金を支払うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 給付金管理者が、当該若年定年退職者について、その者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為（在職期間中の自衛官の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして自衛隊法第四十六条の規定による免職の処分に値することが明らかなるものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至つたとき。

3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止め処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止め処分後の事情の変化を理由に、支払差止め処分を行つた給付金管理者に対し、その取消しを申

し立てることができる。

4 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った給付金管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、支払差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合

5 前項の規定は、当該支払差止処分を行った給付金管理者が、当

該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 給付金管理者は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該支払差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

7 給付金管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該支払差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該支払差止処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該支払差止処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（平二〇法九八・追加、平二〇法六九・一部改正）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の不支給）

第二十七条の九 若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

一 第一回目の給付金が支払われる前に刑事事件（その者が退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。以下この項において同じ。）に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し自衛隊法第四十六条第二項の規定による免職の処分（以下「再任用職員に対する

る免職処分」という。）を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第一回目の給付金、第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

二 第一回目の給付金が支払われた後第二回目の給付金が支払われる前に刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 第二回目の給付金及び第二十七条の七第一項の規定による給付金

三 第二回目の給付金が支払われ、又は第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による給付金が支払われる前に刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合、在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合又は給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合 同項の規定による給付金

2 給付金管理者は、前項の規定（給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められた場合に係る部分に限る。）による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

3 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十条八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について

準用する。

4 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

5 第二十七条の五第一項の規定による申出をした若年定年退職者についての第一項の規定の適用については、同項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、当該各号」とあるのは「これらの規定」と、同項第一号中「第一回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第一回目の給付金、第二回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、同項第三号中「第二回目の給付金」とあるのは「第二十七条の五第一項の規定による給付金」と、「第二十七条の四第二項の規定により第二回目の給付金」とあるのは「同条第三項の規定により同条第一項の規定による給付金」とする。

（平一法三六・追加、平一〇法九八・旧第二十七条の八繰下・一部改正）

（禁錮以上の刑に処せられた場合等の給付金の返納）

第二十七条の十 給付金の支給を受けた若年定年退職者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金管理者は、当該若年定年退職者に対し、当該若年定年退職者の生計の状況を勘案して、支給を受けた給付金の額（第二十七条の四第三項の規定による返納をした者又は第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた者については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相

当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けるとき。

三 在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと給付金管理者が認めたとき。

2 前項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から五年以内に限り、行うことができる。

3 給付金管理者は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第二十七条の八第六項の規定は、第一項の規定による処分について準用する。

6 第一項の規定による処分が行われたときは、既に第二十七条の四第三項の規定による返納がされた場合又は第二十七条の六第二項の規定による処分が行われた場合を除き、第二十七条の四第三項並びに第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、適用しない。

(平二〇法九八・追加)

(若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い)

第二十七条の十一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受

けることができる若年定年退職者(次項に規定する者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 第一回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額の第一回目の給付金及びこれらの規定に規定する額(その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額)の第二回目の給付金を第二十七条の三第一項に規定する月にそれぞれ支給する。

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額(その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第一項の規定を適用した場合における同項に規定する額)の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各

号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 退職した日の属する年に死亡した場合 第二十七条の五第二項本文に規定する額の給付金を同条第一項に規定する月に支給する。

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3 長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合には、当該死亡した者を当該死亡した日にその者の非違によることなく退職した者とみなし、第一項第一号に定めるところにより、同号に定める額の給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

4 第一項各号のいずれかに該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額以上である場合には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める第二回目の給付金は、支給しない。

5 第二項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である場合には、同項の規定にか

わらず、同号に定める給付金は、支給しない。

6 第一項第一号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合には、同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者は、当該若年定年退職者を当該第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者と、当該平均所得金額を当該若年定年退職者の退職の翌年における所得金額とそれぞれみなして第二十七条の四第三項の規定を適用した場合の同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する金額を返納しなければならない。

7 前項の規定は、第一項第二号に該当する若年定年退職者の平均所得金額がその者に係る支給調整上限額を超える場合について準用する。この場合において、前項中「同項の規定により第一回目の給付金の支給を受けた者」とあるのは、「その者の相続人」と読み替えるものとする。

8 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、その者に係る平均所得算定基礎年数が二年以上ある若年定年退職者が、第二回目の給付金若しくは第二十七条の五第一項の規定による給付金が支給され、又は第二十七条の四第二項若しくは第二十七条の五第三項の規定により第二回目の給付金若しくは同条第一項の規定による給付金を支給しないこととされた後第二十七条の七第一項の規定による請求を行う前に死亡した場合において、その者の平均所得金額がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたとき（平均所得金額がその者に

係る給与年額相当額以上であるときを除く。）は、その者の遺族（請求することができる遺族がないときは、相続人）は、自己の名で、給付金の追給を請求することができる。

9 第二十七条の七第二項及び第三項の規定は、前項の規定による請求をした者に対し追給する給付金の額について準用する。

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者（退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。）について準用する。この場合において、同条第一項中

「その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、

同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の十一第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

（平一法三六・追加、平一法二六〇・平一八法二八・一部改正、平一

〇法九八・旧第二十七条の九繰下・一部改正）

（遺族等への支払の差止め等）

第四章 隊員の人事・給与・処遇

（防衛省の職員の給与等に関する法律）

五八三

第二十七条の十二 死亡した若年定年退職者の遺族又は相続人（以

下この条において「遺族等」という。）に対しまだ支払われていない給付金がある場合において、第二十七条の八第二項第二号に該当するときは、給付金管理者は、当該遺族等に対し、当該給付金の支払を差し止める処分を行うことができる。

2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十八条第一項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 第一項の規定による支払差止処分を行った給付金管理者は、当該支払差止処分を受けた者が第五項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から一年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

4 前項の規定は、当該支払差止処分を行った給付金管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該給付金の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 死亡した若年定年退職者が第二十七条の九第一項各号のいずれかに該当する場合には、給付金管理者は、遺族等に対し、それぞれ当該各号に定める給付金を支給しないこととする処分を行うものとする。

6 遺族等に対し給付金が支払われた後において、給付金管理者は、当該若年定年退職者の在職期間中に懲戒免職処分を受けるべ

き行為をしたと認めるときは、当該遺族等に対し、当該退職の日から一年以内に限り、当該遺族等の生計の状況を勘案して、支払われた給付金の額の全部又は一部に相当する金額の返納を命ずる処分を行うことができる。

7 給付金管理者は、前二項の規定（第五項にあつては、第二十七条の九第一項各号のうち給付金管理者により在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められた場合に係る部分のいずれかに該当する場合に限る。）による処分を行うおとするときは、当該処分を受けべき者の意見を聴取しなければならない。

8 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

9 給付金管理者は、第一項、第五項及び第六項の規定による処分を行うおとすときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けべき者に通知しなければならない。

10 給付金管理者は、前項の規定による通知（第六項に係るものを除く。）をする場合において、当該処分を受けべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けべき者に到達したものとみなす。

11 第六項の規定による処分が行われたときは、前条第六項並びに同条第十項において準用する第二十七条の六第一項及び第二項の規定は、当該処分を受けた遺族等については、適用しない。

（平二〇法九八・追加、平二六法六九一部改正）

（給付金受給者の相続人からの給付金相当額の納付）

第二十七条の十三 若年定年退職者（若年定年退職者が死亡した場合）には、その者の遺族又は相続人）に対し給付金が支給された後において、当該給付金の支給を受けた者（以下この条において「給付金の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、給付金管理者が、当該給付金の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から六月以内に、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、給付金管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に第二十七条の十第四項又は前条第八項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知を受けた場合において、第二十七条の十第一項又は前条第六項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、給付金

管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該若年定年退職者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合、当該若年定年退職者の遺族若しくは相続人が第二十七条の十一第六項の規定による返納をした場合若しくは同条第十項において準用する第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 給付金の受給者（若年定年退職者であるものに限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第二十七条の八第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が在職期間中に懲戒免職処分を受けるべ

き行為をしたと認められることを理由として、支給された給付金の額（当該若年定年退職者が第二十七条の四第三項の規定による返納をした場合若しくは第二十七条の六第二項の規定による処分を受けた場合又は当該給付金の受給者の相続人が第二十七条の十一第七項において準用する同条第六項の規定による返納をした場合については、支給を受けた給付金の額からその返納をした金額又は返納をすべき金額に相当する額を減じた額。次項及び第五項において同じ。）の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付金の受給者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 給付金の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第二十七条の十第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、給付金管理者は、当該給付金の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該給付金の受給者の相続人に対し、当該給付

金の受給者が当該行為に關し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、支給された給付金の額の全部又は一部に相當する金額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、当該給付金の受給者の相続財産の額、当該給付金の受給者の相続人の生計の状況その他の政令で定める事情を勘案して、定めるものとする。

この場合において、当該相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該各項に規定する支給された給付金の額を超えることとなつてはならない。

7 第二十七条の八第六項及び第二十七条の十第三項の規定は、第一項から第五項までの規定による処分について準用する。

8 行政手続法第三章第二節（第二十八条を除く。）の規定は、前項において準用する第二十七条の十第三項の規定による意見の聴取について準用する。

9 第一項の規定による処分が行われたときは第二十七条の十一第七項の規定、第二項から第五項までの規定による処分が行われたときは既に同条第七項において準用する同条第六項の規定による返納がなされた場合を除き同条第七項の規定は、当該処分を受けた相続人については、適用しない。

（平二〇法九八・追加）

（遺族の範囲及び順位）

第二十七条の十四 給付金の支給を受けることができる遺族は、配偶者（届出をしていないが、若年定年退職者又は勤務延長自衛官

（自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により若年定年に達した後も引き続き勤務している長期在職自衛官をいう。以下同じ。）の死亡の当時事実上これらの者と婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む）、子、父母、孫又は祖父母であつて、若年定

年退職者又は勤務延長自衛官の死亡の当時これらの者によつて生計を維持していたものとする。

2 前項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序とする。

3 第一項の規定による給付金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（平二法三六・追加、平二〇法九八・旧第二十七条の十續下・一部改正、平二法四四・一部改正）

（遺族からの排除）

第二十七条の十五 次に掲げる者は、前条第一項の規定にかかわらず、給付金の支給を受けることができる遺族としない。

一 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官を故意に死亡させた者
二 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者又は勤務延長自衛官の死亡前に、これらの者の死亡によつて給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

五三

(給付金の支給手続等の政令への委任)

第二十七条の十六 第二十七条の二から前条までに定めるもののほか、給付金の支給手続その他給付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(平一〇法九八・追加)

(退職手当の特例)

第二十八条 自衛隊法第三十六条の規定により任用期間を定めて任用されている自衛官（以下「任用期間の定めのある隊員」という。）がその任用期間を満了した日に退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額（俸給月額額の三十分の一に相当する額をいう。以下この条において同じ。）に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日数を乗じて得た額を支給する。

一 自衛官候補生から引き続き自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者 同項に規定する期間が二年である者にあつては八十七日（自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数）、同項に規定する期間が三年である者にあつては百三十七日（自衛官候補生としての任用期間が三月でない者にあつては、当該任用期間を勘案して防衛省令で定めるところにより算定した日数）

第四章 隊員の人事・給与・処遇（防衛省の職員の給与等に関する法律）

五八七

二 自衛隊法第三十六条第一項の規定により任用された者（前号の規定の適用を受けるものを除く。） 任用期間が二年である者にあつては百日、任用期間が三年である者にあつては百五十日

三 自衛隊法第三十六条第七項の規定により一回任用された者 二百日

四 自衛隊法第三十六条第七項の規定により二回任用された者 百五十日

五 自衛隊法第三十六条第七項の規定により三回以上任用された者 七十五日

2 前項の場合において、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない日（以下「休職等の日」という。）が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項各号の規定にかかわらず、当該各号に定める日数から、当該日数に当該休職等の日の二分の一（第三号に掲げる育児休業による休職等の日のうち当該育児休業に係る子が一歳に達した日までの間のものにあつては、三分の一。第四項及び第七項において同じ。）に相当する日数を当該任用期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数。第四項及び第七項において同じ。）を減じた日数とする。

一 自衛隊法第四十三条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）

二 自衛隊法第四十六条第一項の規定による停職

三 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第三条第一項の規定による育児休業

3 任用期間の定めのある隊員がその任用期間が経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその者の勤続期間一月につき、第一項第一号及び第二号に掲げる者にあつては四日、同項第三号に掲げる者にあつては八日、同項第四号に掲げる者にあつては六日、同項第五号に掲げる者にあつては三日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。ただし、その者の退職手当の額が国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額をもつて退職手当の額とする。

一 公務上死亡した場合

二 公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した場合

4 前項の場合において、休職等の日が任用期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項本文の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数をその者の勤続期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

5 任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された場合又は同条第八項の規定によりその任用期間を延長された場合には、当該任用前又は当該延長前の任用期間が

経過した日をもつて退職したものとみなし、当該隊員に第一項及び第二項の規定による退職手当を支給する。

6 自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間の定めのある隊員がその任用期間を延長され、その延長された期間を任用期間の定めのある隊員として勤務して退職し、若しくは死亡した場合又はその延長された期間が経過する前に第三項各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき八日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

7 前項の場合において、休職等の日がその延長された期間中にあつたときは、その者の退職手当の計算の基礎となる日数は、同項前段の規定にかかわらず、同規定により計算した日数から、当該日数に休職等の日の二分の一に相当する日数を当該延長された期間に係る日数で除して得た率を乗じて得た日数を減じた日数とする。

8 第五項（第十項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定は、任用期間の定めのある隊員が自衛隊法第三十六条第七項の規定による任用又は同条第八項の規定による任用期間の延長に際し、当該任用又は延長前の任用期間と当該任用又は延長に係る期間との引き続いた在職期間をもつて退職手当の計算の基礎となる期間とすることを希望する旨を申し出たときは、その者については、適用しない。

前項の規定により第五項の規定による退職手当の支給を受けなかつた任用期間の定めのある隊員（以下「未受給隊員」という。）が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合には、退職手当として、当該各号に定める額を支給する。

- 一 自衛隊法第三十六条第七項の規定により任用された任用期間（以下「継続任用期間」という。）が満了した日に退職し、又は死亡した場合 継続任用期間につき第一項及び第二項の規定の例により計算して得た額と、退職又は死亡当時の俸給日額に第五項の規定による退職手当の支給を受けていない任用期間（以下「未受給期間」という。）につき第一項各号に定める日数（休職等の日が未受給期間にある場合にあつては第二項の規定を適用して得られる日数とし、未受給期間である任用期間が二以上ある場合にあつてはそれぞれの任用期間に係る日数を合算した日数。以下「未受給期間に係る日数」という。）を乗じて得た額（以下「未受給期間に係る額」という。）との合計額
- 二 継続任用期間又は自衛隊法第三十六条第八項の規定により任用期間を延長された期間（以下「延長期間」という。）に関し、第三項又は第六項に規定する場合に該当するに至つた場合 これらの期間につき第三項、第四項、第六項及び第七項の規定の例により計算して得た額と未受給期間に係る額との合計額（国家公務員退職手当法第五条、第五条の二及び第六条の五の規定の例により計算して得た額に満たないときは、その額）
- 三 継続任用期間又は延長期間が経過する前に退職し、又は死亡

した場合（前号に該当する場合を除く。） 未受給期間に係る

額と国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給期間を
除算した期間につき同法の規定の例により計算して得た額との
合計額

- 10 継続任用期間が満了した場合における未受給隊員に係る第五項の規定の適用については、同項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第九項第一号」とする。

11 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官が三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後政令で定める期間内に退職し、又は死亡した場合における前各項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。

12 未受給隊員が、継続任用期間又は延長期間が経過する前又は満了した日に三等陸曹、三等海曹若しくは三等空曹以上の自衛官に昇任し、又は政令で定める場合に該当し、その後退職し、又は死亡した場合（前項に規定する場合を除く。）において、国家公務員退職手当法の規定により支給される退職手当の額（以下「一般の退職手当の額」という。）が、その昇任した日又は政令で定める日の前日におけるその者の号俸を基準として政令で定めるところにより計算して得た額に未受給期間に係る日数を乗じて得た額と次に掲げる額との合計額に満たないときは、一般の退職手当の額のほか、その差額に相当する額を退職手当として支給する。

- 一 その者の国家公務員退職手当法第七条の勤続期間から未受給

期間を除外した期間につき、同法第三条から第六条の三まで及び第六条の五の規定の例により計算して得た額

二 その者の国家公務員退職手当法第六条の四の基礎在職期間のうち未受給期間に係る期間を除いた期間につき、同条及び同法第六条の五の規定の例により計算して得た額

（昭二八法二四・昭二八法三七・昭二八法一八二・昭二九法一六五・昭三〇法一一・昭三三法一五五・昭三四法二〇・昭四九法四〇・昭五八法

七五・昭六二法九三・平一七法一五・平一七法二二・平一九法二四

・平二〇法九八・平二二法四四・一部改正

第二十八条の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五条第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第二十条第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第五条の二第二項中「（一般の退職手当」とあるのは「（一般の退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当」と、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」とする。

3 前条又は第一項の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（国家公務員退職手当法第十二条第一項又は第十四条第一項の規

定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官を含む。）に対する同法の規定の適用については、その

退職手当の計算の基礎となつた期間（同法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官にあつては、仮にこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第六条の四の基礎在職期間及び同法第七条の勤続期間からそれぞれ除くものとする。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 学生及び生徒に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、学生又は生徒としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用され、当該任用に引き続き自衛官としての在職期間が六月以上となつた場合又は当該在職期間が六月を経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合に限り、学生又は生徒としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

一 傷病又は死亡により退職した場合

二 定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廢職を生ずることにより、又は勤務官署の移転により退職した場合

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用

する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続いて自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第八十条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実には職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

（昭三法一五五・追加、昭三四法二一〇・昭四九法四〇・昭五六法七八・昭五八法七五・昭六〇法四・昭六一法九三・平元法七五・平三法三六・平一法一〇四・平一法一六〇・平一四法九八・平一七法一二五・平一八法四五・平一八法一八・平一九法二四・平二〇法九八・平二二法四四・平二四法四二・平二六法三二・平二六法六五・平二六法六七・一部改）

第二十八条の三 予備自衛官及び即応予備自衛官が訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二條の二の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、

第四章 隊員の人事・給与・処遇（防衛省の職員の給与等に関する法律）

その者が自衛隊法第六十七条第三項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により指定されている自衛官の階級について別表第二に定める最低の俸給月額（当該職員の指定されている階級が陸将、海将又は空将である場合に限る。）又は俸給の幅の最低の号俸（当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の〔三〕欄における最低の号俸をいう。）による俸給月額（その者が自衛官であつた者である場合において、当該俸給月額が当該自衛官として受けていた最終の俸給月額に満たないときは、その最終の俸給月額）に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。

2 予備自衛官補が教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因する傷病によりその職に堪えないで退職したとき、又は教育訓練招集に応じている期間中の職務に起因して死亡したときは、その者に対して、又は国家公務員退職手当法第二條の二の規定の例によりその遺族に対して、退職手当として、別表第二の二等陸士、二等海士及び二等空士の俸給の幅の最低の号俸による俸給月額に相当する額を支給する。ただし、その者が国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給を受ける者である場合においては、この限りでない。

（昭二九法一六五・追加、昭三法一五五・旧第二十八条の二繰下・一部改正、昭三四法二一〇・昭六〇法九九・昭六八法九三・平九法四三・平一

三法四〇・平六法一三七・平一八法四五・平一〇法九八・一部改正

第二十八条の四 職員に対する国家公務員退職手当法第五条の二の規定(第二十八条第三項ただし書、第九項第二号及び第三号並びに第十二項第一号の規定によりその例による場合を含む。)の適用については、同法第五条の二第一項中「(以下同じ。)」とあるのは、「(以下同じ。)」及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十六条第一項に規定する降任」とする。

(平一七法二二五・追加、平一九法二四・一部改正)

(国家公務員共済組合法の適用)

第二十九条 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた自衛官、学生又は生徒に対しては、国家公務員共済組合法第六十六条第五項の規定にかかわらず、これらの者が組合員の資格を喪失した際傷病手当金を受けていない場合においても、これを支給することができる。

(昭二七法三五・昭二九法一六五・昭三三法二八・昭三四法二一〇・

昭三八法一七五・昭五五法一〇八・昭五八法八二・平六法五六・平八法八

二一・平二二法四四・平二七法三一・一部改正)

(審議会等への諮問)

第三十条 防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項(第二十七条の十一第十項において準用する場合を含む。)の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁

明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

(平一二法五八・追加、平一五法八〇・旧第三十条の二繰上、平一八法一

一八・平一〇法九八・一部改正)

(委任規定)

第三十一条 この法律に特別の定があるものの外、この法律の実施に關して必要な事項は、政令で定める。

(昭二九法一六五・追加)

(罰則)

第三十二条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

(平一五法二六・追加)

附則 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

○国家公務員災害補償法（抄）

〔昭和二十六年六月二日〕
〔法律第百九十一号〕

最終改正 令和四年六月二十七日法律第六八号

（未施行）

国家公務員災害補償法をここに公布する。

国家公務員災害補償法

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
 - 第二章 補償及び福祉事業（第九条―第二十三条）
 - 第三章 審査等（第二十四条・第二十五条）
 - 第四章 雑則（第二十六条―第三十四条）
- 附則

第一章 総則

（この法律の目的及び効力）

第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十七条第一項に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員災害補償法）

通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 この法律の規定が国家公務員法の規定としてい触る場合には、国家公務員法の規定が優先する。

（昭二八法一六一・昭二九法一九・昭四一法六七・昭四八法六九・昭五七
法六六・昭六〇法六七・平七法六一・二部改正）

（通勤の定義）

第一条の二 この法律において「通勤」とは、職員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

一 住居と勤務場所との間の往復

二 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の人事院規則で定める就業の場所から勤務場所への移動（国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合その他の人事院規則で定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）

三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動

（人事院規則で定める要件に該当するものに限る。）

2 職員が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて人事院規則で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

（昭四八法六九・追加、昭六二法八五・平一八法二二・一部改正）

（人事院の権限）

第二条 人事院は、この法律の実施に関し、次に掲げる権限及び責務を有する。

- 一 この法律の完全な実施の責に任ずること。
- 二 この法律の実施及び解釈に関し必要な人事院規則を制定し、及び人事院指令を発すること。
- 三 次条の実施機関が行う補償の実施についての総合調整を行うこと。
- 四 次条の実施機関が行う補償の実施について調査し、並びに資料の収集作成及び報告の提出を求めること。
- 五 第二十二條第一項に規定する福祉事業の実施について調査し、報告を求め、及び総合調整を行うこと。
- 六 第二十四條の規定による審査の申立てを受理し、審査し、及び判定を行うこと。

七 第二十五条の規定による措置の申立てを受理し、審査し、及び判定を行うこと。

八 その他この法律に定める権限及び責務

（昭三七法一六・昭五二法二二・昭六〇法六七・平七法六一・一部改正）

（実施機関）

第三条

人事院及び実施機関（人事院が指定する国の機関及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）をいう。以下同じ。）は、この法律及び人事院規則で定めるところにより、この法律に定める補償の実施の責めに任ずる。

2 前項の規定は、人事院にこの法律の実施に関する責任を免かれさせるものではない。

3 実施機関は、この法律及び人事院が定める方針、基準、手続、規則及び計画に従つて補償の実施を行わなければならない。

4 実施機関が第一項の規定により行うべき責務を怠り、又はこの法律、人事院規則及び人事院指令に違反して補償の実施を行った場合には、人事院は、その是正のため必要な指示を行うことができる。

（平一一法一〇四・平一四法九八・平一七法一〇二・平一六法六七・一部改正）

（平均給与額）

第四条 この法律で「平均給与額」とは、負傷若しくは死亡の原因

である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（その期間内に採用された職員については、その採用された日までの間）にその職員に対して支払われた給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額をいう。ただし、その金額は、次の各号のいずれかによつて計算した金額を下らないものとする。

一 給与の全部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た金額の百分の六十

二 給与の一部が、勤務した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制によつて定められた場合においては、その部分の給与の総額について前号の方法により計算した金額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た金額との合算額

2 前項の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員（同法第二十二條第一項及び第二項の職員を除く。）にあつては、俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当（人事院規則で定めるものを除く。）、特地勤務手当（同法第十四條の規定による

手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とし（ただし、人事院規則で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。）、その他の職員にあつては、人事院規則で定める給与とする。

3 第一項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する日がある場合においては、その日数及びその間の給与は、同項の期間及び給与の総額から控除して計算する。ただし、控除しないで計算した平均給与額が控除して計算した平均給与額より多い場合は、この限りでない。

一 負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつた日

二 産前産後の職員が、出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から出産後八週間以内において勤務しなかつた日

三 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び育児時間の承認を受けて育児のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

四 介護休暇の承認を受けて勤務しなかつた日及び介護時間の承認を受けて介護のため一日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日

五 国（職員が行政執行法人に在職していた期間にあつては、当該行政執行法人）の責めに帰すべき事由によつて勤務すること

ができなかつた日

六 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日

4 前三項の規定により平均給与額を計算することができない場合及び事故発生日から補償を支給すべき事由が生じた日（以下「補償事由発生日」という。）までの間に職員の給与の改定が行われた場合その他の前三項の規定によつて計算した平均給与額が公正を欠くと認められる場合における平均給与額の計算については、人事院規則で定める。

5 前四項の規定によつて計算した平均給与額に一円未満の端数を生じたときは、これを一元に切り上げた額を平均給与額とする。

（昭二七法・五三・昭二七法三四・昭三法一七・昭三法四五・昭三法一五四・昭三法八七・昭三五法四二・昭三五法九三・昭三五法一五〇・昭三九法二三・昭四〇法六九・昭四一法六七・昭四一法四一・昭四五法一九・昭四八法六九・昭五〇法九・昭五一法三一・昭六〇法九七・昭六一法八五・平元法七三・平二法四六・平三法一〇二・平三法一〇九・平四法七九・平六法三三・平八法一一二・平九法九二・平二法一〇四・平一四法九八・平一五法一七・平一六法一三六・平一七法一〇二・平一七法一一三・平一八法一〇一・平一九法四二・平一九法一一八・平二〇法九四・平二六法六七・平二八法八〇・一部改正）

（平均給与額の改定）

第四条の二 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）で、その補償事由発生日の属する年

度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の翌々年度以後の分として支給するものの額の算定の基礎として用いる平均給与額は、前条の規定により平均給与額として計算した額に、当該年金たる補償を支給すべき月の属する年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該年金たる補償の補償事由発生日の属する年度の四月一日における職員の給与水準で除して得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額とする。

2 前条第五項の規定は、前項の平均給与額について準用する。

（平二法四六・全改）

（平均給与額の限度額）

第四条の三 休業補償の補償事由発生日が当該休業補償に係る療養の開始後一年六月を経過した日以後の日である場合における休業補償（以下この項において「長期療養者の休業補償」という。）

については第四条の規定により平均給与額として計算した額が、長期療養者の休業補償を受けなければならない職員が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、それぞれその定める額を長期療養者の休業補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

（平二法四六・追加・平二法一六〇・一部改正）

第四条の四

年金たる補償について第四条又は第四条の二の規定により平均給与額として計算した額が、年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、職員の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該職員の基準日における年齢）に応じ人事院が最低限度額として定める額に満たないとき又は最高限度額として定める額を超えるときは、第四条又は第四条の二の規定にかかわらず、それぞれその定める額を年金たる補償に係る平均給与額とする。

2 前項の人事院が定める額は、労働者災害補償保険法第八条の第三第二項において準用する同法第八条の第二第二項各号の規定により厚生労働大臣が年齢階層ごとに定める額を考慮して定めるものとする。

（平二法四六・追加、平二法一六〇・一部改正）

（損害賠償との調整等）

第五条 国（職員が行政執行法人に在職中に公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合にあっては、当該行政執行法人。以下同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行ったときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員災害補償法）

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

（昭四八法六九・全改、平二法一〇四・平一四法九八・平一七法一〇二）

・平二六法六七・一部改正

第六条

国は、補償の原因である災害が第三者の行為によつて生じた場合に補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

（昭四八法六九・一部改正）

（補償を受ける権利）

第七条 職員が離職した場合においても、補償を受ける権利は、影響を受けない。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、年金たる補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

* 令和二年法律第四〇号で、本項は令和四年四月一日から次のように改まる。

2 補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第四章 隊員の人事・給与・処遇（国家公務員災害補償法）

五九八

（昭五五法一〇一・昭六一法八五・平一法五六・平一九法五八・二部改

正）

第八条 職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合においては、実施機関は、補償を受けるべき者に対して、その者がこの法律によつて権利を有する旨をすみやかに通知しなければならない。

（昭四八法六九・一部改正）

第二章 補償及び福祉事業（平七法六一・改称）

（補償の種類）

第九条 補償の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 療養補償
- 二 休業補償
- 三 傷病補償年金
- 四 障害補償
- イ 障害補償年金
- ロ 障害補償一時金
- 五 介護補償
- 六 遺族補償
- イ 遺族補償年金
- ロ 遺族補償一時金
- 七 葬祭補償

（昭三五法九九・昭四一法六七・昭五二法三一・平七法六一・二部改正）

（療養補償）

第十条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、国は、療養補償として、必要な療養を行ない、又は必要な療養の費用を支給する。

（昭四八法六九・二部改正）

第十一条 前条の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

（平六法五六・一部改正）

（休業補償）

第十二条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、国は、休業補償として、その勤務することができない期間につき、平均給与額の百分の六十に相当する金額を支給する。ただし、次に掲げる場合（人事院規則で定める場合に限る。）には、その拘禁され、又

は收容されている期間については、休業補償の支給は、行わない。

一 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に收容されている場合

(昭四八法六九・昭六一法八五・平一七法五〇一部改正)

(傷病補償年金)

第十二条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくはは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第二項に規定する第一級から第三級までの各障害等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の傷病等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第二号の傷病等級をいう。第四項において同じ。）のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額
三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の傷病等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた傷病等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(昭五一法二・追加、昭五七法六六・平一八法二二一部改正)

(障害補償)

第十三条 職員が公務上負傷し、若しくはは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくはは疾病にかかり、治つたとき次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、国は、障害補償として、同項に規定する第一級から第七級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第八級から第十四級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給する。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第一級から第十四級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、人事院規則で定める。

3 障害補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、平均給

与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。

- 一 第一級 三百十三日
 - 二 第二級 二百七十七日
 - 三 第三級 二百四十五日
 - 四 第四級 二百十三日
 - 五 第五級 百八十四日
 - 六 第六級 百五十六日
 - 七 第七級 百三十一日
- 4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、平均給与額に当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。
- 一 第八級 五百三日
 - 二 第九級 三百九十一日
 - 三 第十級 三百二日
 - 四 第十一級 二百二十三日
 - 五 第十二級 百五十六日
 - 六 第十三級 百一日
 - 七 第十四級 五十六日
- 5 障害等級に該当する程度の障害が二以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級による。
- 6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち職員に最も有利なものによる。
- 一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の一级上位の障害等級

二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の二級上位の障害等級

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による障害等級の三級上位の障害等級

7 前項第一号の規定による障害補償の金額は、それぞれの障害に応ずる障害等級による障害補償の金額を合算した金額を超えてはならない。ただし、同号の規定による障害等級が第七級以上になる場合は、この限りでない。

8 既に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、人事院規則で定めるところにより、その障害補償の金額から、従前の障害に応ずる障害補償の金額を差し引いた金額の障害補償を行う。

9 障害補償年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至つた場合は、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害補償を行うものとし、その後は、従前の障害補償は、行わない。

（昭三五法九九・昭四二法六七・昭四八法六九・昭五一法三一・昭五七法

六六・平一八法二一・一部改正）

（休業補償、傷病補償年金及び障害補償の制限）

第十四条 職員が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、

公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となつた事故を生じさせ、又は公務上の負傷、疾病若しくは障害若しくは通勤による負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、国は、人事院規則で定めるところにより、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の全部又は一部の支給を行わないことができる。

(昭四一法六七・全改、昭四八法六九・昭五一法三一・昭五七法六六・一部改正)

(介護補償)

第十四条の二 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて人事院規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、国は、当該介護を受けている期間、介護補償を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償の支給は、行わない。

一 病院又は診療所に入院している場合

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)

に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。))を受けている場合に限る。)

第四章 隊員の人事・給与・処遇 (国家公務員災害補償法)

三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として人事院が定めるものに入所している場合

2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して人事院規則で定める額とする。

(平七法六二・追加、平一七法一三三・平三法七二・平四法五一・一部改正)

(遺族補償)

第十五条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、遺族補償として、職員の遺族に対して、遺族補償年金又は遺族補償一時金を支給する。

(昭四一法六七・全改、昭四八法六九・一部改正)

(遺族補償年金)

第十六条 遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、以外の者にあつては、職員の死亡の当時に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母について

は、六十歳以上であること。

二 子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること。

三 兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあること又は六十歳以上であること。

四 前三号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、人事院規則で定める障害の状態にあること。

2 職員死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族補償年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

（昭四一法六七・全改、昭四五法二二五・昭五七法六六・昭六〇法六七・平七法六一・一部改正）

第十七条 遺族補償年金の額は、一年につき、次の各号に掲げる遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一人 平均給与額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十歳以上の妻又は人事院規則で定める障害の状態にある妻にあつては、平均給与額に百七十五を乗じて得た額とする。

二 二人 平均給与額に二百一を乗じて得た額
三 三人 平均給与額に二百二十三を乗じて得た額
四 四人以上 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

2 遺族補償年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族補償年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

3 遺族補償年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

4 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族補償年金の額を改定する。

一 五十五歳に達したとき（第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

二 第一項第一号の人事院規則で定める障害の状態になり、又はその事情がなくなつたとき（五十五歳以上であるときを除く。）。

（昭四一法六七・全改、昭四五法二二五・昭四九法八三・昭五五法一〇一・昭五七法六六・平七法六一・一部改正）

第十七条の二 遺族補償年金を受ける権利は、その権利を有する遺族が次の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。この場

合において、同順位者がなくて後順位者があるときは、次順位者に遺族補償年金を支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した職員との親族関係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（職員の死亡の時から引き続き第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にあるときを除く。）。

六 第十六条第一項第四号の人事院規則で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、その事情がなくなつたとき（夫、父母又は祖父母については、職員の死亡の当時六十歳以上であつたとき、子又は孫については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき、兄弟姉妹については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるか又は職員の死亡の当時六十歳以上であつたときを除く。）。

2 遺族補償年金を受けることができる遺族が前項各号の一に該当するに至つたときは、その者は、遺族補償年金を受けることがで

きる遺族でなくなる。

（昭四一法六七・追加、昭五七法六六・昭六〇法六七・平七法六一・一部改正）

改正

第十七条の三 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が一年以上明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。

2 前項の規定により遺族補償年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第十七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族補償年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

（昭四一法六七・追加）

（遺族補償一時金）

第十七条の四 遺族補償一時金は、次の場合に支給する。

一 職員の死亡の当時遺族補償年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族補償年金を受けることができる遺族が

なく、かつ、当該職員の死亡に関し既に支給された遺族補償年金の額の次項に規定する合計額が当該権利が消滅した日において前号の場合に該当することとしたときに支給されることとなる遺族補償一時金の額に満たないとき。

2 前項第二号に規定する遺族補償年金の額の合計額は、次に掲げる額を合算した額とする。

一 前項第二号に規定する権利が消滅した日の属する年度（次号において「権利消滅年度」という。）の分として支給された遺族補償年金の額

二 権利消滅年度の前年度以前の各年度の分として支給された遺族補償年金の額に権利消滅年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を当該各年度の前年度の四月一日における職員の給与水準を除いて得た率を基準として人事院が定める率を乗じて得た額の合算額

（昭四一法六七・追加、平二法四六・一部改正）

第十七条の五 遺族補償一時金を受けることができる遺族は、職員の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

- 一 配偶者
- 二 職員の収入によつて生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 三 前二号に掲げる者以外の者で主として職員の収入によつて生計を維持していたもの
- 四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 職員が遺言又はその者の属する実施機関の長に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償一時金を受けるものとする。

（昭四一法六七・追加）

第十七条の六 遺族補償一時金の額は、業務上の死亡又は通勤による死亡に係る他の法令による給付との均衡を考慮して人事院規則で定める額（第十七条の四第一項第二号の場合にあつては、その額から同号に規定する合計額を控除した額）とする。

2 第十七条第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。

（昭四一法六七・追加、昭四八法六九・平二法四六・一部改正）

（遺族からの排除）

第十七条の七 職員を故意に死亡させた者は、遺族補償を受けることができない遺族としない。

2 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができると先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償年金を受けることができる遺族としない。

3 職員の死亡前又は遺族補償年金を受けることができる遺族の当該遺族補償年金を受ける権利の消滅前に、当該職員の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族補償一時金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族補償年金を受けることができる遺族を故意に死亡させた者は、遺族補償一時金を受けることができる遺族としない。職員の死亡前に、当該職員の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族補償年金を受けることができる遺族が、遺族補償年金を受けることができる先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたときは、その者は、遺族補償年金を受けることができる遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族補償年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第十七条の二第一項後段の規定は、前項後段の場合に準用する。

(昭四一法六七・追加)

(年金たる補償の額の端数処理)

第十七条の八 年金たる補償の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

(昭五五法一〇一・追加)

(年金たる補償の支給期間等)

第十七条の九 年金たる補償の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる補償は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる補償は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる補償は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(昭四一法六七・追加、昭五五法二一・一部改正、昭五五法一〇一・旧第十七条の八繰下・一部改正、平七法六二・一部改正)

(年金たる補償等の支払の調整)

第十七条の十 年金たる補償の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる補償が支払われたときは、その支払われた年金たる補償は、その後に支払うべき年金たる補償の内払とみなすことができる。年金たる補償を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる補償が支払われた場合における当該年金たる補償の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償

年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償年金を受けられる権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

（昭四一法六七・追加、昭五法三二・一部改正、昭五五法一〇一・旧第十七条の九繰下）

第十七条の十一 年金たる補償を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる補償の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき補償があるときは、人事院規則で定めるところにより、当該補償の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

（昭五五法一〇一・追加）
（年金たる補償の額の改定）

第十七条の十二 年金たる補償の額については、国民の生活水準、

物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合においては、変動後の諸事情を総合勘案して、速やかに改定の措置を講ずるものとする。

（昭四一法六七・追加、昭五五法一〇一・旧第十七条の十繰下、平二法四六・一部改正）

（葬祭補償）

第十八条 職員が公務上死亡し、又は通勤により死亡した場合においては、国は、葬祭を行なう者に対して、葬祭補償として、通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める金額を支給する。

（昭四八法六九・一部改正）
（死亡の推定）

第十九条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた職員若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた日又は職員が行方不明となつた日に、当該職員は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた職員若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中行方不明となつた職員の生死が三箇月間わからない場合

又はこれらの職員の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合にも、同様とする。

(昭四一法六七・全改)

(未支給の補償)

第二十條 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき補償でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの(遺族補償年金については、当該遺族補償年金を受けることができ他の遺族)に、これを支給する。

2 前項の規定による補償を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序(遺族補償年金については、第十六条第三項に規定する順序)とする。

3 第一項の規定による補償を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(昭四一法六七・全改)

(警察官等に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償の特例)

第二十條の二 警察官、海上保安官その他職務内容の特殊な職員で人事院規則で定めるものが、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、犯罪の捜査、被疑者の逮捕、犯罪の制止、天災時における人命の救助その他の人事院規則で定

める職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合における当該災害に係る傷病補償年金、障害補償又は遺族補償については、第十二条の二第二項の規定による額、第十三条第三項若しくは第四項の規定による額、第十七条第一項の規定による額又は第十七条の六第一項の人事院規則で定める額は、それぞれ当該額に百分の五十を超えない範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

(昭四七法七九・追加、昭五二・法三二・平一八法二二・一部改正)

(在外公館に勤務する職員等の特例)

第二十條の三 在外公館に勤務する職員、公務で外国旅行中の職員又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員である職員に係る補償につき特例を設ける必要があるものについては、人事院規則で特例を定めることができる。ただし、その特例は、この法律の規定の趣旨に適合するものでなければならない。

(昭二七法四一・追加、昭四一法六七・一部改正、昭四七法七九・旧第一

十條の二繰下、平九法一一・平一五法一一七・一部改正)

第二十一條 削除 (昭六〇法六七)

(福祉事業)

第二十二條 人事院及び実施機関は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業として次の事業をするように努めなければならない。

- 一 外科後処置に関する事業、補装具に関する事業、リハビリテーションに関する事業その他の被災職員の円滑な社会復帰を

促進するために必要な事業

二 被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、

その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を

図るために必要な資金の支給その他の事業

2 人事院及び実施機関は、職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、前項第一号の補装具に関する事業として、当該職員に義肢、義眼、補聴器等の補装具を支給することができる。

3 第一項に規定する福祉事業については、業務上の災害又は通勤による災害を受けた民間事業の従業員及びその遺族に対する福祉に関する給付その他の事業の実態を考慮してその実施を図るものとする。

（昭六〇法六七・全改、平七法六二・平一八法二二・一部改正）

（労働基準法等との関係）

第二十三条 この法律に定める補償の実施については、これに相当する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法、船員法及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）による業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間における均衡を失わないように十分考慮しなければならない。

（昭三〇法九一・昭三三法一四三・昭三五法二九・昭四一法六七・昭四八

法六九・昭六二法八五・一部改正）

第三章 審査等（昭五一法三二・改称）

（補償の実施に関する審査の申立て等）

第二十四条 実施機関の行なう公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、人事院は、すみやかにこれを審査して判定を行い、これを本人及びその者に係る実施機関に通知しなければならない。

3 第一項の規定による審査の申立ては、時効の完成猶予及び更新については、裁判上の請求とみなす。

（昭三七法一六一・昭四一法六七・昭四八法六九・昭五一法三二・平二九

法四五・一部改正）

（福祉事業の運営に関する措置の申立て等）

第二十五条 実施機関の実施している第二十二条第一項に規定する福祉事業の運営に関し不服のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

（昭五一法三二・全改、昭六〇法六七・平七法六二・一部改正）

第四章 雑則

（報告、出頭等）

第二十六条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査

又は補償の実施のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、医師の診断を行い、又は検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費（実施機関である行政執行法人が出頭を命じた場合にあつては、当該行政執行法人が支給する旅費）を受けすることができる。

（昭三五法九九・昭五一法三一・平二法一〇四・平一四法九八・平一七
法一〇二・平二六法六七・一部改正）

（立入検査等）

第二十七条 人事院又は実施機関は、第二十四条の規定による審査又は補償の実施のため必要があると認めるときは、その職員に、被災職員の勤務する場所、災害のあつた場所又は病院若しくは診療所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は補償を受け若しくは受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により人事院又は実施機関の職員が、その職権を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求によりこれを呈示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（昭三五法九九・昭四八法六九・昭五一法三一・昭六〇法六七・一部改

正

（支払の一時差止め）

第二十七条の二 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、第二十六条第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、若しくは医師の診断を拒み、又は前条第一項の規定による質問に対して答弁をしなかつたときは、人事院又は実施機関は、補償の支払を一時差し止めることができる。

（昭四一法六七・追加）

（時効）

第二十八条 補償を受ける権利は、これを行使することができる時から二年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、五年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。ただし、補償を受けるべき者が、この期間経過後その補償を請求した場合において、実施機関が第八条の規定により、補償を受けるべき者に通知をしたこと又は自己の責めに帰すべき事由以外の事由によつて通知をすることができなかつたことを立証できない場合には、この限りでない。

（昭三五法九九・昭四一法六七・昭五一法三一・平二九法四五・一部改

正

（期間の計算）

第二十九条 この法律又はこの法律に基く人事院規則に規定する期間の計算については、民法の期間の計算に関する規定を準用す

る。

（非課税等）

第三十条 この法律により支給を受けた金品を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三十一条 補償に関する書類には、印紙税を課さない。

（戸籍に関する無料証明）

第三十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

（昭四八法六九・全改、平二六法四二・一部改正）

（通勤による災害に係る費用の一部の負担等）

第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付しなければならない。

2 この法律により前項の職員に支払うべき補償金がある場合又は当該補償金がない場合において当該職員に支払うべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支払うべき補償金又は給与から前項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて国に納付することができる。

（昭四八法六九・追加）

（予算の計上）

第三十三条 補償及び第二十二条第一項に規定する福祉事業に要する経費は、公務上の災害又は通勤による災害に関する人事院の統計的研究の結果に基づいて、予算に計上されなければならない。

（昭四八法六九・昭六〇法六七・平七法六二・一部改正）

（罰則）

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだ者

二 第二十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

（昭三五法九九・平七法六二・一部改正）

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

○職員の災害補償（抄）

〔昭和四十八年十一月一日〕
人事院規則一六〇〇

最終改正 令和四年三月二日人事院規則一六〇〇七二号

（未施行）

（国際平和協力手当）

第十条 職員が事故発生日に国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第五号に規定する国際平和協力業務をいう。）に従事するため外国旅行中であつて、かつ、補償法第四条第一項に規定する期間に国際平和協力手当（国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律第十七条に規定する手当をいう。）の支給を受けた場合には、これを補償法第四条第二項に規定する給与法に定める給与に加えるものとする。

（平四人事規一六〇〇一三・追加、平一六人事規一四一・旧第十条の

二繰上、平一八人事規一六〇〇一六三・一部改正）

（障害等級に該当する障害）

第二十五条の四 補償法第十三条第二項の各障害等級に該当する障害は、別表第五に定めるところによる。

2 別表第五に掲げられていない障害であつて、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の災害補償）

げられている当該障害等級に該当する障害とする。

（平一八人事規一六〇〇一四六・追加）

（遺族補償一時金の額）

第三十条 補償法第十七条の六第一項の規定による遺族補償一時金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、平均給与額に当該各号に掲げる日数を乗じて得た額とする。

一 補償法第十七条の五第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千日

二 補償法第十七条の五第一項第三号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の三親等内の親族で十八歳未満若しくは五十五歳以上の年齢であつたもの又は職員の三親等内の親族で前条に定める障害の状態にあつたもの 七百日

三 補償法第十七条の五第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者 四百日

（昭五七年九月三〇日・昭六〇人事規一六〇〇一・一部改正）

第四章 隊員の人事・給与・処遇（職員の災害補償）

別表第五（第二十五条の四関係）

（平一八人事規一六〇—四六・全改）

平三人事規一六〇—五六・一部改正

障害等級	障害
第一級	<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したものと 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの
第二級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失つたもの 六 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に

第四級	第五級
<ul style="list-style-type: none"> 一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廃したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失つたもの 五 一下肢を足関節以上で失つたもの

	<p>六 一上肢の用を全廃したもの</p> <p>七 一下肢の用を全廃したもの</p> <p>八 両足の足指の全部を失つたもの</p>	第六級
第七級	<p>一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが</p>	<p>一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの</p> <p>八 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの</p>

	<p>四 できない程度になつたもの</p> <p>四 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>六 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの</p> <p>七 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</p> <p>八 一足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>九 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの</p> <p>十一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十二 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十三 両側の鞏丸を失つたもの</p>	第八級
第八級	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になつたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p>	

第九級	<p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したものの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失つたもの</p> <p>一 両眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になつたもの</p> <p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失つたもの</p>
-----	---

第十級	<p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することが出来る労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することが出来る労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの</p> <p>十三 一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの</p> <p>十五 一足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十六 外貌に相当程度の醜状を残すもの</p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p> <p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 正面視で複視を残すもの</p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃</p>
-----	--

	<p>したもの</p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したものの</p> <p>九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</p> <p>十 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>十一 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>	<p>第十一級</p>
<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>七 脊柱に変形を残すもの</p> <p>八 一手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>九 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>		

<p>第十二級</p>	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に変形を残すもの</p> <p>九 一手の小指を失つたもの</p> <p>十 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの</p> <p>十一 一足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの</p> <p>十二 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 外貌に醜状を残すもの</p>	<p>第十三級</p>
<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 正面視以外で複視を残すもの</p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p>		

	<p>もの</p> <p>四 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまっつけはげを残すもの</p> <p>五 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一手の小指の用を廃したもの</p> <p>八 一手の母指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの</p> <p>十一 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの</p>
<p>第十四級</p>	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっつけはげを残すもの</p> <p>二 三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</p>

	<p>七 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>八 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p>
--	--

○国際平和協力隊の隊員賞じゅつ規程

〔平成26年7月24日〕
〔内閣府訓令第38号〕

改正 平成28年3月16日内閣府訓令第4号

(総則)

第1条 国際平和協力隊の隊員(以下「隊員」という。ただし、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第14条第1項及び第2項に規定する者を除く。)が、国際平和協力業務に従事するに当たり、危害又は災害を受けることが予想されるにかかわらず、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し若しくは障害の状態になったときは、この訓令の定めるところにより賞じゅつ金を授与することができる。

(賞じゅつ金の種類)

第2条 賞じゅつ金の種類は、殉職者賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び障害者賞じゅつ金とする。

(殉職者賞じゅつ金)

第3条 殉職者賞じゅつ金は、2,520万円以下とし、別表第1に定める功績の程度により、同表に定める金額を授与する。

(殉職者特別賞じゅつ金)

第4条 前条の規定にかかわらず、隊員が上司の命を受けて特に生命の危険が予想される場所に赴き、危害又は災害を受けることが予想されるにかかわらず、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行したことに基づいて危害又は災害を受けた結果死亡し、別表第1に定める功績の程度1に該当した場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゅつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゅつ金の減額については、別表第1「殉職者賞じゅつ金」の欄中の減額に関する規定を準用する。

3 殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は、前条に定める殉職者賞じゅつ金は授与しない。

(賞じゅつ金を授与される者)

第5条 殉職者賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金は、隊員の遺族に授与するものとし、その遺族の範囲及び順位は、国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第17条の5及び第17条の6第2項の例による。

(障害者賞じゅつ金)

第6条 障害者賞じゅつ金は、2,060万円以下とし、別表第2に定める功績及び障

害の程度により、同表に定める金額を授与する。

- 2 前項の障害とは、国家公務員災害補償法第13条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害を指し、その程度は、同項後段の規定による人事院規則の定めによる。

(賞じゅつ金の授与)

第7条 賞じゅつ金の授与は、内閣総理大臣が行う。

附 則

- 1 この訓令は、平成26年7月24日から施行する。
- 2 当分の間、この訓令による賞じゅつ金の額は、国及び地方公共団体が地方公務員に対し授与する額との権衡を考慮して、第3条、第4条及び第6条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額に、100分の100に相当する額を加算して得た額とすることができる。

附 則 (平成28年3月16日内閣府訓令第4号)

この訓令は、平成28年3月29日から施行する。

別表第1 殉職者賞じゅつ金（第3条関係）

功 績 の 程 度	金 額
1 特に抜群の功労があり他の模範となると認められるもの	2,520万円
2 抜群の功労があり他の模範となると認められるもの	1,870万円
3 特に顕著な功労があると認められるもの	900万円以上 1,360万円以下
4 多大な功労があると認められるもの	490万円
これを受ける遺族が国家公務員災害補償法第17条の5第1項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、この2分の1に相当する額以内を減額することができる。	

別表第2 障害者賞じゅつ金（第6条関係）

功績の 程度 障害 の程度	(一) 抜群の功労が あり他の模範と なると認められ るもの	(二) 特に顕著な功 労があると認め られるもの	(三) 多大な功労が あると認められ るもの
第 1 級	1,870万円	1,360万円以下 900万円以上	490万円
第 2 級	1,550万円	1,210万円以下 790万円以上	460万円
第 3 級	1,360万円	1,070万円以下 710万円以上	410万円
第 4 級	1,210万円	950万円以下 640万円以上	360万円
第 5 級	1,030万円	820万円以下 550万円以上	310万円
第 6 級	900万円	700万円以下 470万円以上	280万円
第 7 級	760万円	590万円以下 410万円以上	230万円
第 8 級	640万円	490万円以下 340万円以上	190万円
1 この表の等級又は金額の決定については、国家公務員災害補償法第13			

条第2項、第5項から第7項までの規定の例による。

- 2 特に抜群の功労があり、他の模範となると認められるものであって障害の程度の等級が第1級に該当するものについては、第1級の最高額に190万円を加算することができる。

○国際平和協力業務に従事する者に対する特別ほう賞実施要領

(平成4年9月8日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）に基づいて国際平和協力業務に従事する者に対し、その職務の遂行を保護し、任務の完遂を確保するため、下記の要領により、特別ほう賞を実施するものとする。

記

第1 国際平和協力業務に従事する者が、その業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなく職務を遂行し、そのため死亡し、又は著しい身体障害が残ることが明らかな場合において、その行為が特に賞すべきものであると認められるときは、内閣総理大臣は、その者の功労を表彰し、特別ほう賞金を授与する。

第2 殉職者に対する表彰は、生前にさかのぼって行うものとする。

第3 特別ほう賞金は、殉職者ほう賞金及び障害者ほう賞金とし、殉職者ほう賞金の額は別表第1、障害者ほう賞金の額は別表第2のとおりとする。

第4 殉職者ほう賞金は、殉職者の遺族に授与するものとする。

2 遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、殉職者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前2号に掲げる者のほか、殉職者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

3 殉職者ほう賞金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 殉職者ほう賞金を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合においては、殉職者ほう賞金は、その人数によって等分して授与するものとする。

5 殉職者ほう賞金を受けるべき遺族が、第2項第3号又は第4号に掲げる者であるときは、その2分の1に相当する額以内を減額することができる。

第5 この要領は、平成4年9月11日から施行する。

別表第 1

功 労 の 区 分	金 額
特に抜群の功労があると認められる場合	7,000,000円を超え、10,000,000円以下
抜群の功労があると認められる場合	5,000,000円を超え、7,000,000円以下
顕著な功労があると認められる場合	5,000,000円以下

別表第 2

身体障害 の程度 功労の区分	身体障害が著しく 重いものである場合	身体障害が特に重 いものである場合	身体障害が重いも のである場合
抜群の功労があ ると認められる 場合	4,900,000円を超 え、7,000,000円以 下の金額	2,800,000円を超 え、4,900,000円以 下の金額	2,800,000円以下 の金額
顕著な功労があ ると認められる 場合	3,500,000円を超 え、5,500,000円以 下の金額	2,000,000円を超 え、3,500,000円以 下の金額	2,000,000円以下 の金額

備考

- 1 身体障害が著しく重いものである場合とは、身体障害が国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表（以下「別表」という。）の第1級から第3級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 2 身体障害が特に重いものである場合とは、身体障害が別表第4級から第6級までの等級に該当するものである場合をいう。
- 3 身体障害が重いものである場合とは、身体障害が別表第7級から第8級までの等級に該当するものである場合をいう。

○国際機関等に派遣される一般職の 国家公務員の処遇等に関する法律

(抄)

〔昭和四十五年十二月十七日〕
法律 第百十七号

〔最終改正 令和三年六月二日法律第六一号〕

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律をここに公布する。

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、国際協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)の処遇等について定めるものとする。

(職員の派遣)

第二条 任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。以下同じ。)は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させ

るため、部内の職員(人事院規則で定める職員を除く。)を派遣することができる。

一 わが国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、人事院規則で定めるもの

2 任命権者は、前項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(派遣職員の身分)

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 任命権者は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、すみやかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三

条第一項に規定する準則)で定める。

(昭四五法二一九・平八法二二二・平九法二二二・平七法二二三・平一八法二〇一・平二法四一・一部改正)

第六条 派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同法第四条の規定にかかわらず、人事院規則で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し国家公務員災害補償法の規定による補償を行なう場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同法の規定による補償を行なわない。

(昭四八法六九・昭五五法一〇一・一部改正)

第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行なわ

れることとなつたため、前条第三項の規定により、当該災害に対する国家公務員災害補償法の規定による補償が行なわれないこととなつた場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

(昭四八法六九・昭五八法八二・平八法八二・一部改正)

第八条

派遣職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項又は附則第六項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(昭六〇法九七・昭六〇法一〇五・昭六〇法一〇九・昭三法九一・平三法一〇九・平六法三三・平七法五二・平一九法一〇八・一部改正)

(派遣職員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第九条

派遣職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(昭六一法九三・平一七法二五・一部改正)

(派遣職員に対する旅費の支給)

第十条

派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

(派遣職員の復帰時における処遇)

第十一条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(人事院規則への委任)

第十二条 第二条から第四条まで及び第六条の規定の実施に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

附 則
抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

【参考】

○国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

〔平成七年十月二十七日〕
法律第百二十二号

最終改正 平成二十七年九月三〇日法律第七十六号

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律をここに公布する。

国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

(平一八法二一八・改称)

(趣旨)

第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。)の処遇等について定めるものとする。

(平一八法二一八・一部改正)

(職員の派遣)

第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができる。ただし、防衛装

備庁に所属する職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十条の二第二項第六号に規定する幹部隊員及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛装備庁長官が行う。

一 我が国が加盟している国際機関

二 外国政府の機関

三 前二号に準ずる機関で、政令で定めるもの

2 前項の業務は、次に掲げるものとする。ただし、第八号から第十一号までに掲げる業務にあつては、国際連合事務局の内部部局であつて当該業務を所掌するものとして政令で定めるものに行うものに限る。

一 軍備管理又は軍縮に関する条約その他の国際約束で我が国が締結したものに基づいて行う査察その他の検証

二 前号に規定する条約その他の国際約束に基づいて行う技術上の協力

三 人道的精神に基づいて行う医療その他の援助

四 前三号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練

五 前各号に掲げる業務の管理

六 学術に関する研究又は教育

七 前各号に掲げる業務に準ずるものとして政令で定める業務

八 国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下この号において「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、

紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、

武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国際連合の統括の下に行われる活動であつて、国際連合事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国際連合によつて実施されるものうち、次に掲げるものの方針の策定又は当該活動の基準の設定若しくは計画の作成

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下この号において同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施され

る活動

九 人道的精神に基づいて行われる地雷の除去に関する活動（前号に掲げるものを除く。）の援助の方針の策定、当該活動が円滑に行われるための基準の設定若しくは計画の作成又は当該活動に対する資金の供与

十 前二号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整又は調査若しくは研究

十一 前三号に掲げる業務の管理

3 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

（平一三政二五・平一八法二八・平一九法八〇・平二七法三九・平二

七法七六・一部改正

（派遣職員の身分）

第三条 前条第一項の規定により派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

第四条 防衛大臣又は防衛装備庁長官は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなつたときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

（平一八法二八・平一九法八〇・平二七法三九・一部改正）

（派遣職員の給与）

第四章 隊員の人事・給与・処遇

（参考―国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律）

六二七

第五条

派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 前項の規定による給与の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

（平九法二四・平一七法二二・平一八法二二・平二四法四一・一部

改正）

（派遣職員の業務上の災害に対する補償等）

第六条 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る給与法第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同項において準用する同法第四条の規定及び給与法第二十七條第二項の規定にかかわらず、政令で定める。

3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、給与法第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同項において準用

する同法の規定による補償を行わない。

（平一八法二八・一部改正）

第七条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対して派遣先の機関等から補償が行われることとなったため、前条第三項の規定により、当該災害に対する給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による補償が行われないこととなった場合における当該派遣先の機関等からの補償を同法の規定による補償に相当する補償とみなす。

（平八法八二・一部改正）

第八条 派遣職員に関する給与法第二十二条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第九条 派遣職員に関する給与法第二十三条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第十条 派遣職員に関する国家公務員退職手当法等の特例

（派遣職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第五条第一項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項（給与法第二十八条の二第五項において準用する場合

を含む。）の規定の適用については、派遣の期間は、国家公務員退職手当法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（平一七法一五・一部改正）

第十一条 派遣職員に関する学資金の返還等）
（派遣職員に関する学資金の返還等）
第十一条 派遣職員に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

（平一八法二一八・平二七法三九・一部改正）

第十二条 派遣職員には、特に必要があると認められるときは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める赴任の例に準じ旅費を支給することができる。

（派遣職員の復帰時における処遇）

第十三条 派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する処遇については、部内職員との均衡を失することのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

（政令への委任）

第十四条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成七年政令第四三七号で平成八年一月一日から施行）